

3 基地と市民生活

(1) 航空機騒音

終戦後、旧陸軍多摩飛行場は米軍に接收され、横田基地と改称されて米軍基地として機能するようになり、航空機騒音の態様は大きく変化した。米軍が使用するようになり、基地は拡大され、朝鮮戦争の間にB-29等の爆撃機の離発着による騒音が増大してきた。このころから航空機の大形化、ジェット化も進み、基地は更に拡大されて、本土における重要な基地となった。

昭和38年12月には、騒音のひどいF-105Dが板付基地から移駐するとの発表があり、移駐の反対運動が起こる等、航空機の騒音が大きな問題となってきた。このような中で、昭和38年から小中学校の防音工事（鉄筋コンクリート改築）が行われるようになった。

また、昭和38年11月、日米合同委員会の下に、在日米軍の横田、板付基地の騒音問題を検討の対象とした航空機騒音対策分科委員会が開催され、この分科委員会から提出された勧告に基づき、日米合同委員会は、昭和39年4月17日にガイドラインともいうべき「横田飛行場周辺に係る航空機騒音の軽減措置」を承認した。これにより、昭和39年に戦闘機の消音装置が設置されたが、こうした措置を行っても騒音問題が完全に解消されるわけではなく、ベトナム戦争の激化等により、騒音問題は、より深刻なものとなっていった。隣接の昭島市では、集団移転も行われた。

昭和46年5月には、F-4戦闘機部隊が沖縄に移駐し、基地騒音からの解放が期待されたが、代わりにC-141、C-5A等の大型輸送機や米軍チャーターの民間輸送機の発着が増え、昭和50年9月には、嘉手納基地から16機のC-130が移駐し、更に平成元年9月と12月には再三の中止要請にもかかわらず、C-9が3機とC-130が4機、フィリピンのクラーク基地から移駐された。

昭和58年1月からは、米空母艦載機による離発着訓練が始まり、市街地上空での旋回訓練が開始された。新たな騒音問題が発生し、市では、東京都並びに横田基地周辺市町とも連携を図りながら国（外務省、防衛庁、防衛施設庁等）、アメリカ大使館及び在日米軍に対し米空母による離着陸訓練の中止要請を行った。なお、平成12年9月以後、横田基地では艦載機の離発着訓練は行われていない。

航空機騒音は、市民生活への影響が大きいため、今後も引き続き、騒音測定を継続していくとともに、国及び米軍に対して、市民から寄せられる騒音苦情の国や米軍への連絡及び申入れ、航空機の運用や訓練・演習に対するその都度の要請、また、横田基地における空母艦載機の着陸訓練（FCLP）の中止、住宅防音工事等の国の周辺対策事業の充実及び強化の要請等、東京都や横田基地周辺市町等とも連携しながら取り組む必要がある。

ア 航空機騒音に係る環境基準

昭和48年12月に、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境上の条件につき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持することが望ましい航空機騒音に係る基準及びその達成期間について、環境庁から告示された。

なお、航空機騒音に係る環境基準は、騒音測定機器が技術的に進歩したこと、また、諸外国の動向にあわせて、平成19年12月に一部改正がなされている。この改正により、評価指標として、WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）からLden（時間帯補正等価騒音レベル）が採用されることとなった（施行日：平成25年4月1日）。

環境基準は、地域を「Ⅰ類型」と「Ⅱ類型」に区分しており、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定することとなっている。

I 類型…専ら住居の用に供される地域で、基準値 57dB 以下

II 類型… I 類型以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域で、基準値 62dB 以下

※dB (デシベル) : 音の強さを表す単位 (音圧レベル)。平成 5 年 11 月 1 日に改正計量法が施行され、従来「ホン」または「デシベル」の両方を使用していたが、国際規格のデシベルに統一された。

※Lden : 時間帯補正等価騒音レベル (夕方の騒音、夜間の騒音に重み付けを行い評価した 1 日の等価騒音レベル)。Lden の「den」は、Day (昼)、Evening (夕)、Night (夜) の頭文字である。航空機の離着陸などに伴い発生する飛行騒音に加え、航空機が滑走路・誘導路上を移動する際の騒音やエンジンテストによる騒音等の地上騒音も測定・評価の対象となっている。

達成期間等について、公共用飛行場等の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに達成され、又は維持されるべき期間が示されている。

(ア) 環境基準は、公共用飛行場の周辺地域においては、飛行場の区分ごとに次表の達成期間の欄に掲げる期間で達成され、又は維持されるものとする。この場合において、達成期間が 5 年をこえる地域においては、中間的に同表の改善目標の欄に掲げる目標を達成しつつ、段階的に環境基準が達成されるようにするものとする。

飛行場の区分		達成期間	改善目標
新設飛行場		直ちに	—
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港 (福岡空港を除く。)	A	5 年以内
		B	10 年以内
	成田国際空港		
第一種空港 (成田国際空港を除く。) 及び福岡空港	10 年をこえる期間内に可及的速やかに	1 5 年以内に、70dB 未満とすること又は 70dB 以上の地域において屋内で 50dB 以下とすること。 2 10 年以内に、62dB 未満とすること又は 62dB 以上の地域において屋内で 47dB 以下とすること。	

既設飛行場の区分は、環境基準が定められた日における区分とする。

第二種空港のうち、B とはターボジェット発動機を有する航空機が定期航空運送事業として離着陸するものをいい、A とは B を除くものをいう。

達成期間の欄に掲げる期間及び各改善目標を達成するための期間は、環境基準が定められた日から起算する。

(イ) 自衛隊等が使用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある (ア) の表の飛行場の区分

に準じて環境基準が達成され、又は維持されるように努めるものとする。

- (ウ) 航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、(ア) の達成期間で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望するものに対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

【横田飛行場における環境基準の指定地域等】

東京都における環境基準の類型をあてはめる地域の指定については、都知事が東京国際空港(昭和51年11月)に次いで、横田飛行場を昭和53年3月に告示している(昭和53年3月31日告示第309号)。なお、横田飛行場は、公共用飛行場の第一種空港に相当するものとされている。

区域：滑走路の北側短辺と南側短辺の中心を結ぶ直線(以下「中心線」という。)から直角方向に東側2,000mの地点を通る中心線と平行な直線、中心線から直角方向に西側3,000mの地点を通る中心線と平行な直線、東京都と埼玉県との境界及び町田市と八王子市との境界に囲まれた地域。ただし、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域、並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年条約第7号)第2条第1項の規定による施設及び区域の存する区域を除く。

地域類型：Ⅰ…都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域。Ⅱ…都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

【住宅防音工事の助成に係る区域の見直し】

横田基地における住宅防音工事の対象区域である第一種区域(75W以上の区域、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第4条の規定による区域指定の指定)は、昭和59年3月31日の最終告示から20年以上が経過し、その間、横田基地の航空機の騒音状況に変化(配備機種の変更等による騒音の減少)が見られることから、騒音の実態に即した第一種区域等の見直しが行われた。(平成17年10月20日告示)

区域指定の状況及び対象世帯数(概数)

第一種区域	WECPNL85	(昭和54年8月31日告示)
	WECPNL80	(昭和55年9月10日告示)
	WECPNL75	(昭和59年3月31日告示)
第一種区域の見直し(指定区域の解除)		(平成17年10月20日告示)

見直しによる影響

	昭和59年3月31日現在	平成17年10月20日現在
面積	5,030ha	2,550ha
世帯数	37,790世帯(推計)	20,800世帯(推計)

第二種区域（第5条による移転の補償等）

WECPNL90

（昭和54年8月31日告示）

第二種区域の見直し（指定区域の解除）

（平成17年10月20日告示）

イ 航空機騒音測定

また、東京都でも環境基準の地域類型の指定に伴い、横田飛行場については、4地点で固定調査を、12地点で分布調査を実施している。

【福生市による騒音測定】

市では航空機騒音の状況を把握するため、市内2箇所に航空機騒音測定機を設置し常時測定を実施している。また、測定結果は、広報ふっさ、市ホームページ、事務報告書等に掲載・公表している。

（ア） 離着陸付近

測定場所：福生市大字熊川1,571番地付近（誘導灯付近）

測定機種：リオン株式会社製 リオンNA-39型

測定条件：70dB以上の音が3秒間継続し、かつ、暗騒音+10dB以上の騒音を記録している。

類 型：Ⅰ（第一種低層住居専用地域）

その他：昭和45年11月から不定期的に市内各所で測定を行っていたが、定期的な測定を行うため、昭和49年から福生市大字熊川1,603番地2の不燃物終末処理場（さつき園）で測定を開始した。処理場の閉鎖により昭和54年9月から福生市リサイクルセンター事務所屋上に設置（リオンNA-30）し、平成7年10月まで測定を行っていたが、より正確な測定を行うため、離着陸直下である誘導灯付近（大字熊川1,571番地付近）に設置替え（リオンNA-35）し、11月から測定を開始した。

なお、平成25年4月1日に環境基準が改正されたため、平成22年4月1日より、新基準に対応したリオンNA-37型で測定しており、令和8年1月からはリオンNA-39型で測定をしている。

（イ） 市街地内

測定場所：福生市本町5番地（福生市役所屋上）

測定機種：リオン株式会社製 リオンNA-39型

測定条件：70dB以上の音が5秒間継続し、かつ、暗騒音+10dB以上の騒音を記録している。

類 型：Ⅱ（近隣商業地域）

その他：リサイクルセンター（平成7年11月からは誘導灯付近）の場所は飛行直下であり、また、福生市の東端でもあるため、住宅地の平均的な位置での測定も必要なことから、市の中心的な位置という点と上空を航空機が通過する例が多くある点を考慮し、平成2年8月に市役所屋上に測定機を設置し、9月から測定を始めた。

なお、平成25年4月1日には環境基準が改正されたため、平成22年4月1日より、新基準に対応したリオンNA-37型で測定しており、令和8年1月からはリオンNA-39型で測定をしている。

※暗騒音：ある一つの特定騒音に着目した場合、それ以外のすべての騒音。ある場所の騒音の状況を決定する騒音源として航空機騒音、鉄道騒音、自動車騒音等がある場合、騒音源が特定できるものはすべて特定騒音であるが、航空機騒音に着目したとき、それを除くすべての騒音は暗騒音となる。

【東京都による騒音調査】

環境局環境改善部大気保全課が担当しており、横田基地の東西南北の4地点（瑞穂町、昭島市、福生市及び武蔵村山市）で固定調査を、滑走路の延長線上を中心に12地点（瑞穂町、羽村市、福生市、立川市、昭島市、八王子市及び日野市）で分布調査を実施している。

固定調査（同一地点で、通年連続して測定を実施する調査）については、市内では福生第二中学校が調査地点となっている。平成7年10月より調査が開始されているが、調査開始以来、環境基準に適合している。

分布調査（1測定地点につき連続した2週間で測定を実施する調査）については、市内では福生第五小学校が調査地点となっているが、同様に環境基準に適合している。

出典：令和7年12月17日東京都環境局報道発表資料

ウ 騒音苦情

航空機騒音に対して、市民より多くの苦情が寄せられている。

以前は、苦情の8割以上が米空母艦載機（E-2C、S-3B及びC-2）の離着陸訓練に関するものであったが、硫黄島に艦載機の陸上着陸訓練の暫定代替訓練施設が完成してからは、艦載機の離着陸訓練は硫黄島で行われるようになり、横田基地での訓練は、平成12年9月を最後に実施されていない。

近年は、横田基地の常駐機（C-130、CV-22等）の市内上空での飛行訓練やセスナ機に関する苦情がほとんどである。

市では、苦情を受ける都度、受付日時や苦情の内容を防衛省北関東防衛局横田防衛事務所を通じ、横田基地に申し入れるとともに、必要に応じて直接、横田基地に対しても申し入れを行っている。

また、東京都や横田基地周辺5市1町でも連携して、国や米軍に対して、日米合同委員会の合意事項の遵守、夜間及び早朝の制限時間の拡大、土日や年末年始等の特別な日における飛行配慮、基地周辺市街地上空での低空飛行や旋回飛行を行わないこと等を要請している。なお、正月三が日における飛行の差控えについては、毎年11月頃に別個に要請を行っている。

更に、市議会横田基地対策特別委員会においても、国に対して、騒音防止対策の推進について、強く要請している。

なお、セスナ機は、横田フライト・トレーニングセンターに所属するもので、米軍における航空機の操縦、整備等の技術に熟達する機会を与え、米軍における航空技術の普及・促進を目的として、米軍の飛行クラブにより運用されている。

年度別航空機騒音苦情受付件数

年度	軍用機等		セスナ機		合計	
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)
27	160	84.7	29	15.3	189	100.0
28	111	74.5	38	25.5	149	100.0
29	73	59.3	50	40.7	123	100.0
30	83	69.7	36	30.3	119	100.0
令和元	118	81.9	26	18.1	144	100.0
2	105	77.8	30	22.2	135	100.0
3	57	63.3	33	36.7	90	100.0
4	140	60.1	93	39.9	233	100.0
5	97	43.9	124	56.1	221	100.0
6	130	45.9	153	54.1	283	100.0
7	25		5		30	

※表中、令和7年度については、令和7年12月末現在の件数である。

エ 米空母艦載機による訓練

米海軍第7艦隊に所属する空母ミッドウェーの艦載機による夜間離発着訓練（Night Landing Practice=NLP）は、横須賀港が母港化された昭和48年10月から米軍の三沢、岩国基地で始まっている。その後、昭和57年2月から厚木基地、昭和58年1月から横田基地でも訓練が行われるようになった。

なお、平成3年9月に空母はミッドウェーからインディペンデンス、平成10年8月にキティホーク、更に平成20年9月に原子力空母ジョージ・ワシントン、平成27年10月には原子力空母ロナルド・レーガン、令和6年11月にジョージ・ワシントンに交代した。

（ア） 夜間離発着訓練NLPとは

空母への着艦は、陸上基地への着陸に比べてはるかに高度な技量を必要とするため、米海軍では艦載機のパイロットの資格として発着艦技能資格制度を採用している。この資格を取得してもパイロットは訓練により常に練度を保つ必要があり、特に長期間の休養休暇後空母に帰艦するには、陸上での夜間離着陸訓練が必要不可欠と言われている。この訓練は、滑走路の一部を空母の飛行甲板に見立てて、滑走路の定められた一点を基点に離着陸を行う。夜間における空母への着艦を想定し、地上の誘導ライトを頼りに大きな推力を維持しつつ滑走路へ進入し着地後直ちに急上昇する。この一連の訓練飛行を繰り返し行うことによって、着艦技量を維持向上させている。

（イ） 横田基地での訓練経過と対応

横田基地では、従来主に所属機であるC-130による市内上空の旋回飛行訓練が行われていた。しかし、昭和58年1月5日、国（防衛施設庁）から「米海軍第7艦隊所属の空母艦ミッドウェーの艦載機E-2B（ホークアイ双発プロペラ機）2機による夜間離着陸訓練を午後6時から8時まで横田基地において実施する。訓練期間は1月5日から8日までの4日間である。」との連絡が入り訓練が実施された。これが、艦載機訓練の発端である。

この連絡を受けた市長は、国に対し「今回の飛行訓練については、その通告が訓練の直前であり、双発のプロペラ機ではあるが、かねてから懸念されている艦載機の本格的訓練になし崩し的に発展することを最も憂慮するものである。」とのコメントを発表し中止要請を行った。

しかし、訓練は天候不順により、1日は中止されたものの3日間実施され、市民から15件の騒音に対する苦情が寄せられた。

中止要請にもかかわらず訓練が実施されたことに対し、市長は基地が所在する周辺市町（立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村町及び瑞穂町）にも呼びかけ、基地周辺の4市2町連名で国及び基地に対し抗議を行った。

同年2月7日には、国より2回目の訓練通告があった。このことに対しても早速周辺市町とも協議し、中止要請を行った。

昭和59年、60年は空母ミッドウェーの船体等の修理が行われたこともあり実施されなかったが、その後も通告により訓練が実施され、平成12年9月までに45回の通告があり、1機～4機による訓練が昼夜にわたり実施された。

機種は、昭和 61 年に E-2 B から E-2 C に代わり、平成 3 年 9 月から空母がミッドウェーからインディペンデンスに交代したことにより、新たに S 3-B (ジェット機) が、さらに平成 6 年からは艦上輸送機の C-2 も加わり実施された。

なお、平成 12 年 8 月 25 日に通告があった 45 回目となる訓練については、大変な数の苦情が市に寄せられた。

この通告は従前同様に暫定施設がある硫黄島付近の悪天候により、9 月 18 日から 22 日までの 5 日間、12:00~17:00・19:00~22:00 まで実施する旨の通告であった。

市では、通告を受けると、直ちに口頭により抗議を行うとともに、9 月 1 日には市長・市議会議長並びに横田基地対策特別委員会正副委員長が東京防衛施設局に出向き中止要請を行った。しかし、18 日から通告どおり訓練が強行され、初日となる 9 月 18 日の訓練は長時間、低空飛行、市街地上空であったことから 105 件もの苦情が寄せられた。訓練は 22 日午後 2 時すぎに終了したが、当市には合わせて 288 件もの苦情が殺到し、近隣自治体を含める 726 件もの苦情があった。

通告の都度、市、市議会はもとより周辺市町とも連携を図り、訓練中止の要請及び抗議を基地、防衛庁、防衛施設庁、外務省、アメリカ大使館、米海軍司令官等に対し行った。

また、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会では平成 12 年 11 月に実施した今回の国等に対する横田基地対策に関する要望書の中に、飛行訓練を全面的に中止するとともに基地問題の解決のために横田基地の整理・縮小・返還等も含めた必要な措置を講ずる旨の文言を新たに加え、以後毎年要望している。

この間、こうした市街地上空での訓練飛行に対し、多くの市民から抗議や苦情が寄せられるとともに、市議会でも一般質問及び、横田基地対策特別委員会でも訓練の度にこの問題が取り上げられた。

(ウ) G C A (Ground Control Approach) について

艦載機訓練の一方法で、濃霧等で視界が悪い場合に管制塔からの電波による誘導により滑走路に近づく訓練。N L P と同様に旋回をするが、その飛行間隔は長く、着地をせずといわゆるローパスを行う。

(エ) 飛行コース等

風向きにより旋回方向は変わるが、滑走路中央付近から飛び立ち福生市内上空(主に、熊川都営住宅、一中、市役所、福生病院、二中、西多摩衛生組合付近)を飛行し、再び滑走路に車輪を接地し、またすぐに離陸して旋回飛行を繰り返すもので、3分から4分間隔で一周する。機数は、1機~4機であり、機数によっては連続的に飛行するため騒音が継続する。音の大きさは、市役所屋上の測定で概ね 80~90 d B を記録する。

(オ) 代替訓練施設の建設

周辺住民に大きな騒音をもたらす艦載機訓練の問題解決に必要とされる代替訓練施設については、昭和 60 年 1 月に開催された日米首脳会議で米大統領が自ら言及し、早期解決を内閣総理大臣に要請したと報道されており、日米間の大きな懸案となっていた。市

街地での訓練は、深刻な騒音問題が発生していることや街の灯火により訓練の効果が上がらないなどの事情もあり、国では、関東地方及びその周辺に十分な訓練ができる場所を確保しようと調査をしてきた経過があった。その結果、国は三宅島を適地として施設の建設を推進しようとしたが、住民の反対により建設には至らなかった。

平成元年1月に防衛施設庁は、訓練施設として硫黄島を暫定的に使用することを日米間で基本的に合意したと発表した。そして、平成元年度から5か年計画で整備されることになり、元年度の国予算に滑走路灯火施設、給油施設等の整備費が計上され、艦載機の陸上着陸訓練（FCLP=Field Carrier Landing Practice）の暫定代替訓練施設として硫黄島での工事が始まり、平成5年3月には、総工費約167億円をかけた訓練施設が完成した。

完成するまでに、整備の進捗状況に応じて可能な規模で訓練が行われていたが、この完成により、艦載機着陸訓練は硫黄島で行われることとなった。

(カ) 近年の状況

横田基地での艦載機着陸訓練は、平成12年9月を最後に実施されていないが、その後も、硫黄島における天候等の事情により、所要の訓練を実施できない場合に訓練が実施される予備飛行場として横田基地が指定されている。

近年では、令和7年5月の訓練において三沢、厚木及び岩国の各基地とともに横田基地が予備飛行場に指定されたため、横田基地周辺市町基地対策連絡会では、外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長等の国関係のほか、米海軍、米空軍関係に対して、横田基地において空母艦載機による着陸訓練を実施しないよう、強く要請している。

令和2年度航空機騒音測定結果

測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音圧 レベル (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
2年4月	9分55秒	106	1,201	545	10	1,756	58.5	64
	1分30秒	87	204	138	1	343	11.4	48
5月	6分13秒	103	889	289	17	1,195	38.5	63
	45秒	89	107	75	0	182	5.9	45
6月	7分53秒	113	1,049	461	18	1,528	50.9	64
	1分6秒	87	110	98	0	208	6.9	47
7月	5分52秒	109	941	222	16	1,179	38.0	62
	34秒	88	93	31	0	124	4.0	43
8月	8分41秒	115	1,390	342	19	1,751	56.5	67
	1分5秒	89	202	84	0	286	9.2	46
9月	14分47秒	114	740	126	23	889	29.6	67
	22秒	87	55	41	0	96	3.2	42
10月	8分40秒	114	928	286	16	1,230	39.7	65
	37秒	88	76	68	0	144	4.6	45
11月	6分31秒	99	964	210	13	1,187	39.6	62
	32秒	88	70	43	0	113	3.8	44
12月	5分10秒	112	657	221	10	888	28.6	62
	28秒	88	59	54	0	113	3.6	44
3年1月	7分18秒	109	1,005	341	20	1,366	44.1	64
	1分15秒	90	234	92	0	326	10.5	47
2月	5分27秒	110	659	239	20	918	32.8	62
	40秒	86	101	48	0	149	5.3	44
3月	8分37秒	120	1,195	271	22	1,488	48.0	67
	1分21秒	89	255	59	1	315	10.2	46
合 計			11,618	3,553	204	15,375	42.1	64
			1,566	831	2	2,399	6.6	45

令和3年度航空機騒音測定結果

測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音圧 レベル (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
3年4月	8分16秒	112	1,157	399	15	1,571	52.4	65
	1分19秒	86	194	131	0	325	10.8	47
5月	6分21秒	109	903	316	17	1,236	39.9	63
	48秒	87	121	68	1	190	6.1	45
6月	4分52秒	103	738	177	10	925	30.8	61
	27秒	84	115	23	0	138	4.6	41
7月	4分33秒	114	654	203	37	894	28.8	67
	22秒	84	61	50	0	111	3.6	41
8月	5分40秒	113	762	186	18	966	31.2	62
	22秒	87	61	39	1	101	3.3	42
9月	16分24秒	106	733	125	9	867	28.9	62
	38秒	85	124	42	0	166	5.5	43
10月	6分4秒	117	693	247	19	959	30.9	66
	52秒	100	94	82	3	179	5.8	48
11月	5分58秒	112	809	259	21	1,089	36.3	64
	1分10秒	89	186	65	11	262	8.7	48
12月	4分41秒	113	738	61	21	820	26.5	62
	37秒	92	108	20	7	135	4.4	45
4年1月	6分37秒	103	890	325	14	1,229	39.6	63
	50秒	86	108	89	14	211	6.8	48
2月	6分7秒	113	759	265	21	1,045	37.3	64
	1分2秒	99	140	82	3	225	8.0	49
3月	6分16秒	103	794	300	22	1,116	36.0	63
	45秒	89	133	77	0	210	6.8	45
合 計			9,630	2,863	224	12,717	34.8	64
			1,445	768	40	2,253	6.2	45

令和4年度航空機騒音測定結果

測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音圧 レベル (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
4年4月	6分30秒	105	809	368	20	1,197	39.9	65
	1分3秒	82	153	101	0	254	8.5	46
5月	7分15秒	114	1,047	243	32	1,322	42.6	70
	2分32秒	98	266	96	13	375	12.1	56
6月	4分55秒	105	650	221	21	892	29.7	63
	19秒	87	55	37	1	93	3.1	41
7月	5分38秒	114	906	191	21	1,118	36.1	64
	41秒	92	128	49	0	177	5.7	45
8月	6分18秒	102	1,015	224	15	1,254	40.5	62
	40秒	87	150	58	0	208	6.7	44
9月	12分55秒	114	732	226	22	980	32.7	64
	39秒	86	90	51	0	141	4.7	44
10月	6分30秒	112	787	235	27	1,049	33.8	63
	33秒	89	112	51	1	164	5.3	43
11月	5分51秒	122	849	190	30	1,069	35.6	67
	45秒	87	120	54	1	175	5.8	45
12月	5分0秒	110	615	179	6	800	25.8	61
	28秒	86	59	44	1	104	3.4	43
5年1月	6分14秒	118	883	258	19	1,160	37.4	64
	51秒	88	135	70	0	205	6.6	45
2月	6分5秒	106	707	259	28	994	35.5	63
	46秒	87	102	68	1	171	6.1	45
3月	6分22秒	122	866	212	18	1,096	35.4	72
	1分18秒	93	126	66	0	192	6.2	48
合 計			9,866	2,806	259	12,931	35.4	65
			1,496	745	18	2,259	6.2	45

令和5年度航空機騒音測定結果

測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音圧 レベル (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
5年4月	4分59秒	121	676	204	20	900	30.0	64
	43秒	87	82	77	0	159	5.3	44
5月	5分57秒	111	844	240	28	1,112	35.9	64
	49秒	90	111	40	1	152	4.9	46
6月	6分24秒	103	809	234	11	1,054	35.1	63
	27秒	88	55	43	0	98	3.3	42
7月	4分27秒	116	639	162	37	838	27.0	64
	20秒	95	43	25	0	68	2.2	42
8月	8分33秒	100	776	227	11	1,014	32.7	59
	31秒	83	75	55	0	130	4.2	43
9月	13分49秒	103	639	162	21	822	27.4	62
	14秒	87	33	25	0	58	1.9	40
10月	4分21秒	113	603	153	20	776	25.0	63
	30秒	88	57	56	0	113	3.6	44
11月	5分54秒	108	754	290	20	1,064	35.5	62
	40秒	85	61	85	1	147	4.9	45
12月	3分38秒	119	518	134	21	673	21.7	63
	24秒	98	53	36	1	90	2.9	45
6年1月	5分15秒	111	818	274	10	1,102	35.5	63
	49秒	86	132	85	0	217	7.0	45
2月	3分47秒	120	498	140	16	654	22.6	67
	25秒	87	62	12	0	74	2.6	42
3月	4分20秒	103	585	242	16	843	27.2	61
	30秒	89	54	73	2	129	4.2	44
合 計			8,159	2,462	231	10,852	29.7	63
			818	612	5	1,435	3.9	44

令和6年度航空機騒音測定結果

測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音圧 レベル (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
6年4月	4分48秒	119	628	207	15	850	28.3	67
	48秒	89	83	51	0	134	4.5	45
5月	4分3秒	114	681	95	8	784	25.3	64
	57秒	92	139	12	0	151	4.9	47
6月	3分56秒	119	515	187	11	713	23.8	64
	25秒	86	36	56	0	92	3.1	44
7月	4分59秒	104	516	144	9	669	30.4	62
	25秒	85	81	29	2	112	3.6	42
8月	5分53秒	107	758	166	5	929	30.0	60
	24秒	86	52	43	0	95	3.1	42
9月	17分28秒	104	696	140	20	856	28.5	63
	29秒	87	63	43	0	106	3.5	42
10月	5分2秒	115	646	213	47	906	29.2	64
	41秒	90	63	32	1	96	3.1	44
11月	6分8秒	108	674	326	18	1,018	33.9	62
	33秒	88	108	43	0	151	5.0	44
12月	4分20秒	110	626	168	12	806	26.0	61
	33秒	86	97	52	0	149	4.8	44
7年1月	6分45秒	110	863	268	21	1,152	37.2	64
	26秒	84	67	46	1	114	3.7	43
2月	7分35秒	101	841	410	12	1,263	45.1	63
	1分0秒	88	127	126	2	255	9.1	46
3月	6分8秒	121	845	224	26	1,095	35.3	71
	1分14秒	95	147	48	5	200	6.5	48
合 計			8,289	2,548	204	11,041	30.2	63
			1,063	581	11	1,655	4.5	44

※データ欠損期間：誘導灯付近 7月22日22：43～8月1日14：32

令和7年度航空機騒音測定結果

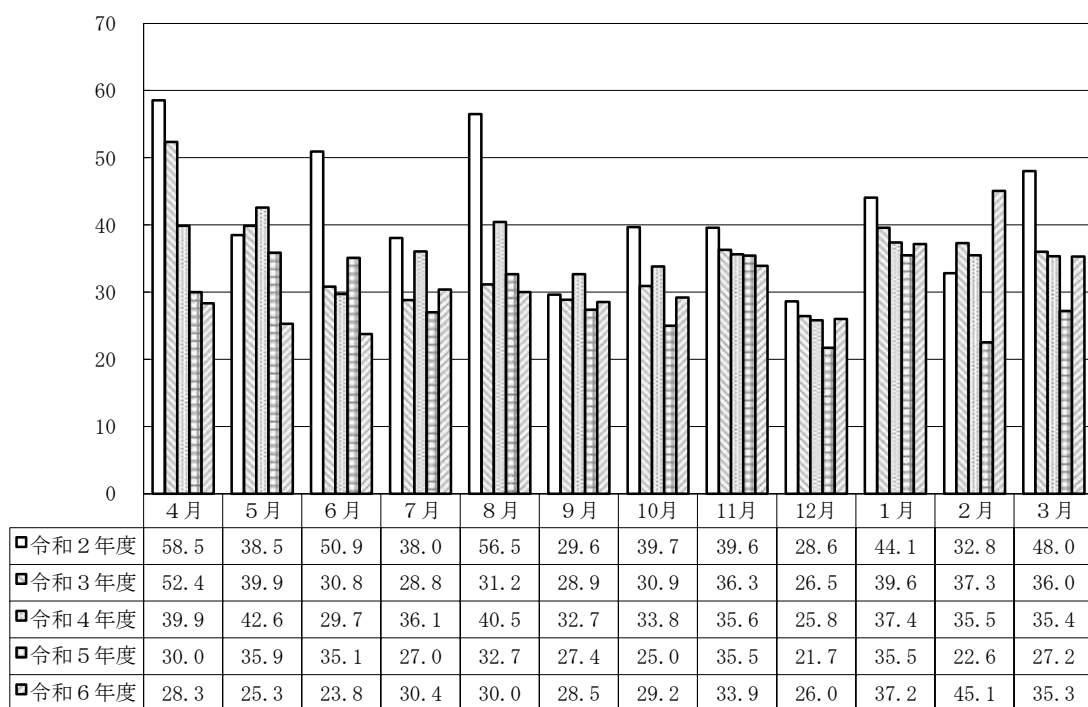
測定場所 上段：誘導灯付近
下段：市役所屋上

月 別	暴露時間 (1日平均)	最高音 (dB)	測 定 回 数				1日平均 (回/日)	Lden (dB)
			7時～19時	19時～22時	22時～翌7時	合 計		
7年4月	6分53秒	113	855	341	27	1,223	40.8	66
	46秒	92	76	68	2	146	4.9	46
5月	4分38秒	123	727	158	12	897	28.9	65
	41秒	96	87	37	3	127	4.1	47
6月	4分50秒	103	696	211	12	919	30.6	62
	21秒	88	49	26	0	75	2.5	42
7月	4分56秒	104	690	199	43	932	30.1	63
	18秒	87	42	43	0	85	2.7	41
8月	8分53秒	111	873	233	23	1,129	36.4	64
	30秒	93	66	42	1	109	3.5	44
9月	23分52秒	120	868	213	15	1,096	36.5	67
	56秒	88	98	72	1	171	5.7	46
10月	5分56秒	120	848	237	76	1,161	37.5	70
	1分4秒	91	101	67	8	176	5.7	48
11月	5分39秒	113	716	242	40	998	33.3	64
	54秒	87	114	75	7	196	6.5	46
12月		111	639	245	15	899	29.0	62
		89	94	62	13	169	5.5	46
8年1月								
2月								
3月								
合 計			6,912	2,079	263	9,254	33.7	
			727	492	35	1,254	4.6	

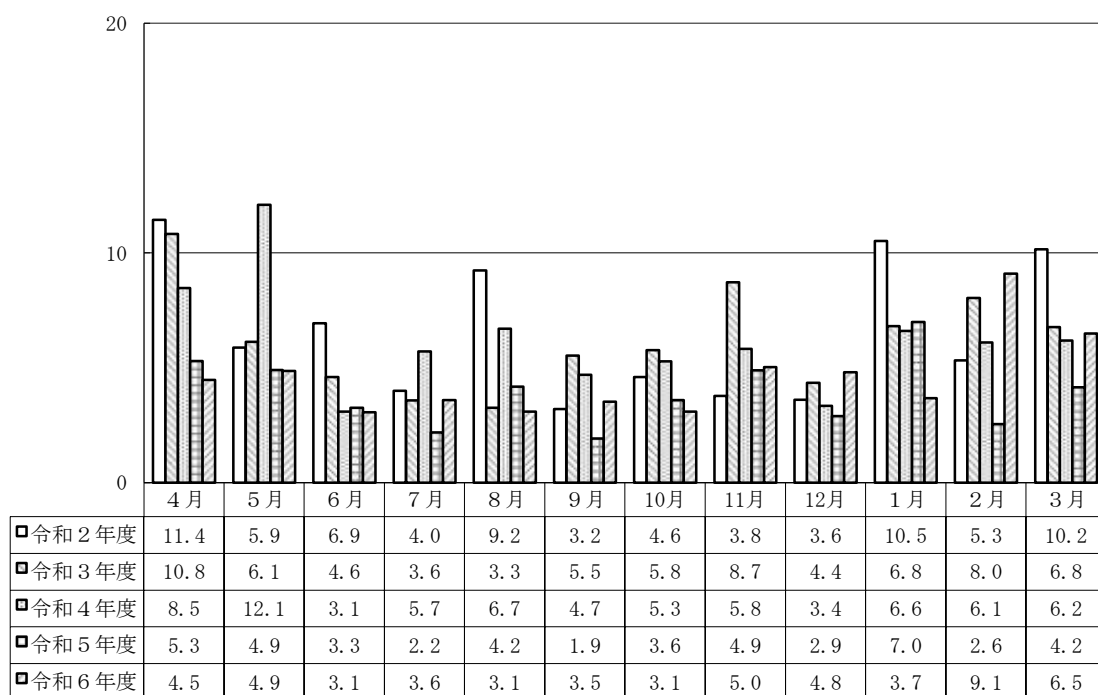
※データ欠損期間：誘導灯付近12月15日、市役所屋上12月16日

※12月の暴露時間（1日平均）は機器の更新作業に伴い、令和7年度時点で不明

航空騒音機測定回数（1日平均） 測定場所：誘導灯付近



航空機騒音測定回数（1日平均） 測定場所：市役所屋上

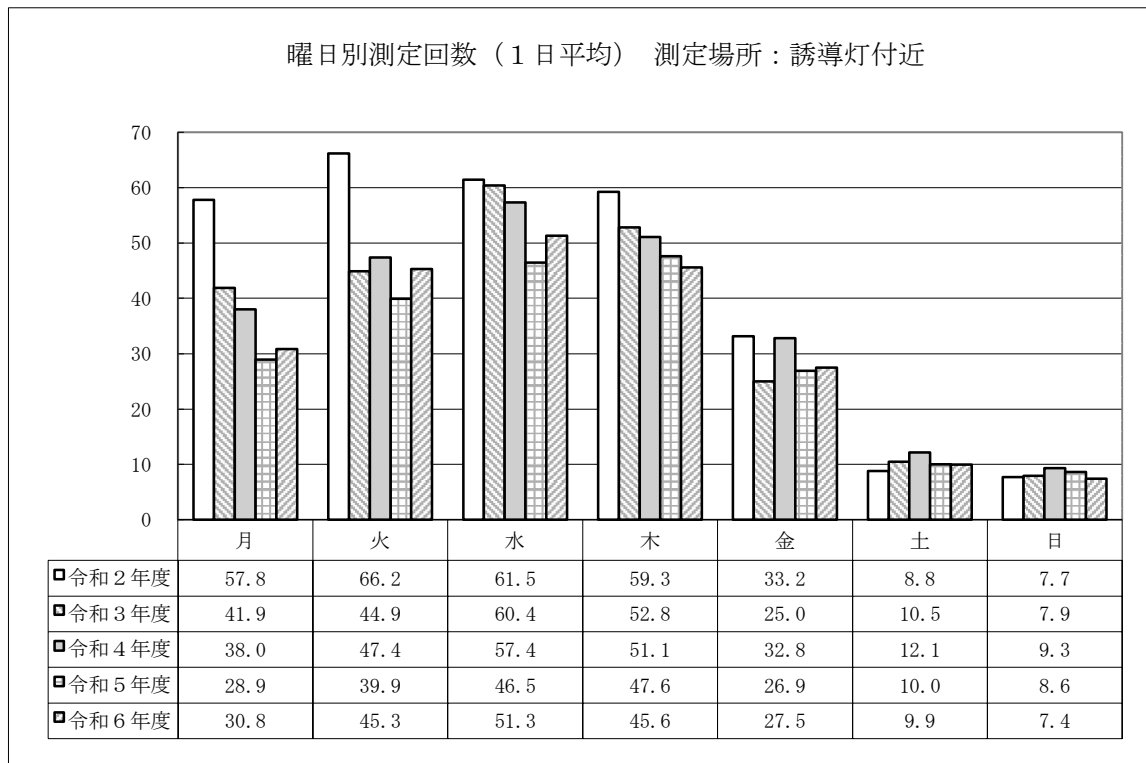


曜日別測定回数

測定場所：誘導灯付近

		月	火	水	木	金	土	日	合計
2 年 度	測定回数	3,004	3,441	3,261	3,085	1,727	456	401	15,375
	測定日数	52	52	53	52	52	52	52	365
	平均回数	57.8	66.2	61.5	59.3	33.2	8.8	7.7	42.1
3 年 度	測定回数	2,180	2,333	3,141	2,801	1,301	548	413	12,717
	測定日数	52	52	52	53	52	52	52	365
	平均回数	41.9	44.9	60.4	52.8	25.0	10.5	7.9	34.8
4 年 度	測定回数	1,976	2,463	2,987	2,657	1,738	627	483	12,931
	測定日数	52	52	52	52	53	52	52	365
	平均回数	38.0	47.4	57.4	51.1	32.8	12.1	9.3	35.4
5 年 度	測定回数	1,503	2,075	2,416	2,474	1,400	528	456	10,852
	測定日数	52	52	52	52	52	53	53	366
	平均回数	28.9	39.9	46.5	47.6	26.9	10.0	8.6	29.7
6 年 度	測定回数	1,602	2,265	2,564	2,327	1,400	506	377	11,041
	測定日数	52	50	50	51	51	51	51	356
	平均回数	30.8	45.3	51.3	45.6	27.5	9.9	7.4	31.0

曜日別測定回数（1日平均） 測定場所：誘導灯付近

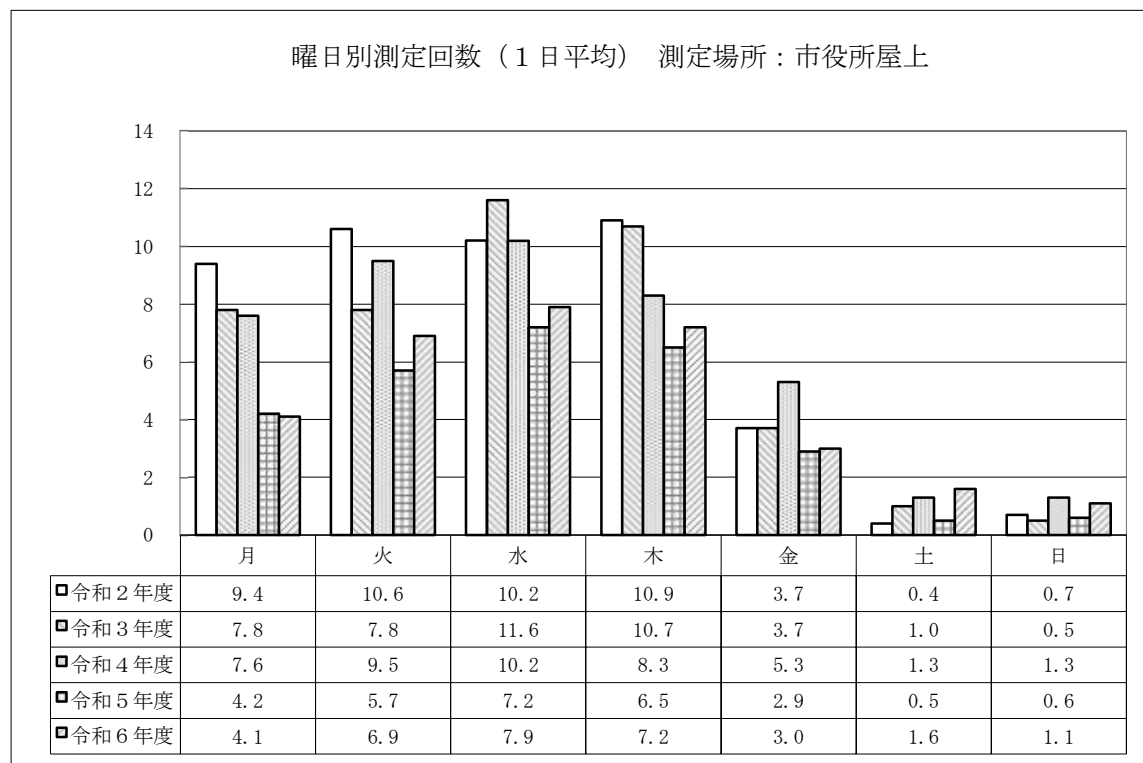


曜日別測定回数

測定場所：市役所屋上

		月	火	水	木	金	土	日	合計
2 年 度	測定回数	491	550	540	568	194	21	35	2,399
	測定日数	52	52	53	52	52	52	52	365
	平均回数	9.4	10.6	10.2	10.9	3.7	0.4	0.7	6.6
3 年 度	測定回数	408	406	602	568	190	51	28	2,253
	測定日数	52	52	52	53	52	52	52	365
	平均回数	7.8	7.8	11.6	10.7	3.7	1.0	0.5	6.2
4 年 度	測定回数	393	493	528	430	282	68	65	2,259
	測定日数	52	52	52	52	53	52	52	365
	平均回数	7.6	9.5	10.2	8.3	5.3	1.3	1.3	6.2
5 年 度	測定回数	216	297	373	336	152	27	34	1,435
	測定日数	52	52	52	52	52	53	53	366
	平均回数	4.2	5.7	7.2	6.5	2.9	0.5	0.6	3.9
6 年 度	測定回数	218	361	410	373	157	81	55	1,655
	測定日数	53	52	52	52	52	52	52	365
	平均回数	4.1	6.9	7.9	7.2	3.0	1.6	1.1	4.5

曜日別測定回数（1日平均） 測定場所：市役所屋上

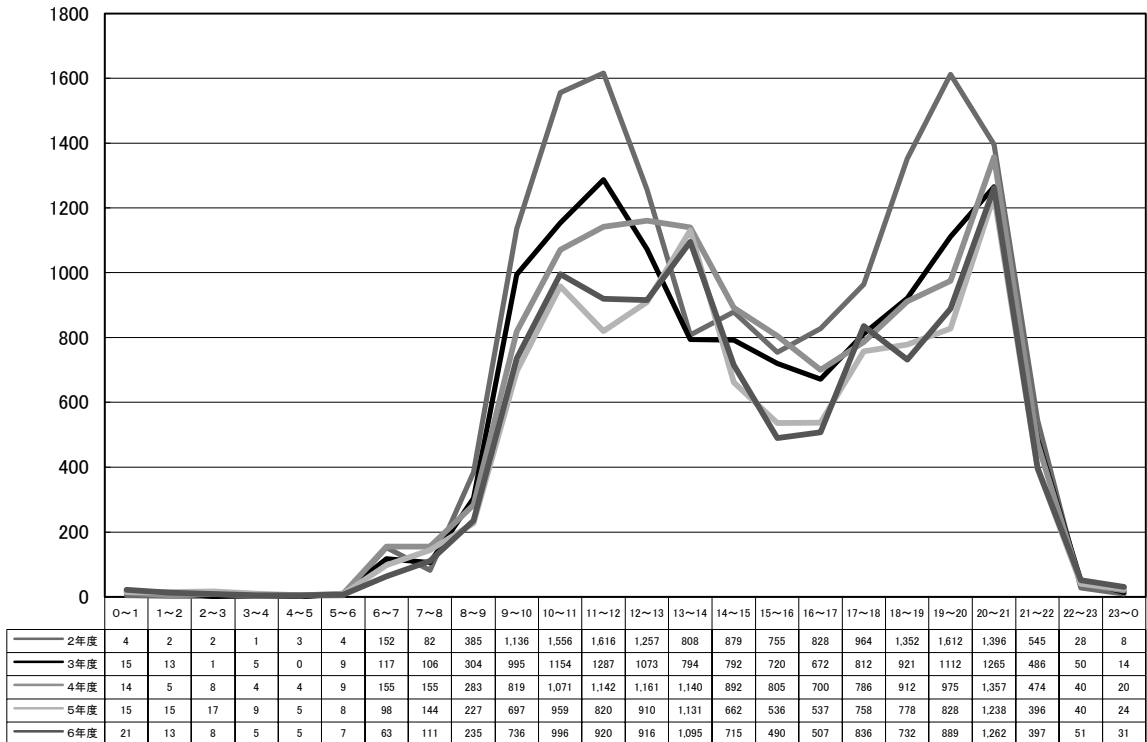


時間帯別測定回数

測定場所：誘導灯付近

時間帯	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均
0～1	4		15		14		15		21	
1～2	2		13		5		15		13	
2～3	2	0.1	1	0.3	8	0.3	17	0.4	8	0.4
3～4	1	(22～0) を含む	5	(22～0) を含む	4	(22～0) を含む	9	(22～0) を含む	5	(22～0) を含む
4～5	3		0		4		5		5	
5～6	4		9		9		8		7	
6～7	152	0.4	117	0.3	155	0.4	98	0.3	63	0.2
7～8	82	0.2	106	0.3	155	0.4	144	0.4	111	0.3
8～9	385	1.1	304	0.8	283	0.8	227	0.6	235	0.6
9～10	1,136	3.1	995	2.7	819	2.2	697	1.9	736	2.0
10～11	1,556	4.3	1154	3.2	1,071	2.9	959	2.6	996	2.7
11～12	1,616	4.4	1287	3.5	1,142	3.1	820	2.2	920	2.5
12～13	1,257	3.4	1073	2.9	1,161	3.2	910	2.5	916	2.5
13～14	808	2.2	794	2.2	1,140	3.1	1,131	3.1	1,095	3.0
14～15	879	2.4	792	2.2	892	2.4	662	1.8	715	2.0
15～16	755	2.1	720	2.0	805	2.2	536	1.5	490	1.3
16～17	828	2.3	672	1.8	700	1.9	537	1.5	507	1.4
17～18	964	2.6	812	2.2	786	2.2	758	2.1	836	2.3
18～19	1,352	3.7	921	2.5	912	2.5	778	2.1	732	2.0
19～20	1,612	4.4	1112	3.0	975	2.7	828	2.3	889	2.4
20～21	1,396	3.8	1265	3.5	1,357	3.7	1,238	3.4	1,262	3.5
21～22	545	1.5	486	1.3	474	1.3	396	1.1	397	1.1
22～23	28		50		40		40		51	
23～0	8		14		20		24		31	
計	15,375	42.1	12,717	34.8	12,931	35.4	10,852	29.7	11,041	30.2

時間帯別測定回数 測定場所：誘導灯付近

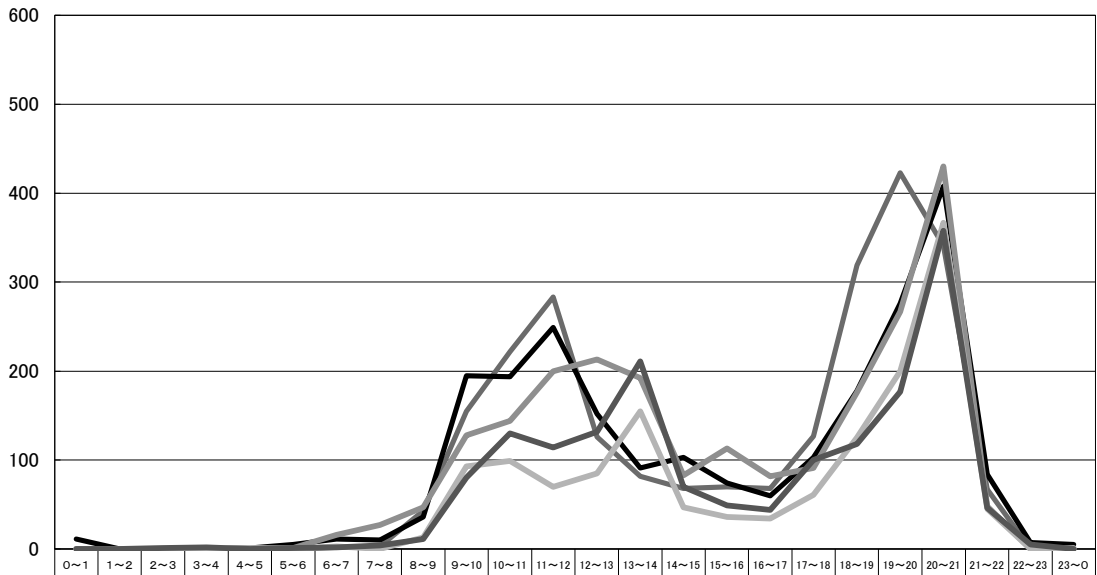


時間帯別測定回数

測定場所：市役所屋上

時間帯	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均	回数	一日平均
0～1	0		11		0		0		0	
1～2	0		0		0		0		0	
2～3	0	0.0	0	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.0
3～4	0	(22～0)	0	(22～0)	0	(22～0)	0	(22～0)	2	(22～0)
4～5	0	を含む	1	を含む	1	を含む	1	を含む	0	を含む
5～6	0		5		1		0		1	
6～7	2	0.0	11	0.0	16	0.0	3	0.0	2	0.0
7～8	3	0.0	10	0.0	27	0.1	0	0.0	4	0.0
8～9	43	0.1	36	0.1	47	0.1	13	0.0	11	0.0
9～10	155	0.4	195	0.5	128	0.4	93	0.3	80	0.2
10～11	222	0.6	194	0.5	144	0.4	99	0.3	130	0.4
11～12	283	0.8	249	0.7	200	0.5	70	0.2	114	0.3
12～13	126	0.3	152	0.4	213	0.6	85	0.2	132	0.4
13～14	82	0.2	91	0.2	192	0.5	155	0.4	211	0.6
14～15	68	0.2	103	0.3	83	0.2	47	0.1	70	0.2
15～16	70	0.2	74	0.2	113	0.3	36	0.1	49	0.1
16～17	68	0.2	60	0.2	82	0.2	34	0.1	44	0.1
17～18	127	0.3	103	0.3	91	0.2	61	0.2	100	0.3
18～19	319	0.9	178	0.5	176	0.5	125	0.3	118	0.3
19～20	423	1.2	276	0.8	267	0.7	200	0.5	177	0.5
20～21	341	0.9	408	1.1	430	1.2	367	1.0	358	1.0
21～22	67	0.2	84	0.2	48	0.1	45	0.1	46	0.1
22～23	0		7		0		0		5	
23～0	0		5		0		1		0	
計	2,399	6.6	2,253	6.2	2,259	6.2	1,435	3.9	1,655	4.5

時間帯測定回数 測定場所：市役所屋上



	0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15	15～16	16～17	17～18	18～19	19～20	20～21	21～22	22～23	23～0
2年度	0	0	0	0	0	0	2	3	43	155	222	283	126	82	68	70	68	127	319	423	341	67	0	0
3年度	11	0	0	0	1	5	11	10	36	195	194	249	152	91	103	74	60	103	178	276	408	84	7	5
4年度	0	0	0	0	1	1	16	27	47	128	144	200	213	192	83	113	82	91	176	267	430	48	0	0
5年度	0	0	0	0	1	0	3	0	13	93	99	70	85	155	47	36	34	61	125	200	367	45	0	1
6年度	0	0	1	2	0	1	2	4	11	80	130	114	132	211	70	49	44	100	118	177	358	46	5	0

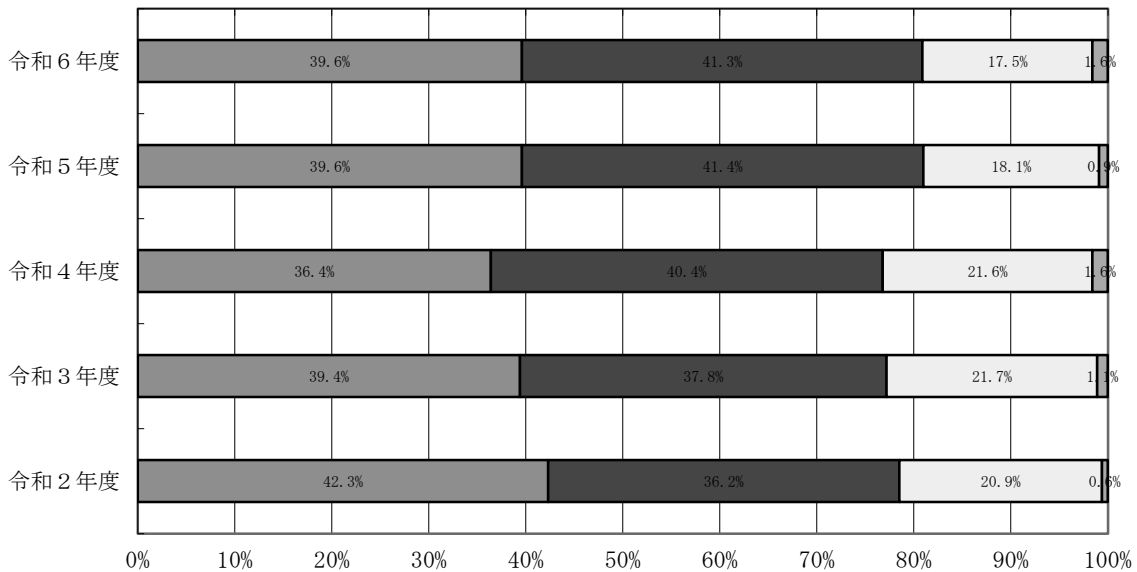
騒音量内訳

測定場所：誘導灯付近

単位：デシベル

年度	騒音量	70～79.9	80～89.9	90～99.9	100以上	合計
2	回数	6,500	5,571	3,206	98	15,375
	百分比	42.3	36.2	20.9	0.6	100
3	回数	5,011	4,805	2,762	139	12,717
	百分比	39.4	37.8	21.7	1.1	100
4	回数	4,710	5,223	2,799	199	12,931
	百分比	36.4	40.4	21.6	1.6	100
5	回数	4,298	4,490	1,970	93	10,851
	百分比	39.6	41.4	18.1	0.9	100
6	回数	4,364	4,560	1,935	182	11,041
	百分比	39.6	41.3	17.5	1.6	100

騒音量内訳 測定場所：誘導灯付近



単位：デシベル

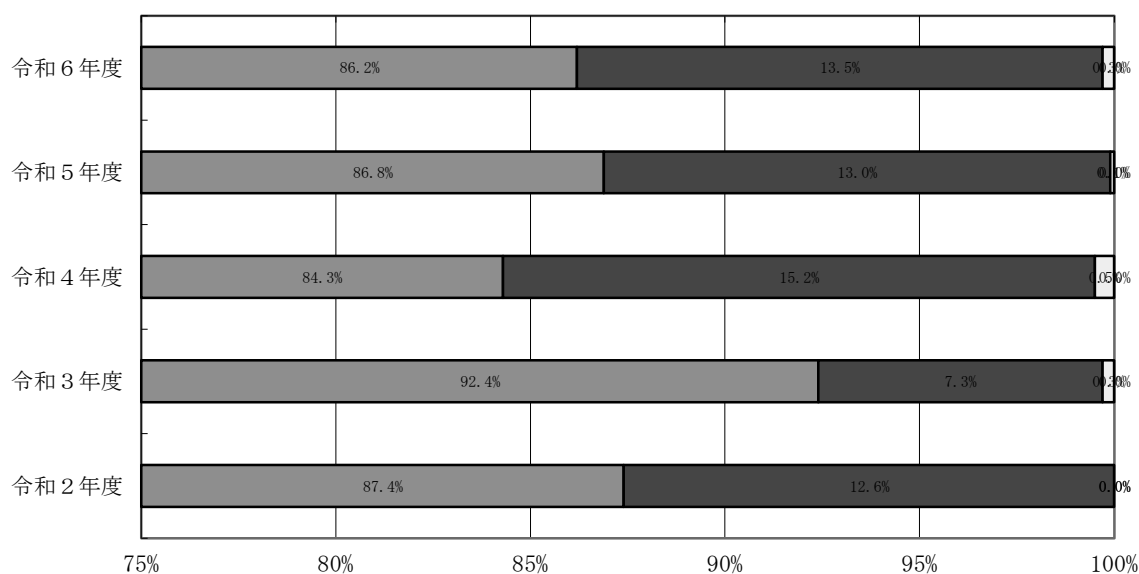
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
■70～79.9	42.3%	39.4%	36.4%	39.6%	39.6%
■80～89.9	36.2%	37.8%	40.4%	41.4%	41.3%
□90～99.9	20.9%	21.7%	21.6%	18.1%	17.5%
□100以上	0.6%	1.1%	1.6%	0.9%	1.6%

騒音 量 内 訳

測定場所：市役所屋上 単位：デシベル

年 度	騒音量	70～79.9	80～89.9	90～99.9	100以上	合 計
2	回 数	2,097	302	0	0	2,399
	百分比	87.4	12.6	0.0	0.0	100
3	回 数	2,082	164	7	0	2,253
	百分比	92.4	7.3	0.3	0.0	100
4	回 数	1,905	342	12	0	2,259
	百分比	84.3	15.2	0.5	0.0	100
5	回 数	1,246	187	2	0	1,435
	百分比	86.8	13.0	0.1	0.0	100
6	回 数	1,427	223	5	0	1,655
	百分比	86.2	13.5	0.3	0.0	100

騒音量内訳 測定場所：市役所屋上



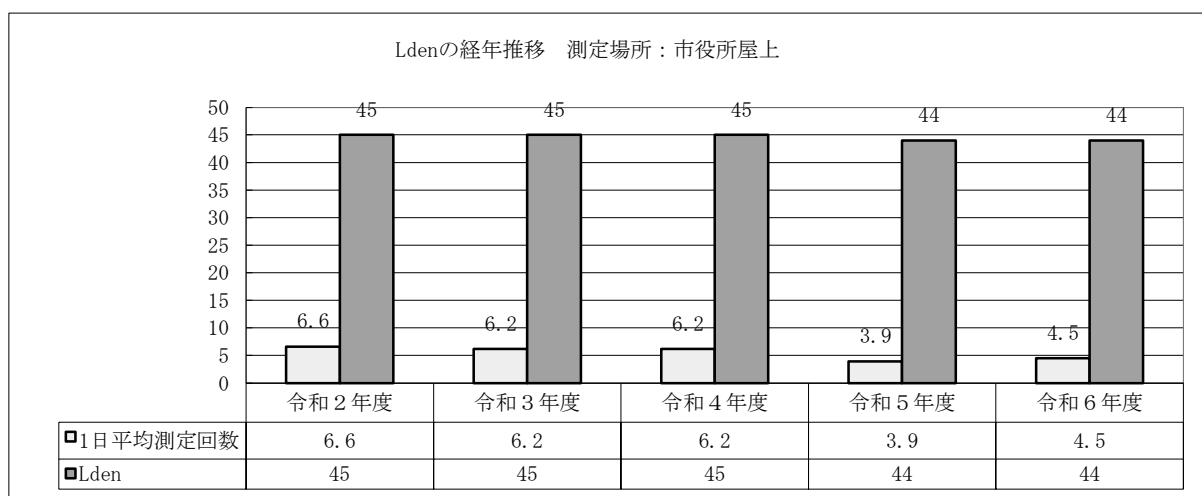
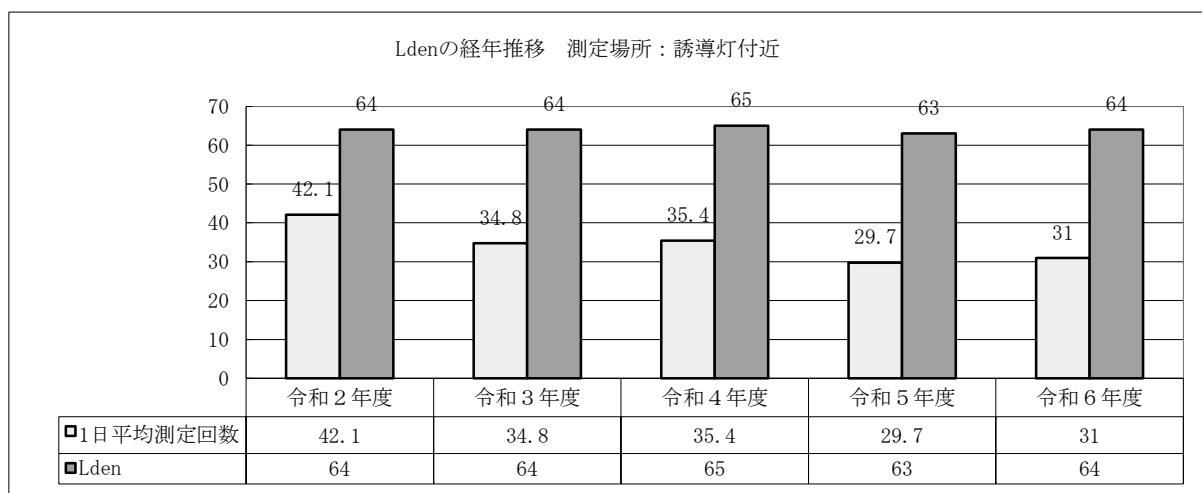
単位：デシベル

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
70～79.9	87.4%	92.4%	84.3%	86.8%	86.2%
80～89.9	12.6%	7.3%	15.2%	13.0%	13.5%
90～99.9	0.0%	0.3%	0.5%	0.1%	0.3%
100以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

測定回数とLdenの経年推移

測定場所： 上段 誘導灯付近
下段 市役所屋上

年 度	測定回数	測定日数	1日平均	Lden
令和2年度	15,375	365	42.1	64
	2,399	365	6.6	45
令和3年度	12,717	365	34.8	64
	2,253	365	6.2	45
令和4年度	12,931	365	35.4	65
	2,259	365	6.2	45
令和5年度	10,852	366	29.7	63
	1,435	366	3.9	44
令和6年度	11,041	356	31	64
	1,655	365	4.5	44



正月三が日測定回数

測定場所：誘導灯付近

年	元 日		2 日		3 日		合 計	一日平均
	回 数	曜 日	回 数	曜 日	回 数	曜 日		
27年	1	木	1	金	1	土	3	1.0
28年	0	金	3	土	0	日	3	1.0
29年	0	日	0	月	71	火	71	23.7
30年	0	月	0	火	0	水	0	0.0
31年	0	火	1	水	0	木	1	0.3
2 年	0	水	2	木	4	金	6	2.0
3 年	0	金	2	土	0	日	2	0.7
4 年	1	土	1	日	0	月	2	0.7
5 年	0	日	0	月	2	火	2	0.7
6 年	0	月	1	火	8	水	9	3.0
7 年	1	水	3	木	3	金	7	2.3

測定場所：市役所屋上

年	元 日		2 日		3 日		合 計	一日平均
	回 数	曜 日	回 数	曜 日	回 数	曜 日		
27年	0	木	0	金	0	土	0	0.0
28年	0	金	0	土	0	日	0	0.0
29年	0	日	22	月	26	火	48	16.0
30年	0	月	0	火	0	水	0	0.0
31年	0	火	0	水	0	木	0	0.0
2 年	0	水	0	木	0	金	0	0.0
3 年	0	金	0	土	0	日	0	0.0
4 年	0	土	0	日	0	月	0	0.0
5 年	0	日	0	月	0	火	0	0.0
6 年	0	月	0	火	0	水	0	0.0
7 年	0	水	0	木	0	金	0	0.0

共 同 声 明

横須賀を母校とする米空母の艦載機による NLP については、日米合同委員会で硫黄島が暫定施設として提供されることで合意し、平成 5 年から硫黄島での訓練が本格的に始まりました。平成 11 年までは、NLP の大半が硫黄島で実施されてきましたが、昨年はその基本が崩れ、国が公表した資料では硫黄島での訓練は約 24% と激減し、一方で三沢、厚木、横田、岩国という本土の飛行場の使用が大幅に増加しました。また、スケジュール的に短期間だからという理由で最初から硫黄島で訓練を実施しなかったり、1 か月に 2 回も訓練を実施した基地や、事前通告もなしに突然訓練を始めた基地等、周辺住民への配慮に欠ける状況が多発しています。こうした状況の中で、4 基地周辺では訓練期間中、艦載機によって大変激しい騒音被害を受ける市民から連日のように「耐えられない」「なんとかしてほしい」などの苦情が殺到し、一部自治体では米海軍との友好中断もせざるを得ないほど緊迫したものとなっています。

私たちは、一部の基地周辺住民だけが、受忍の限度を超える騒音被害を受けるのは納得できないと考えます。

そこで、今回の意見交換会の内容を踏まえて、次の事項を確認しました。

- ①NLP は、硫黄島で実施すること。
- ②硫黄島が暫定施設であるとするならば、他の方策を真剣に検討し、実施に移すこと。
- ③今後、議会、他の NLP 関係市町や都、県等にも働きかけ、情報交換を密にして、国等に要請するなど必要に応じて連携し対応すること。

平成 13 年 1 月 29 日

福生市長 野澤 久人

大和市長 土屋 侯保

綾瀬市長 見上 和由

岩国市長 井原 勝介

三沢市長 鈴木 重令
(代理) 助役 富田 善作

横田基地における正月三が日の飛行停止について（要請）

あとひと月ほどで新年を迎えようとしています。正月は私たち日本人にとって大切な時期であり、騒音や事故の不安のない穏やかな正月を過ごしたいと、誰もが心から願っています。

特に、正月三が日は特別な日であり、この間の飛行は周辺の住民感情に非常に大きな影響を与えることとなります。

近年は、正月三が日における飛行の差控えについて一定の配慮がなされていると考えております。貴職におかれましては、引き続き、正月三が日の間、飛行を差し控える措置を講ずるよう要請します。（※）

（※）北関東防衛局長及び横田防衛事務所長宛て要請

貴職におかれましては、米軍に対し、正月三が日の間の飛行を差し控えるよう申し入れることを要請します。

令和7年11月28日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

北関東防衛局長 池田 真人 殿

横田防衛事務所長 佐々木 輝男 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長 東京都知事 小池 百合子

副会長 昭島市長 臼井 伸介

立川市長 酒井 大史

福生市長 加藤 育男

武蔵村山市長 山崎 泰大

羽村市長 橋本 弘山

瑞穂町長 山崎 栄

空母ジョージ・ワシントン艦載機の着陸訓練について（要請）

令和7年5月16日（金）、防衛省北関東防衛局から、空母ジョージ・ワシントン艦載機の着陸訓練について、天候又は不測の事態により、硫黄島における所要の訓練を実施できない場合には、5月19日（月）から31日（土）まで、横田基地等において訓練を実施する旨の通告を受けました。

横田基地は、人口が密集した市街地に所在しており、周辺住民は、日頃から昼夜を分かたぬ航空機騒音に悩まされるとともに、事故への不安も抱えています。この上、横田基地本来の機能と異なる訓練が実施され、周辺住民の生活環境がさらに損なわれることを容認することはできません。

空母艦載機による着陸訓練が実施されることは、周辺住民の感情悪化を招くばかりでなく、ひいては、日米友好関係にも悪影響を及ぼしかねないと懸念しています。

貴職におかれましては、このような状況を十分認識され、昼夜を問わず、横田基地における空母艦載機による着陸訓練を実施しないよう、米軍に申し入れることを強く要請します。（※）

（※）米海軍関係者宛て要請

貴職におかれましては、このような状況を十分認識され、昼夜を問わず、横田基地における空母艦載機による着陸訓練を実施しないよう、強く要請します。

（※）米空軍関係者宛て要請

貴職におかれましては、このような状況を十分認識され、昼夜を問わず、横田基地における空母艦載機による着陸訓練を実施しないよう、海軍に申し入れることを強く要請します。

令和7年5月16日

外務大臣 岩屋 毅 殿	}	国関係
防衛大臣 中谷 元 殿		
防衛省北関東防衛局長 森 浩久 殿		
防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長 佐々木 輝男 殿		

在日米軍司令官 スティーブン・F・ジョスト中将 殿	}	米海軍関係
在日米海軍司令官 イアン・L・ジョンソン少将 殿		
米海軍厚木航空施設司令官 ニコラス・B・ルクレア大佐 殿		
米海軍第5空母航空団司令官 ブライアン・ケスリング大佐 殿		

第5空軍司令官 スティーブン・F・ジョスト中将 殿	}	米空軍関係
在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官 リチャード・F・マックエルハニー大佐 殿		

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立川市長	酒井大史
昭島市長	白井伸介
福生市長	加藤育男
武蔵村山市長	山崎泰大
羽村市長	橋本弘山
瑞穂町長	山崎 栄
幹事 昭島市長	白井伸介

米空母艦載機による離着陸訓練の実施状況（通告による）

昭和58年1月から平成3年8月までは空母ミッドウエー艦載機、平成3年9月から平成10年7月までは空母インディペンデンス艦載機、平成10年8月からは空母キティホーク艦載機（平成10年8月11日横須賀に配備）

通告回数	実施回数	年度	通告日	通告日数	通告時間	実施日	実施日数	実施回数	実施時間	機種	機数	最高音	苦情件数
1	1	57年度	58.1/5~8	4日間	18:00~20:00	1/5.6.7	3日間	不明	不明	E-2B	2機	-	15
2	2		2/14~18 21~22	7日間	18:00~20:00	2/15.16.21	3日間	不明	不明	E-2B	1~2機	-	1
昭和57年度計				11日間			6日間	不明回	不明			-	16
3	3	58年度	5/16~20 23~27	10日間	19:30~21:30	5/17.19.20 23.26.27	6日間	不明	不明	E-2B	1~2機	-	0
4	4		10/3~7 11~15	10日間	18:30~21:00	10/3~7 11~14	9日間	不明	不明	E-2B	1~2機	-	0
昭和58年度計				20日間			15日間	不明回	不明			-	0
5	5	61年度	11/21~22 25~29 12/1	8日間	10:15~11:15 13:00~14:00 17:00~18:00 19:45~20:45	11/21.22 25~29 12/1	8日間	700	9:32~12:34 12:46~14:21 16:39~18:10 19:31~21:04	E-2C	1~3機	88 (11/26)	18
昭和61年度計				8日間			8日間	700回				88	18
6	6	62年度	4/16~17 20~22	5日間	12:00~14:00 18:30~20:30	4/16.17.20	3日間	254+α	11:40~14:17 18:04~20:55	E-2C	1~2機	89 (4/20)	11
7	7		9/8~11.14 16~18	8日間	10:00~12:00 19:00~21:00	9/8~11.14.16 17	7日間	283	9:49~12:01 18:44~21:11	E-2C	1~2機	86 (9/16)	27
8	8		10/5~9.12~16 19但し15~19は 中止通告のため	8日間	10:00~12:00 19:00~21:00	10/8.9	2日間	103	9:33~14:26 19:11~21:06	E-2C	1~2機	85 (10/8)	0
昭和62年度計				21日間			12日間	640回				89	38
9	9	63年度	8/17~19 22~26 29~9/2 追加 9/5~8	17日間	12:00~13:00 12:00~14:00 19:00~22:00	8/17~19 22~26 30~9/2 9/5~8	16日間	673	11:14~14:05 18:15~21:02	E-2C	1~2機	86 (8/26)	38
10	10		1/17~19 追加 20	4日間	10:00~12:00 17:30~20:30 18:00~20:00	1/17~20	4日間	419	9:54~12:03 17:30~20:25	E-2C	1~4機	87 (1/18.19)	24
昭和63年度計				21日間			20日間	1,092回				87	62
11	11	元年度	5/16~18 追加 23~26 予備日29~30	9日間	19:00~21:00	5/23~26.29	5日間	335	18:40~21:05	E-2C	1~3機	88 (5/29)	(9) 108
平成元年度計				9日間			5日間	335回				88	108
12	12	2年度	5/15.22~25 29~6/1 6/4~6	12日間	13:00~15:00 19:00~21:00	5/15.22~25 29~6/1 6/4~6	12日間	1,298	12:16~15:02 16:37~21:02	E-2C	1~2機	91 (5/15)	(1) 105
13	13		8/17~18.20~25	8日間	19:30~21:30	8/20~24	5日間	268	19:00~21:21	E-2C	2機	83 (8/21.22.24)	(8) 23
平成2年度計				20日間			17日間	1,566回				91	128
14	14	3年度	5/29.30 6/4.5.18.27 当日通告 6日間 7/8~12	6日間	9:00~10:00 14:00~17:00	5/29 6/4.18.27	4日間	50	13:50~17:11	E-2C	1機	81 (6/4)	1
15	15		7/8~12	5日間	14:30~17:00 19:30~21:00	7/8.9.11.12	4日間	447	13:53~17:00 18:46~21:33	E-2C	1~3機	87 (7/12)	74
16	16		8/5~9 但し8/6.8.9は中止 通告のため2日間	2日間	14:00~16:30 19:00~22:00	8/5.7	2日間	313	13:36~16:14 18:54~21:02	E-2C	2~3機	85 (8/5)	61
17	-	-	9/18.24.25 当日通告 3日間	3日間	10:30~11:30 14:00~16:00	-	0日間	-	-	-	-	-	-
18	-	-	10/8~12	5日間	12:00~15:30 18:00~21:30	訓練なし	0日間	-	-	-	-	-	-
19	17	-	12/3~6 4日間 但し12/4から時間変更 2/3~7	4日間	17:00~21:30 14:00~21:30	12/3~6	4日間	385+α	13:57~21:27	E-2C S-3B	1~3機 1~3機	85(12/3.4) 91(12/5)	(8) 47
20	18	-	2/3~7	5日間	14:00~17:00	2/3~7	5日間	720+α	13:23~21:29	E-2C S-3B	1~3機 1~2機	85(2/3.4) 86(2/5)	57
21	19	-	2/24~28 5日間 但し27日の昼間は除く	5日間	14:00~17:00 18:00~22:00	2/24~28	5日間	618+α	13:24~21:37	E-2C S-3B	1~2機 1~3機	85(2/28) 91(2/27)	27
平成3年度計				35日間			24日間	2,533回				91	267
22	20	4年度	4/6~10 13~16	9日間	14:00~17:00 18:30~21:30	4/6~10 13.14	7日間	764	13:21~21:39	E-2C S-3B	1~2機 1~3機	86(4/6) 92(4/7)	41
23	21		1/18~23 25~29	11日間	14:00~16:30 17:30~21:30	1/19~21.23 25~28	8日間	998	13:34~21:37	E-2C S-3B	1~3機 1~3機	86(1/26) 93(1/25)	40
24	22		2/8~10 12.13 15~17	8日間	14:00~16:30 17:30~21:30	2/8~10.12.15.16	6日間	792	13:16~21:28	E-2C S-3B	1~3機 1~3機	85(2/12) 90(2/15)	(3) 18
平成4年度計				28日間			21日間	2,554回				93	99
25	23	5年度	4/27.28・5/6~8 10.11	7日間	14:00~17:30 19:00~21:30	4/27.28・5/6~8.10	6日間	推計1000+α 274	13:26~21:41	E-2C S-3B	1~3機 1~3機	83(5/7) 92(5/6)	21
26	24		9/11.13.14.16.17 予備日9/15.18.20	8日間	13:30~22:00	9/14.16.17	3日間	344	14:09~21:53	E-2C S-3B	1~3機 1~2機	85(9/14) 92(9/16)	35
27	25		11/9~12 予備日15.16	6日間	13:00~16:00 18:00~22:00	11/9~12.15.16	6日間	674	12:45~21:08	E-2C S-3B F-14 A-6 FA-18	1~2機 1~3機 1~6機	83(11/12) 93(11/12) 102 (11/15)	344
平成5年度計				21日間			15日間	1,292回				102	400

通告回数	実施回数	年度	通告日	通告日数	通告時間	実施日	実施日数	実施回数	実施時間	機種	機数	最高音	苦情件数	
28	26	6年度	5/18~26 予備日17.27.28 但し22日は除く	11日間	13:00~16:00 18:00~22:00	5/18.19.20.23.24	5日間	推計860 661	12:20~21:29	E-2C S-3B	1~3機 1~4機	91	33	
29	27		1/26~31(29除く) 予備日23~25 2/1.2 10日間 3/6~10 5日間	10日間 5日間	12:00~16:00 17:00~22:00	1/26.30.31	3日間	推計330 219	12:12~21:19	E-2C S-3B C-2	1~2機	85(1/30)	13	
30	-		平成6年度計		26日間			8日間	880回				91	46
31	28	7年度	8/10.14.16	3日間	12:00~14:00 20:00~22:00	8/10.14.16	3日間	推計370 94	19:30~21:48	E-2C C-2	1~4機	81(8/10)	31	
32	29		1/31~2/2 予備日1/30.31 2/1.2.5.6	6日間	11:00~13:00 17:00~19:00	2/1.2	2日間	165	10:44~18:48	E-2C C-2	1~3機	85(2/1.2)	5	
			平成7年度計		9日間			5日間	259回				85	36
33	30	8年度	4/23~25 3日間 予備日4/23~25 8/29.30 9/2~6 予備日8/26~8/30 9/2~9/6 10日間 2/10.11.12 予備日2/6.7	3日間 3日間 10日間 5日間	12:00~14:00 18:00~20:00 11:00~13:00 18:00~21:00 18:00~22:00	4/23~25 8/29 9/2.3.4.6 2/10.11.12	3日間 3日間 5日間 3日間	推計556 88 推計424 232 237	11:39~20:44 10:34~20:58 10:38~20:02	E-2C E-2C C-2 E-2C C-2	1~3機 1~3機 1~4機	81(4/25) 85(9/2) 86(2/12)	9 44 14	
34	31													
35	32													
		平成8年度計		18日間			11日間	557回				86	67	
36	33	9年度	8/20~22 予備日8/18~22	5日間	11:00~13:00 19:00~21:00	8/20~22 (夜間訓練なし・各 当日連絡あり)	3日間	推計138 56	10:44~13:05	E-2C C-2	2機	84(8/21)	(12)	
37	34		1/9~13 予備日1/14~19	5日間 11日間	~23:59	1/9~12 4日間 1/9訓練開始後通告 土、日曜日含む	4日間	1,191	9:59~21:11	E-2C C-2 S-3B	1~8機	93(1/11)	80	
		平成9年度計		16日間			7日間	1,247回				93	81	
38	35	10年度	6/29~7/2 予備日6/27~7/3 9/24 予備日9/18. 9/21~25 6日間 追加、変更通告 9/24. 9/25	7日間 7日間 6日間	13:00~15:00 20:00~22:00 11:00~15:00 18:00~22:00 11:00~15:00 18:00~20:00	6/29.30 7/2 9/24. 25 1/11~1/15	3日間 3日間 2日間	推計332 103 推計291	12:34~21:40 11:19~20:36 12:49~20:36	E-2C C-2 E-2C C-2 S-3B E-2C C-2 S-3B	1~3機 1~4機 1~4機	85(6/29)	18 1	
39	36													
40	37													
41	-		1/11~15 5日間 変更通告 1/11~14 4日間 予備日 1/15 2/22~26 予備日 5日間	5日間 5日間 5日間	13:00~16:00 18:00~20:00 18:00~22:00	訓練なし	0日間	358					19	
		平成10年度計		23日間			10日間	461回				85	38	
42	-	11年度	10/19~23予備日 5日間	5日間	18:00~22:00	訓練なし	0日間	-	-	-	-	-	-	
43	38		2/15~17 3日間 硫黄島での訓練は無 3日間	3日間	18:00~21:00 12:00~16:00	2/15~17	3日間	昼459 夜341 800	11:56~21:00	E-2C C-2 S-3B	1~4機	87(2/16)	昼18 夜40 58	
		平成11年度計		8日間			3日間	800回				87	58	
44	39	12年度	4/3~7予備日 5日間	5日間	18:00~22:00	4/6	1日間	86	18:09~20:4	S-3B	4機	85.9	0	
45	40		9/18~22 5日間	5日間	12:00~17:00 19:00~22:00	9/18~22 9/18~21	5日間 4日間	583 515 1098	11:39~16:35 17:36~22:02	E-2C C-2 S-3B	1~7機	92.9 92.7	昼114 夜174 288	
		平成12年度計		10日間			10日間	1184回				92.9	288	

昭和57年度~平成12年度 累計	304日間 (通告日数)	(実施日数) 197日間	16,100回 16,866 + α 推計	102	1750件
※上記以外に無通告による訓練が実施 されている。(把握分のみ) 合計		99日 296日	1,645 + α 17,745 + α 18,511 + α 推計	102	(42) 1792件

(離着陸訓練における土曜日、日曜日並びに祝日の実施状況)

土曜日	S.61.11.22 S.61.11.29 H.5.1.23 H.5.5.8 H10.1.10
日曜日	H10.1.11
祝日	H11.1.15成人の日

オ 騒音公害訴訟

(横田基地公害訴訟(第1次、第2次、第3次))

横田基地に離着陸する航空機の騒音、排気ガス、振動等により心身の被害、日常生活の妨害、生活環境の破壊等に悩む周辺住民が、午後9時から翌朝午前7時までの夜間飛行差止めと、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償を求めて、昭和51年4月、昭和52年11月、昭和57年7月の3次にわたり、国に対して訴訟を起こした。

第1・2次訴訟については併合して審理され、昭和56年7月13日に東京地裁八王子支部で一審判決、昭和62年7月15日に東京高裁で控訴審判決が出されたが、原告被告双方ともこの判決を不服として上告し、最高裁判所で審理の結果、平成5年2月25日に判決が下る。

第1・2次訴訟の夜間飛行差止めについて、一審判決においては、国の統治権を根拠に、高度の政治問題のため裁判所が判断し得る限度を超えるという理由から却下され、また、控訴審判決においては、基地の管理運営権が米軍にあるため、国は当事者としての適格性に欠けるという理由により却下された。また、過去の損害賠償については、軍事公共性の、他の公共性に対する優越性を認めず、国が主張した統治行為論を退け、騒音被害は人格権の侵害であるとして、国に対して賠償金の支払を命じた。しかし、将来の損害賠償については、被害状況を適確に予測するには不確定な要素が多いという理由により原告の請求を棄却している。

最高裁は、控訴審判決を支持し上告を棄却した。

第3次訴訟については、平成元年3月に東京地裁八王子支部で一審判決があり、75W以上は「受忍限度を超えている」として過去分の損害賠償の支払いを国に命じたが、原告被告双方ともこれを不服として控訴した。東京高裁は、平成5年4月21日、原告被告双方に和解をすすめ、同年11月8日には飛行制限や協議機関の設置、和解成立の日までの損害賠償などが盛り込まれた和解案が示されたが、合意に至らず平成6年3月30日に最高裁判決に沿った判決が出された。これに対して、原告被告双方上告を断念し、18年に及ぶ訴訟に幕が下りた。

(横田基地飛行差止め訴訟)

平成6年12月12日、横田基地飛行差止め訴訟団は、総額9億2千万円(過去・将来分)の損害賠償と夜間・早朝の飛行差止め及び昼夜を問わず市街地上空での飛行訓練の禁止を求めて、国に対して訴訟を起こした。(320人+39人(平成12年8月追加提訴))

平成15年5月13日東京地裁八王子支部で、過去分の損害賠償を一部容認し、飛行差止めは棄却、将来分の損害賠償は却下という判決が出て、双方が東京高裁へ控訴した。

更に、平成20年7月17日に東京高裁判決が出され、夜間飛行差止めと訓練飛行差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下とされたため、これに対して、原告の一部が上告したが、平成21年4月10日の最高裁による上告棄却を受け、高裁判決が確定した。

(新横田基地公害訴訟)

平成8年4月10日、米国政府をも相手取って新横田基地公害訴訟団が提訴した。(3,140人+2,781人(平成9年2月追加提訴)+37人(平成10年4月追加提訴))

この新横田基地公害訴訟では、国に対し、夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会において米国政府と交渉する義務があることの確認も求めている。

なお、これらの訴えのうち、国に対しての訴えは併合審理となり、平成14年5月30日東京地裁八王子支部で、過去分の損害賠償を認め、飛行差止めは棄却、将来分の損害賠償は却下という判決が出て、双方が東京高裁へ控訴した。

平成17年11月30日東京高等裁判所では、過去分及び口頭弁論終結日以降、判決日までの損害賠償を認め、飛行差止めについては棄却、という判決が出た。これに対しても、原告被告双方が上告したが、平成19年5月、最高裁において、高裁判決が口頭弁論終結日以降、判決日ま

での被害について賠償を認めた部分については、将来の損害への賠償に当たるとして破棄されたことにより、過去分のみの賠償が確定した。

また、米国政府との交渉義務については、第1次訴訟については、平成9年3月に米国政府に応訴の意思がないことを理由に却下の判決が東京地裁八王子支部で出され、原告は控訴したが、平成10年12月に東京高裁で控訴棄却、その後、平成14年4月に最高裁で上告棄却の判決が出され確定し、第2次、第3次の訴えについても、平成14年5月に東京地裁八王子支部で却下の判決が出され原告は控訴したが、平成16年12月の東京高裁の控訴棄却を受け、上告を断念し判決が確定している。

(第9次横田基地公害訴訟)

平成24年12月12日、横田基地を離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民が、午後7時から翌朝午前8時までの離着陸等の差止め、午前8時から午後7時までの間の70デシベル以上の騒音規制、米軍機の旋回、急上昇、急降下等の訓練の差止め、過去分と将来分の損害賠償等を求めて、国に対して訴訟を起こした。(128人+16人(平成26年8月追加提訴))

平成30年11月30日の東京地裁立川支部における一審判決「過去分の損害賠償を認め、米軍の飛行差止めは棄却、将来分の損害賠償は却下」に対し、双方が東京高裁へ控訴した。令和2年1月23日の東京高裁の控訴審判決は一審と同様の判決となったため、原告の一部が上告したが、令和3年1月27日に最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

(第2次新横田基地公害訴訟)

平成25年3月、基地周辺住民(905人+173人(平成25年7月追加提訴))により、午後7時から翌朝午前7時までの夜間飛行差止め、過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償、これまでW値(うるささ指数)75以上の地域住民にのみ認められていた賠償の範囲を70まで広げる等を求めて、国に対して訴訟を起こした。平成29年10月の一審判決(東京地裁立川支部)、令和元年6月の控訴審判決では、自衛隊機の離着陸等の差止めは却下、米軍機の離着陸等の差止めは棄却、損害賠償は告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ認める、将来分は却下との判決であった。令和元年6月に原告が上告及び上告受理申立をしたが、令和2年12月、最高裁が上告を棄却した。これにより、高裁判決が確定した。

(第3次新横田基地公害訴訟)

令和4年6月、基地周辺住民(1,282人+166人(令和4年12月追加提訴)+25人(令和5年4月以降の追加提訴))により、CV-22オスプレイの飛行差止め(昼間・夜間)、午後7時から翌日午前7時までの間の米軍機・自衛隊機の飛行差止め、並びに過去及び将来の騒音被害に対する損害賠償を求めて、国に対して訴訟を起こし、現在も係属中である。

(横田基地公害訴訟(第14次))

令和4年11月10日、横田基地に離着陸する航空機の騒音等に悩む周辺住民(244人+46人(令和5年9月追加提訴)+50人(令和6年10月追加提訴))が、米軍機と自衛隊機の夜間及び早朝の飛行・エンジン作動の差止め、米軍機の旋回、低空飛行、急上昇、急降下、人員降下及び物資投下の訓練、CV-22オスプレイのホバリング、低空飛行及び離発着訓練の差止め、過去及び将来の騒音被害及び基地被害について抜本的な解決を図らないこと(不作為)に対する損害賠償等を求めて国に対して訴訟を起こし、現在も係属中である。

カ 横田基地騒音公害訴訟の経緯

訴訟	第1次	第2次	第3次	飛行差止め訴訟
提訴年月	1976年4月 (昭和51年)	1977年11月 (昭和52年)	1982年7月 (昭和57年)	1次:1994(平成6)年12月12日 2次:2000(平成12)年8月24日
原告数	43人	112人	599人	1次:320人、2次:39人
被告	国(第1次と第2次は途中から併合審理155人)		国	国
訴えの内容	<ul style="list-style-type: none"> 夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 過去分と将来分の損害賠償 		<ul style="list-style-type: none"> 夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 過去分と将来分の損害賠償 	<ul style="list-style-type: none"> 夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 過去分と将来分の損害賠償 昼夜を問わず市街地上空での飛行訓練の禁止
経緯	<ul style="list-style-type: none"> 1981(昭和56)年7月一審判決。(東京地裁八王子支部)一部の過去分賠償認めるも将来分賠償と飛行差止めは却下。原告、国ともに控訴 1987(昭和62)年7月東京高裁判決。賠償1億1,200万円に増額。将来分と差止めは却下。原告、国ともに上告 1993(平成5)年2月最高裁判決。高裁判決を支持し、上告棄却 		<ul style="list-style-type: none"> 1989(平成元)年3月15日一審判決。(東京地裁八王子支部)過去分賠償3億3,000万円認める。将来分賠償と飛行差止めは却下。原告、国ともに控訴 1993(平成5)年11月8日東京高裁が、飛行制限も含めた和解案を提示 参考:1993(平成5)年11月18日、日米合同委員会で午後10時から午前6時までの飛行制限で合意 1994(平成6)年2月4日和解交渉が決裂 1994(平成6)年3月30日東京高裁判決。過去分賠償5億2,000万円認める。飛行差止めと将来分賠償は却下 1994(平成6)年4月原告、国ともに上告断念 	<ul style="list-style-type: none"> 2003(平成15)年5月13日一審判決(東京地裁八王子支部)飛行差止め・訓練飛行の禁止棄却。将来の損害賠償却下。過去分の損害賠償約1億6,000万円の倍償を命じた。同月、原告・国の双方が控訴 2008(平成20)年7月東京高裁判決 同月、原告控訴 2009(平成21)年4月最高裁の上告棄却を受け、高裁判決確定
判決	<ul style="list-style-type: none"> 飛行差止めと将来分の損害賠償分却下 過去分賠償(計1億1,200万円)は認める。 		<ul style="list-style-type: none"> 飛行差止めと将来分の損害賠償却下 過去分賠償(計5億2,000万円)を認める。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間差止めと上空飛行差止めは棄却 過去分賠償(計1億9,440万円)を認める。 将来分は却下
主な判決理由	国に対して支配の及ばない米国の行為差止めを求めるものであり主張自体が失当		国に対して支配の及ばない米国の行為差止めを求めるものであり主張自体が失当	国に対して支配の及ばない米国の行為差止めを求めるものであり主張自体が失当

訴 訟	(第1次) 新横田基地公害訴訟		
提訴年月	1次:1996(平成8)年4月10日	2次:1997(平成9)年2月14日	3次:1998(平成10)年4月20日
原告数	3,140人	2,781人	37人
被告	国と米国政府		
訴えの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 ・過去分と将来分の損害賠償(33億2,983万円) ・夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会で米国政府と交渉する義務が国にあることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 ・過去分と将来分の損害賠償(29億5,898万円) ・夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会で米国政府と交渉する義務が国にあることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜9時から翌朝7時までの離着陸禁止 ・過去分と将来分の損害賠償 ・夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会で米国政府と交渉する義務が国にあることの確認
経 緯	<p>米国政府への訴え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1997(平成9)年2月20日第1回裁判 2月26日米国に対する訴訟を分離、原告団に通知 3月14日米国への訴え却下 3月24日原告東京高裁に控訴 ・1998(平成10)年12月25日同上の訴えを棄却 12月28日上告 ・2002年(平成14)年4月12日最高裁の上告棄却を受け、米国政府分の訴えは判決確定 	<p>米国政府への訴え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002(平成14)年5月米国への訴え却下 6月原告東京高裁に控訴 ・2004(平成16)年12月同上の訴えを棄却 ・原告は上告を断念し、米国政府分の訴えは判決確定(併合審理) 	
	<p>日本政府への訴え(併合審理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002(平成14)年5月30日 日本政府を相手の一審判決 夜間飛行禁止時間帯延長と国の外交交渉義務確認、将来分の損害賠償は棄却 過去分の賠償請求分約24億円のみ認める。 ・2003(平成15)年11月26日 東京高裁にて控訴審開始 ・2005(平成17)年11月30日 東京高裁判決 飛行差止め棄却、危険への接近適用なし。 過去分及び口頭弁論終結日以降、判決日までの賠償を認める(総額約32億5,000万円)。 ・2005(平成17)年12月 国は損害賠償(一部将来分)について、原告は飛行差止めについて上告 ・2007(平成19年)5月22日 最高裁が飛行差止めを退ける。 ・2007(平成19年)5月29日 最高裁が、口頭弁論終結日以降、判決日までの損害賠償を将来分に当たると認め、賠償額を減額(約2億3,000万円)。判決確定 		
判 決	<ul style="list-style-type: none"> ・米国政府への訴えは、棄却 ・日本政府への訴えは、過去分賠償(総額約30億2,000万円)を認める。 将来分は却下 飛行差止めは却下 		
主な判決理由	<ul style="list-style-type: none"> ・米国政府分の訴えについては、日本の民事裁判権が及ばない。 ・被害状況は変化するから将来の賠償は金額などが特定できず訴えは不適法。 		

訴 訟	第9次横田基地公害訴訟	第2次新横田基地公害訴訟
提訴年月	1次：2012（平成24）年12月12日 2次：2014（平成26）年8月7日	1次：2013（平成25）年3月26日 2次：2013（平成25）年7月31日
原告数	1次：128人 2次：16人	1次：905人 2次：173人
被告	国	国
訴えの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・夜7時から翌朝8時までの離着陸等の差止め ・午前8時から午後7時までの間の、70デシベル以上の騒音規制 ・旋回、急上昇、急降下等の訓練の差止め ・過去分と将来分の損害賠償 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜7時から翌朝7時までの離着陸等の差止め ・過去分と将来分の損害賠償 ・これまでW値（うるささ指数）75以上の地域住民にのみ認められていた賠償の範囲を70以上まで広げる。
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成30）年11月30日一審判決（東京地裁立川支部）。自衛隊機の飛行差止め、音量規制等は却下。米軍機の飛行差止め、音量規制等は棄却。過去分についての損害賠償を認める。将来分は却下。双方が東京高裁へ控訴 ・2020（令和2）年1月23日控訴審判決（東京高裁）。自衛隊機の飛行差止め、音量規制等は却下。米軍機の飛行差止め、音量規制等は棄却。過去分についての損害賠償を認める。将来分は却下 ・2020（令和2）年2月原告が上告 ・2021（令和3）年1月27日最高裁が上告棄却 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017（平成29）年10月11日一審判決（東京地裁立川支部）。自衛隊機の離着陸等の差止めは却下。米軍機の離着陸等の差止めは棄却。損害賠償は、告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ認める。将来分は却下。双方が東京高裁へ控訴 ・2019（令和元）年6月6日控訴審判決（東京高裁）。自衛隊機の離着陸等の差止めは却下。米軍機の離着陸等の差止めは棄却。損害賠償は、告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ認める。将来分は却下 ・2019（令和元）年6月原告が上告、上告受理申立 ・2020（令和2）年12月9日最高裁が上告棄却し、上告審として受理しないとの決定
判決	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊機の離着陸等の差止めは却下。米軍機の離着陸等の差止めは棄却 ・損害賠償は、告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ認める。 ・過去分賠償（約1億1,200万円）を認める。 ・将来分は却下 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊機の離着陸等の差止めは却下。米軍機の離着陸等の差止めは棄却 ・損害賠償は、告示コンターによる75W以上の地域の居住者のみ認める。 ・過去分賠償（遅延損害金を除く元金額の概算で約7億6,875万円）を認める。 ・将来分は却下
主な判決理由	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊機の離着陸等の差止めを求める請求に係る訴えは、民事訴訟として不適法であるので却下 ・米軍機の離着陸等の差止めを求める請求は、国と米軍との条約ないし条約に基づく法令に米軍の管理運営の権限を制約・制限し得る定めがない。 ・告示コンターを不合理とする程度にまで航空機騒音の実態に変動があったとは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊機の離着陸等の差止めを求める請求に係る訴えは、民事訴訟として不適法であるので却下 ・米軍機の離着陸等の差止めを求める請求は、国に対してその支配が及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであり、理由がない。 ・告示コンター外の居住者は、平均的、総体的な騒曝露状況が明らかでなく、受忍限度を超えていると認められない。

訴 訟	第3次新横田基地公害訴訟	横田基地公害訴訟（第14次）
提訴年月	1次：2022（令和4）年6月20日 2次：2022（令和4）年12月21日 3次：2023（令和5）年4月26日 4次：2023（令和5）年5月24日 5次：2023（令和5）年6月5日 6次：2023（令和5）年7月7日	1次：2022（令和4）年11月10日 2次：2023（令和5）年9月6日 3次：2024（令和6）年10月22日
原告数	1次：1,282人 2次：166人 3次：19人 4次：3人 5次：2人 6次：1人	1次：244人 2次：46名 3次：50名
被告	国	国
訴えの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・CV-22オスプレイの飛行差止め（昼間・夜間） ・午後7時から翌日午前7時までの間、米軍機（CV-22を除く）・自衛隊機の飛行差止め、かつ、一切の航空機のエンジンを作動させてはならない ・過去及び将来（2022年6月21日より前2項の行為がなくなるまでの期間）の騒音被害に対する損害賠償 	<ul style="list-style-type: none"> ・米軍機と自衛隊機の夜間（夜7時～翌朝8時）の飛行・エンジンの作動の差止め ・横田基地の使用によりL d e n 45 d Bを超える航空機騒音を原告居住地に到達させないこと。 ・原告居住地上空での米軍機の旋回、低空飛行、急上昇、急降下、人員降下及び物資投下の訓練、CV-22オスプレイのホバリング、低空飛行及び離発着の訓練の差止め ・一定の高度以下での飛行の差止め、CV-22オスプレイの居住地上空での垂直離着陸モードと転換モードでの飛行の差止め ・騒音等の被害による「過去」及び「将来」の損害賠償 ・過去及び将来の騒音被害及び基地被害について抜本的な解決を図らないこと（不作為）に対する損害賠償
経緯	係属中（東京地裁立川支部）	係属中（東京地裁立川支部）
判決		

(2) 電波障害

[基地内施設による障害（高層住宅）]

昭和 48 年から K P C P 計画に基づき基地内の各種施設の整備が進められたが、高層住宅（9 階建 2 棟）の建設や高架水槽、放送施設の設置に伴い基地外周辺にテレビ電波障害が発生した。

このため、市では、国の負担事業として昭和 50 年度から昭和 56 年度にかけて、横田飛行場周辺テレビ共同受信施設設置事業を行い、共同受信アンテナを設置して障害のある家に有線ケーブルを引くことによりその除去を図った。

また、障害の原因となった基地内 4 施設のそれぞれの受信障害地区毎にケーブルを引き込み工事施工済みの者が、テレビ共同受信施設組合を結成し、施設の維持管理を行った。

なお、受信施設が設置されてから 10 年近く経過し、施設の老朽化に伴う改修や維持管理の費用負担等が問題となり、防衛施設庁、受信施設組合、市との協議の結果、各受信施設を市から各組合に所有権の移管をし、その後、受信施設の改修を行い、さらに今後予想される維持管理等の費用を見込んだ額を事前に国が組合に支払うという別紙覚書を関係者で取り交わし、問題解消を図った。

また、新たに平成元年度にも 2 棟の高層住宅の建設が始まり、同様にテレビ共同受信施設組合が結成され、問題解消を図った。（移管は、平成元年 3 月に 4 組合、平成 2 年 3 月に 1 組合（4 組合については既に解散の連絡を受けている。））

なお、平成 23 年 7 月 24 日に地上デジタル放送へ完全移行されることに伴い、北関東防衛局が地上デジタル電波受信障害調査（平成 22 年 2 月 23 日～平成 22 年 3 月 8 日）を行った結果、受信状況は良好で横田飛行場内の建造物の影響による受信障害はないとの報告を受けている。

各組合及び覚書は次のとおりである。

組合名	障害施設	対象戸数	解散日
熊川地区 テレビ共同受信施設組合	高架水槽	約 150 戸	平成 17 年 9 月 4 日
武蔵野台一丁目地区 テレビ共同受信施設組合	放送施設	約 65 戸	不明
原ヶ谷戸地区 テレビ共同受信施設組合	高層住宅 1 棟	約 320 戸	平成 16 年 3 月 31 日
牛浜・原ヶ谷戸地区 テレビ共同受信施設組合	高層住宅 1 棟	約 245 戸	平成 21 年 3 月 31 日
原ヶ谷戸・本町地区 テレビ共同受信施設組合	高層住宅 2 棟	約 340 戸	平成 11 年 9 月 30 日

覚 書

福生市 地区テレビ共同受信施設組合長 を甲、国（東京防衛施設局長 西蓮寺治）を乙、福生市（市長石川彌八郎）を丙として、丙立会いのもとに甲・乙間において次の条項により 地区におけるテレビジョン電波共同受信施設の改善等に関する覚書を取り交わす。

（受信障害改善対策）

第1条 乙は、横田飛行場内の高層建築物が原因となって、別図に示す区域内に生ずるテレビジョン電波受信障害（以下「受信障害」という。）の障害対策として設置された、テレビジョン電波共同受信施設（以下「受信施設」という。）の各機材等の老築化に伴い、甲の構成員のために必要な受信障害改善対策を講じるものとする。

（改善の方法）

第2条 乙は、前条に掲げる改善対策をたてるため実施した受信状況（劣化度）調査の結果により、各機材等の更改に必要な改善対策をたてるものとする。

2 前項の「必要な改善対策」とは、共同アンテナ設備より各戸の戸口保安器、又はアパートの戸数保安器までの一切の改善対策をいう。

（費用の負担）

第3条 前条の第1項の規定に基づく各機材等の更改に必要な改善対策及び次条に掲げる維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

（費用負担後の措置及び維持管理）

第4条 乙が行う受信障害改善対策等は、この覚書により実施した費用負担をもって完了するものであり、費用負担後における措置及びその維持管理は甲の責任において処理するものとする。

（支払方法）

第5条 第3条に掲げる費用は、別に定める契約書に調印後、甲の支払い請求に基づき支払うものとする。

（受信施設の帰属）

第6条 この覚書によって設置される受信施設は、甲に帰属するものとする。

（相互協力）

第7条 甲・乙両者は、本障害対策の改善について相互の立場を尊重し、互譲の精神を持って自主的に協力するように努めるものとする。

（協議）

第8条 この覚書に関し、当事者間に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、丙の立会いのもと、甲・乙の協議の上、解決するものとする。

覚書の取り交わしに際し、本覚書3通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福生市 地区
共同受信施設組合
組合長

乙 東京防衛施設局長
西蓮寺 治

丙 立会人福生市長
石川 彌八郎

(3) 基地の運用に係る事故対策

基地の設置、運用により発生する事故は、これまで多岐にわたって発生している。

近年では、平成30年4月に発生した羽村市立羽村第三中学校へのパラシュートの落下、平成31年1月に2日続けて発生したパラシュートの落下及び部品遺失、令和2年7月2日に立川市内で発生したパラシュートの落下、そして、その5日後となる7月7日に福生市牛浜の牛浜駅西口自転車駐車場付近にフィン（足ヒレ）が落下する事故が発生した。また、令和7年11月18日に米陸軍兵士が横田基地所属のC-130輸送機による降下訓練中において、羽村市の民家に着地し、建物の一部が破損した。その2日後の11月20日に米軍兵士の空挺降下訓練において、福生市内の熊川児童館屋上に誘導傘、熊川児童館敷地内にパラシュートがそれぞれ落下した。いずれの事故も、人命に関わりかねない大変重大な事故である。

市では、東京都及び周辺自治体と連携して、その都度、事故原因の究明、再発防止のための措置、安全確保の徹底及びこれらに係る周辺自治体への説明等を強く要請している。

なお、福生市地域防災計画においては、航空事故等が発生した場合の対応等を定めている。

ア 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議

航空機による事故は、万が一墜落事故が発生すれば大惨事につながることは間違いないところであり、昭和52年9月に横浜市緑区で発生した米軍機RF-4Bファントムの墜落事故は9人の死傷者を出す不幸な出来事であった。こうしたことに対し、国は、昭和53年9月、航空機事故による被害が発生した場合の連絡調整体制の整備及び提供施設、区域現地関係機関連絡会議の整備についての通達を出し、昭和56年2月、航空機事故等連絡調整体制の整備についての東京都関係連絡会議が発足している。

この会議は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」と称し、横田飛行場、立川飛行場、入間飛行場並びに厚木飛行場周辺の東京都の区域において、米軍又は自衛隊の航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制を整備し、総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的としており、米軍、自衛隊、北関東防衛局、横田防衛事務所、東京都、警視庁、東京消防庁、稲城市消防本部及び周辺市町の防災担当で構成し、航空事故等に関する緊急措置要綱を定めて臨時会議もたれている。

イ 消防相互応援協定

昭和40年11月に横田基地司令官と周辺市町との間で「消防活動相互援助協定」が結ばれていたが、消防事務の東京消防庁への委託に伴い、横田基地司令官と東京消防庁との間に「消防相互応援協定」が結ばれ（昭和51年1月20日）、火災等の不慮の災害に備えている。

ウ 在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との覚書

市では、地震、台風、事故などによる大規模災害が発生した場合、相互に緊急的な救援活動を行っていくことを確認し、災害対策に関する相互支援体制の強化を目的として、「防災及び災害対策に関する在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との合意に関する覚書」を平成25年12月4日に締結している。

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約

施行 昭和 56 年 4 月 1 日

最終改正 平成 21 年 3 月 31 日

(目的)

第 1 条 この連絡会議は、横田飛行場、立川飛行場、入間飛行場並びに厚木飛行場周辺の東京都の区域において、米軍又は自衛隊の航空事故及び航空事故に伴う災害（以下「航空事故」という。）が発生した場合の連絡調整体制を整備し総合的な応急対策の実施について連絡協議することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この連絡会議は、米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議（以下「会議」という。）という。

(構成)

第 3 条 会議は、別表の関係機関をもって構成するものとする。

(機能)

第 4 条 会議は、航空事故が発生した場合において必要な応急対策を迅速かつ的確に実施するため、所要の措置について連絡協議し、その円滑な運営を図るものとする。

(会議の運営及び協議事項)

第 5 条 会議の運営は、北関東防衛局が関係機関と調整の上、会議に必要な諸事項を定めて行うものとし、会議において協議が整ったときは会議録をもって確認する。

(会議の開催)

第 6 条 年 1 回定例会議を開催するほか、必要に応じ臨時会議もしくは分科会議を開催することができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、北関東防衛局管理部業務課が担当する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会議で定めるものとする。

以上

別表（関係機関表）

区 分	関係機関（計 33 機関）
都	東京都
市・町 (21 機関)	八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、羽村市、瑞穂町、日の出町
警 察	警視庁
消 防	東京消防庁 稲城市消防本部

米 軍	在日米軍横田基地第374空輸航空団 在日米海軍厚木航空施設 在日米陸軍司令部
自衛隊	陸上自衛隊東部方面航空隊（立川） 海上自衛隊第4航空群（厚木） 航空自衛隊中部航空警戒管制団（入間）
防衛局	北関東防衛局 横田防衛事務所

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

（連絡者の設置及びその任務）

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等」という。）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

（緊急連絡通報の内容）

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

（現地連絡所等の設置）

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

（救急及び救援活動）

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

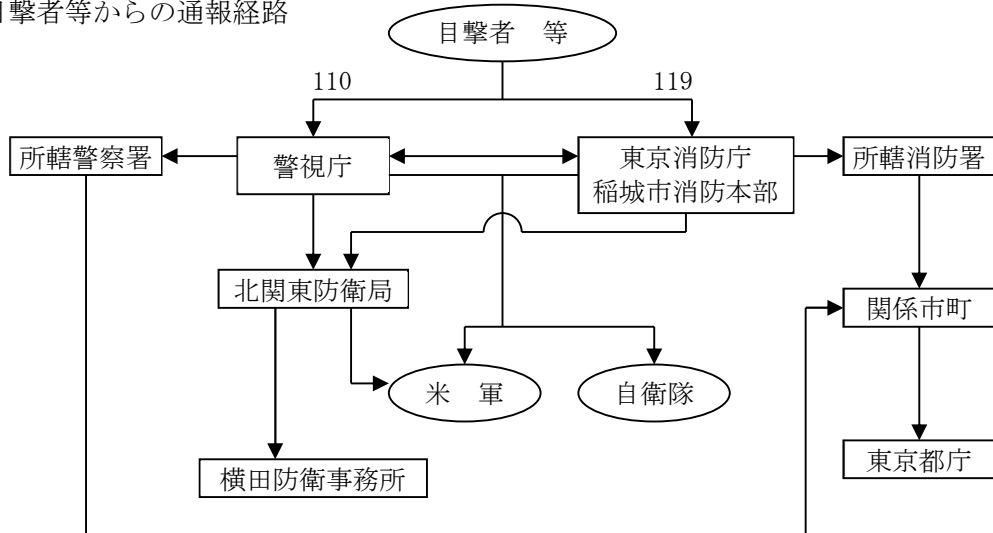
第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

附則 この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

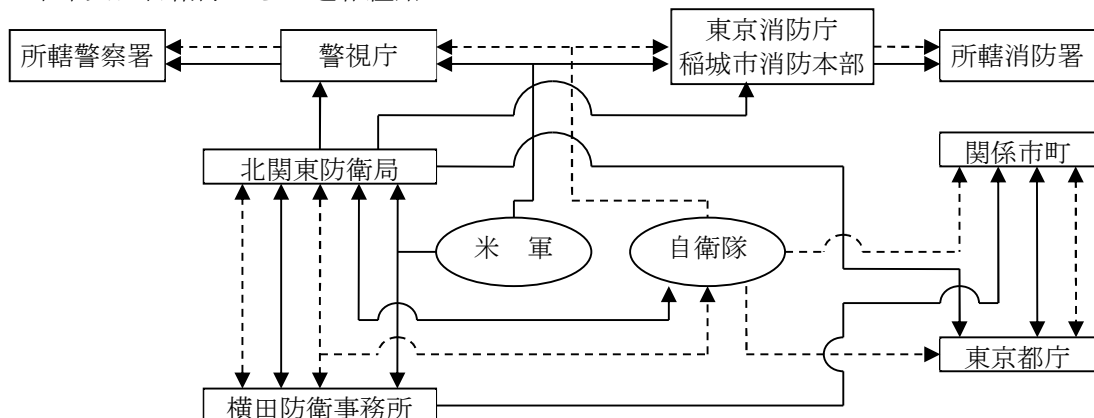
以降の附則並びに別表1・別表3 ～省略～

別表2 「航空事故通報経路図」

1 目撃者等からの通報経路



2 米軍又は自衛隊からの通報経路



凡 例	
——	米軍航空事故等に係る通報経路
- - - -	自衛隊航空事故等に係る通報経路

防災及び災害対策に関する
在日米軍横田基地第374空輸航空団と福生市との
合意に関する覚書

FB5209-3338-0559

本文は第374空輸航空団と福生市との覚書である。第374空輸航空団及び福生市の両者をまとめて指す場合は、「当事者」とする。

1 目的：当事者は、適時適切な調整及び的確かつ効果的な相互支援が、大規模災害発生時の被害管理の成功に不可欠であることを認識している。故に当事者は防災及び災害対策に関する相互支援態勢を強化・改善する目的で本覚書に署名することに同意する。

2 当事者の合意：

2. 1. 当事者は防災及び災害対策の相互援助を実行する場合は、本覚書に従うこととし、原則的に福生市及び横田基地の境界内に制限する。

2. 2. 定義：

「災害」とは、自然が引き起こす（地震、嵐、干ばつ、火山噴火、野火等）、又は人的活動（工場爆発や火災、暴動、感染性疾患等）により起こった悲惨な状況若しくは事象で、それらが人間にもたらす危険若しくは苦痛が相互的緊急救援活動を要する規模であるものを指す。

「防災」とは、災害が目前に迫った状況下で正式な承認のもと行なわれる災害に対する準備活動を指す。

「災害対策」とは、正式な承認のもと行われる被害者への災害救援活動を指し、経済又は生活基盤施設の復興に対する永続的な貢献は含まない。

災害対策の例：

- 1) 消火活動
- 2) 捜索救助
- 3) 救急治療/救命治療
- 4) 瓦礫及び障害物撤去
- 5) 食料、飲料水及び他の物資提供
- 6) 人員及び物資の輸送
- 7) 救援物資及び支援団体の受入れ
- 8) 避難用シェルター及び仮設住宅の組立て

- 9) 福生市内に在住する第 374 空輸航空団に所属する軍人及び家族の安否確認
- 10) 横田基地に勤務する日本人及び他国の従業員の安否確認

2. 3. 計画/対応のガイドライン

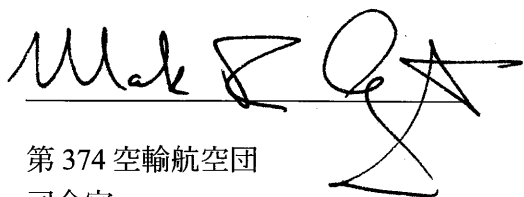
2. 3. 1. 本覚書に基づいた活動は、当事者それぞれの国の法律及び規則に従って進められるものとする。
2. 3. 2. 当事者は少なくとも一年に一度は防災及び災害対策に関する話合いの場を設け、潜在的に起こり得る防災及び災害対策の取組を支援する際に必要とされる緊密な関係と連絡網を維持する。
2. 3. 3. 大規模災害の発生時における第 374 空輸航空団の最優先事項は、米国空軍の機能を復帰させ任務を遂行できる状態にすることであるが、米国防総省より権限を与えられた場合、上級司令部から災害対策の期間・種類・範囲等に関する指示を仰ぎながら、積極的に共同災害対策を行う。
2. 3. 4. 防災・災害対策に関連する経済的負担は、支援を提供する当事者側の法律に基づき、又は日米両政府の合意に基づいて、提供する当事者が負担するものとする。
2. 3. 5. 本覚書は、当事者のうち一方が他方に対し支援提供の何ら義務を負わせるものではない。

- 3 人員：各々の当事者は、それぞれが使用する人員の賃金・扶助費・旅費等を負担する。各々の当事者は、それぞれが使用する人員を管理・監督する責任を持つ。

4 総則：

4. 1. 連絡先：添付資料 1 参照
4. 2. 連絡先：添付資料 1 参照
4. 3. 資金及び人的資源：本覚書は当事者同士が資金又は人的資源を交換するための書類ではなく、それを提供するためのものでもない。さらに、資金又は資源の提供を誓約するものでもない。
4. 4. 覚書の修正：本覚書は当事者の合意を文書にし、権限を持つ代表者同士が署名をすることにより修正する。
4. 5. 争点：本覚書に関連する意見の相違は、適用される法律・行政命令・指示・インストラクションに従い、当事者間の協議によって解決する。
4. 6. 覚書の終了：本覚書は、当事者間の合意又はどちらか一方の当事者が文書により通知を行ってから 60 日をもって終了する。

4. 7. 譲渡：本覚書は当事者間が合意し、その内容を文書にした場合のみ譲渡可能となる。
4. 8. 完全な合意：本覚書には、同覚書が網羅する当事者間の合意内容が全てまとめられている。本合意が日本語に翻訳された場合、当事者間で日本語版と英語版の内容について争いが生じた時は英語版を適用する。
4. 9. 発効日：本覚書は当事者の最後の者が署名をした後から有効とする。
4. 10. 失効日：本覚書は終了されるまで有効とする。



第374空輸航空団
司令官
米国空軍マーク・オーガスト大佐



福生市
市長
加藤 育男

4 DEC 13

日付

平成25年12月4日

日付

添付資料1 連絡先および通信

エ 主な横田基地関連又は東京周辺で発生した米軍航空機事故等

発生日	機種	内容
昭和40年 2月2日	T-33	現在の埼玉県入間市内へ墜落、乗員2名死亡
昭和40年 2月16日	F-105	青梅市内の山林、農地に墜落、農地4ヘクタールが被害
昭和40年 5月5日	F-105	神奈川県相模原市内へ墜落、死者2名、負傷者8名、家屋損害4戸
昭和41年 9月12日	輸送機	立川市内の農地へ墜落
昭和42年 2月1日	F-105	府中市内の多摩川へ墜落
昭和44年 1月12日	F-4	埼玉県入間市内の山林へ墜落、高圧送電線を切断したため、昭島市を始め立川市、府中市、日野市の一部が停電。乗員2名死亡
昭和46年 8月24日	F-8J	神奈川県横浜市旭区内に墜落、山林、家屋及び自動車一部破損
昭和46年 12月20日	CH-46	横田基地の滑走路南端付近へ厚木基地所属米海兵隊ヘリコプターが墜落、乗員7名死亡
昭和51年 10月24日	CH-53	瑞穂町内の民家へヘリコプターの窓枠が落下
昭和51年 11月2日	C-1A	厚木基地内ゴルフ場に墜落、乗員6名死亡
昭和52年 9月27日	RF-4B	神奈川県横浜市内へ墜落、死者2名、負傷者7名、家屋損害2戸
昭和53年 4月21日	VHP	米軍ヘリコプターが世田谷区内に不時着
昭和54年 4月4日	UH-1H	神奈川県横浜市内に不時着
昭和58年 4月4日	セスナ	横田基地エアロクラブセスナ機オーバーライン不時着
昭和58年 5月24日	SH-2F	埼玉県飯能市内の中学校校庭に不時着（ナイターでソフトボール中）
昭和59年 10月17日	UH-1N	神奈川県藤沢市内へ墜落、乗員2名負傷
昭和60年 8月7日	UH-1N	米軍横田基地475部隊の借用ヘリコプター世田谷区の区民野球場へ不時着
昭和61年 4月7日	EA-6B	三宅島沖東方約20kmの海上に墜落
昭和62年 4月17日	SH-3H	神奈川県大和市内の住宅街空地にヘリコプターのドアが落下
昭和62年 11月17日	C-130	埼玉県比企郡小川町内の民家庭先にアクセスドアが落下
平成2年 3月18日	KC-135	埼玉県比企郡鳩山町内の水田にエンジンカバーが落下
平成2年 3月30日	ボーイング 747型機	米軍横田基地のチャーター機が離陸しようとした際に左内側車輪がパンク
平成4年 6月22日	C-130	米軍横田基地のC-130輸送機が神奈川県相模原市内の工場にライトカバーが落下

平成4年 11月2日	セスナ	米軍横田基地の小型プロペラ機が神津島空港で着陸に失敗し伐採中の森林に突っ込んで停止
平成5年 1月8日	UH-1N	杉並区内の中学校に不時着
平成5年 4月29日	F-14	厚木基地南東約174kmの太平洋上に墜落
平成8年 4月19日	C-130	C-130輸送機が投下訓練中にパラシュート付きの砂袋(約6.8kg)を国有地の緩衝地帯に誤投下
平成8年 5月11日	C-141	C-141輸送機がブレーキ故障を起こして発煙、化学消防隊が出動した。
平成10年 1月6日	SH-60	米軍ヘリコプターが江東区内の若洲ゴルフ場に不時着
平成10年 10月29日	C-9	横田基地所属のC-9がエンジンカバーの一部(1.5m×1.5mの金属製)を落下する。場所は判明していない(エンジンが火災を起こしていた)。
平成11年 5月5日	C-130	横田基地所属のC-130が、午後5時52分頃、基地の南9マイル(14.5km)付近に、誤ってパラシュート付き砂袋15ポンド(7kg)を落下させる事故が発生(5月9日、町田市の民家の屋根で発見された。屋根瓦2~3枚を破損した)。
平成11年 11月22日	T-33	航空自衛隊入間基地所属のT-33ジェット練習機が午後1時42分頃、埼玉県狭山市柏原の入間川河川敷に墜落、乗員2名死亡、80万世帯が停電する。
平成13年 9月	C-17	米軍所属のC-17輸送機の機体の一部が飛行中に落下し、羽村市内の工場の屋根に直撃する事故が発生した。
平成16年 5月6日	C-130	横田基地を離陸した米軍機C-130輸送機(アラスカの基地所属)が埼玉県(比企郡鳩山町あるいは玉川村付近)上空を飛行中に第1エンジン排気口の一部である直径60cm、長さ90cmのテールパイプを落とした。
平成16年 7月19日	H-60	横浜市泉区上空で米海軍のヘリコプターが機関銃に使う弾丸(長さ約7cm、口径約7.6mm)計200発が入ったジュラルミン製ケースを落とした。
平成16年 8月10日	S3	空母ステニスの艦載機S3が北硫黄島に墜落、パイロット4名死亡
平成16年 8月19日	UH-1N	横田基地所属のUH-1Nが横浜みなとみらいのヘリポートにエンジントラブル(故障箇所は主要エンジンのギアボックス)のため緊急着陸した。
平成16年 8月21日	C-130	横田基地友好祭において、瑞穂町上空でC-130よりパラシュート降下をするため、米海軍所属の軍人が下方を確認した際に、ヘルメットを落とした。ヘルメットは瑞穂町内の工場敷地内で発見された。
平成16年 11月2日	UH-1N	横田基地所属のUH-1Nが、コックピットでの異常を察知した後、静岡県沼津市内の野球場に、安全点検のため事故予防着陸した。
平成16年 11月23日	UH-1N	横田基地所属のUH-1Nが、コックピットでの異常を察知した後、調布飛行場に、安全点検のため事故予防着陸した。
平成17年 4月14日	EA6B	米軍艦載機EA6Bが厚木基地~海~キャンプ富士~横田飛行場~厚木基地のルートで飛行し、厚木基地に着陸した際に、「はしご」がないことに気づいた。「はしご」は約1.2m、約6.8kg、アルミ製

平成 17 年 4 月 14 日	F A 1 8	米軍艦載機 F A 1 8 が厚木基地～相模湾～厚木基地のルートで飛行した際、模擬弾のフィン（アルミ製）を落とした。
平成 17 年 5 月 7 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が山梨県南都留郡鳴沢村内の駐車場に統制緊急着陸した。
平成 17 年 6 月 16 日	K C - 1 3 0	米軍海兵隊普天間基地所属の K C - 1 3 0 が岩国基地離陸後から横田基地の間に、着陸灯カバーを紛失していた。着陸灯カバーは大きさ約 15cm×厚さ約 10cm の円筒形のプラスチック製、重さ約 700 g
平成 18 年 5 月 22 日	C - 2	厚木基地所属の C - 2 輸送機が厚木基地から岩国基地へ向かう途中、神奈川県平塚市周辺上空でエスケープハッチ（60cm×60cm、約 13kg）を落下した。
平成 19 年 6 月 13 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が神奈川県横浜市金沢区内のサッカー場に緊急着陸した。
平成 19 年 9 月 27 日	E - 7 6 7	航空自衛隊浜松基地所属の E - 7 6 7（早期警戒機）が操縦席のブレーキに関するライトが点灯したため、横田基地に予防着陸した。
平成 19 年 12 月	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が、朝霞駐屯地に予防着陸した。
平成 20 年 6 月 11 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が神奈川県相模原市田名の相模川河川敷昭和橋付近に予防着陸した。
平成 20 年 7 月 10 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が横田基地から南に 3,200m、上空 150～300m を飛行中にペットボトルを落とした。
平成 20 年 7 月 14 日	C - 1 3 0	横田基地所属の C - 1 3 0 が北へ 100 マイル（160 キロメートル）地点までの往復飛行を行った後の点検で、I F F アンテナ（重さ約 1.4kg）が脱落していることが判明した。
平成 22 年 9 月 13 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が、計器の異常を示したため、予防的に調布飛行場に着陸した。
平成 23 年 10 月 27 日	U H - 1 N	横田基地所属の U H - 1 N が、計器の異常を示したため、安全点検・事故予防のため、調布飛行場に着陸した。
平成 25 年 7 月 30 日	C - 1 3 0	横田基地所属 C - 1 3 0 輸送機が、バッテリーを覆うアルミ製のカバーパネル（5 インチ×8 インチ：A 4 の紙程度）を紛失。飛行中に落下したのかどうか、紛失原因等の詳細は不明
平成 25 年 12 月 16 日	M H - 6 0	米海軍第 5 空母航空団所属 M H - 6 0（多目的ヘリ）が神奈川県三浦市内に不時着・横転した。乗員 4 名のうち、2 名負傷
平成 26 年 3 月 25 日	C - 1 3 0	横田基地所属 C - 1 3 0 輸送機が、機体前部の乗組員乗降口ドア下に取り付けられているアルミ製パネル（3 インチ×5 インチ）を紛失
平成 26 年 3 月 26 日	C - 1 3 0	横田基地所属 C - 1 3 0 輸送機が、機体頭頂部に張られているアンテナ（長さ 60 フィート、直径約 0.5 インチ、重さ約 10 ポンド）を紛失
平成 26 年 6 月 3 日	C - 1 3 0	横田基地所属 C - 1 3 0 輸送機が、アルミ製ラッチ（掛け金）（5.5cm×1.8cm）を紛失
平成 26 年 11 月 25 日	C - 1 3 0	横田基地所属 C - 1 3 0 輸送機が、アルミ製ラッチ（掛け金）（5.5cm×1.8cm）を紛失
平成 27 年 4 月 30 日	U H - 1 N	横田基地第 4 5 9 空輸中隊所属の U H - 1 が、岩国に向かう途中、トランスミッションの注意ランプが点灯したため、広島県三角島に予防着陸した。

平成 28 年 2 月 29 日	UH-1N	横田基地所属UH-1が、赤坂プレスセンターに向かう途中、エンジン警告灯が点灯したため、調布飛行場に予防着陸した。
平成 28 年 4 月 22 日	UH-1N	横田基地所属UH-1が、キャンプ富士での訓練中にエンジンサービスライトが点灯したため予防着陸した。
平成 28 年 10 月 31 日	UH-1N	横田基地所属UH-1が、自動燃料制御装置の不具合のため、富山空港に予防着陸した。
平成 29 年 3 月 29 日	C-5	カリフォルニア州トラビス空軍基地所属のC-5輸送機が、横田基地を離陸後、油圧系に異常が確認されたため、再び横田基地へ着陸した。
平成 29 年 6 月 17 日	C-5	横田基地に着陸していたカリフォルニア州トラビス空軍基地所属のC-5輸送機1機について、点検時に左翼上部パネル(約30.48cm×182.88cm、重さ約3.6kg)の遺失が判明した。
平成 29 年 7 月 12 日	C-130H	横田基地での点検中に、横田基地所属C-130Hの着陸装置の一部のプレート(約1cm×5cm、重さ約227g)の遺失が判明した。
平成 29 年 8 月 22 日	FA-18E	厚木基地所属FA-18Eが海上での訓練を終え、厚木基地に帰投する際、厚木基地の滑走路がメンテナンスで一時閉鎖されていたため、横田基地に着陸し、給油を行い、厚木基地に帰投した。翌朝の点検において、部品の遺失が判明した。
平成 29 年 11 月 15 日	C-130J	横田基地所属C-130Jが横田基地で物料投下訓練を実施中、投下した約30kgの貨物がパラシュートから外れて滑走路中央付近に落下し、滑走路路上に軽微な亀裂が生じた。
平成 29 年 12 月 3 日	C-130J	飛行後の点検時に、横田基地所属C-130Jのフレアの一部(長さ12~13インチ(約30~33cm)、重さ0.28ポンド(約130g))が遺失していることが判明した。
平成 30 年 2 月 28 日	C-130J	横田基地所属C-130Jが、センサーの誤認によりエンジンの不具合を認めたため、嘉手納基地に予防着陸を行った。
平成 30 年 4 月 10 日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機による人員降下訓練中、予備パラシュートから切り離された誘導傘等が、風に流されて羽村第三中学校に落下した(メインパラシュートは基地内で発見された。)。12日、訓練が再開された。
平成 30 年 6 月 4 日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイが、飛行中に機内システムの警告があったため、奄美空港に予防着陸した。
平成 30 年 12 月 19 日	C-130J	東富士演習場の施設区域外に、物資投下訓練中の横田基地所属C-130輸送機からパラシュートが落下した。
平成 31 年 1 月 8 日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機による人員降下訓練中、メインパラシュートが機能しなかったため、パラシュート兵が当該パラシュートを切り離して予備パラシュートで着地した。パラシュートは横田基地内に着地した。
平成 31 年 1 月 9 日	C-130J	横田基地所属C-130J輸送機による人員降下訓練中、メインパラシュートが機能しなかったため、パラシュート兵が当該パラシュートを切り離して予備パラシュートで着地した。メインパラシュートは横田基地内に落下したが、予備パラシュートが畳み込まれていたデプロイメントバッグ(約40.6cm×44.5cm、約1.8kg)が風にさらわれて、横田基地のチームが捜索するも発見されず。
平成 31 年 1 月 31 日	C-130J	横田基地所属C-130輸送機による東富士演習場での物資投下訓練中に、抽出用パラシュートは展開されたが物資が抽出されなかったため、抽出用パラシュートを切り離した。物資は機内に安全にとどまり、パラシュートは演習場内で回収された。

令和2年 1月6日	KC-135	KC-135にエンジントラブルが発生したため、横田基地に着陸した。
令和2年 1月20日	貨物専用機	横田基地に向かっていた米軍のチャーター機が燃料不足のため成田空港に着陸した。
令和2年 6月16日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイについて、飛行後の点検において、サーチライトドーム（約15.8cm×約15.8cm×約10cm、約453g）の紛失が判明した。落下場所は不明
令和2年 7月2日	UH-60	人員降下訓練中に、落下傘兵のメインパラシュートが絡まったため、安全に着地するためにメインパラシュートを切り離し、予備パラシュートを展開した。その際にパラシュートの備品が、立川市西砂町内に落下した。
令和2年 7月7日	UH-60 CV-22	人員降下訓練が再開された。同日の午後7時30分頃、パイロットシュート（パラシュートを展開させるための小さなパラシュート）とその索が、展開した際に一時的に絡まり、落下傘兵の足首及びふくらはぎに固定されていたフィンが外れて、福生市内の牛浜駅西口自転車駐車場付近にフィンが落下した。 フィンの形状：ゴム製、長さ約20インチ（50.8cm）、重さ約2.25ポンド（1020.5g）
令和3年 6月14日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイが、飛行中に何らかのトラブルが発生した可能性があることから、山形空港に予防着陸した。
令和3年 9月22日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが、右側のエンジントラブルにより飛行中に警告ランプが点灯したため、エマージェンシーを発出し、仙台空港に予防着陸した。
令和3年 12月1日	CV-22	横田基地所属CV-22オスプレイが、千葉県館山航空基地に予防着陸した。
令和4年 10月20日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが飛行中、コックピットの警告表示を受け、南紀白浜空港に予防着陸を行った。
令和5年 4月18日	C-12	横田基地所属C-12輸送機が、横田基地周辺で通常の訓練を行っていたところ、飛行後の点検で、約10インチ×約4インチ、重さ約2ポンドの翼端ライトレンズが紛失していることが判明した。
令和5年 7月12日	B-52	B-52爆撃機、1機がエマージェンシー宣言し、横田飛行場に着陸した。
令和5年 11月29日	CV-22	鹿児島県屋久島東側の沖合にて、訓練中の横田基地所属のCV-22オスプレイが墜落。乗員8名死亡
令和6年 4月17日	UH-1N	横田基地所属UH-1（2機）が、横田基地へ戻る途中、福島付近の非居住区域に予防着陸した。
令和6年 8月3日	MH-53E	神奈川県海老名市内の水田に第15ヘリコプター機雷掃海飛行隊所属MH-53Eが予防着陸を行った。
令和7年 4月8日	KC-46A	KC-46Aペガサス空中給油機が横田基地への着陸に際し、エマージェンシーを報告した。
令和7年 4月20日	KC-135	KC-135がエマージェンシーを報告したために横田基地へ着陸した。
令和7年 7月18日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが飛行中に警告灯が点灯したため、大館能代空港に予防着陸を行った。
令和7年 7月24日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが飛行中に警告灯が点灯したため、いわて花巻空港に予防着陸を行った。

令和7年 10月2日	CV-22	横田基地所属のCV-22オスプレイが飛行中に警告灯が点灯したため、航空自衛隊浜松基地に予防着陸を行った。
令和7年 11月18日	C-130J	米陸軍兵士が横田基地所属のC-130輸送機による降下訓練において、区域外（羽村市）に着地した。その際、誘導傘が羽村市内の歩道に落下した。
令和7年 11月20日	不明	米軍兵士が空挺降下訓練中に主降下傘が作動しなかったため切り離した後、予備降下傘を使用して横田基地に着地した。切り離した主降下傘は風によりコースを外れ、熊川児童館敷地内に落下した。また、熊川児童館屋上にこの着地に関連する誘導傘が落下した。

オ 燃料漏れ事故（平成5年10月）

年月日	内 容	
H.5	10.25	・横田基地内でジェット燃料漏出判明
	11.1	・厚生省から東京都衛生局へ、環境庁から環境保全局へ連絡が入り、水質検査の実施を要請
	11.2	・都の衛生局と環境保全局は、それぞれ周辺の井戸水、河川水の水質検査を行った。
	11.4	・東京都都市計画局多摩開発企画室から午後4時30分頃プレス発表 ・福生市は、午後5時頃毎日新聞社より事実を知る。 ・防衛施設庁より午後8時頃プレス発表
	11.5	・米軍よりプレス発表 ・福生市、昭島市は、それぞれ基地並びに防衛施設庁に対し、抗議および早期原因究明等の要請を行う。 ・同様に、横田基地周辺市町基地対策連絡会でも、5市1町首長連名による要請を行う。
	11.10	・東京都都市計画局も同様主旨の要請を行う。
H.6	6.3	・「燃料漏出に関する報告」として、メモ程度の文書が横田防衛施設事務所から届けられる。
	6.6	・周辺5市1町事務担当者は、「報告」の詳細を聞くため、横田基地広報部へ出向く。
	6.13	・基地周辺6市町長連名により、漏出燃料早期除去等の要請を行う。
	8.31	・燃料漏出に関し早期除去等の要請を再度行い、今回は初めて、環境庁にも要請を行った。
	10.7	・平和資料協同組合準備会が、情報公開制度を利用して、米国側から事故に関する分析結果の公文書を入手しプレス発表を行った。
	10.18	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議
	11.4	・連絡会6市町の基地対策担当者により、東京防衛施設局施設部長と環境庁水質保全部課長補佐にそれぞれ面会し、事故のその後の状況を聴取
	11.7	・東京都都市計画局より、外務省から入手した第1段階の調査の原文が送付された。(11月4日付け)
	11.8	・東京都都市計画局より、原文の一部（調査概要）の訳文が送付された。
	11.11	・横田基地周辺市町基地対策連絡会として、6市町長連名により基地内燃料漏出の現場確認の要請を文書により行った。
	11.16	・東京防衛施設局長から、燃料漏出に関し、連絡会代表幹事である福生市長宛に回答文書が届く。
	11.30	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議
	12.16	・福生市議会横田基地対策特別委員会が開催され、燃料漏出に関し、経過報告等を行う。
H.7	1.25	・東京防衛施設局長より、燃料漏出に係る第二次調査の中間報告書が届く。(1月20日付け)
	2.22	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、中間報告書の検討並びに今後の対応について協議
	2.27	・横田基地周辺市町6市町長連名により、漏出燃料の早期除去、現場確認につき再度要請するとともに、今後の報告等については、理解できる形で速やかに開示されるよう要請
	5.8	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議
	5.12	・横田基地において環境保全に関する説明会を行った。(助役及び公室長出席) ・米軍から日米合同委員会環境分化委員会に最終報告書が提出された。
	5.19	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議
	5.23	・横田基地周辺市町6市町長連名により、再度最終報告書の開示等文書にて要請 「要請先：横田基地司令官、東京防衛施設局長、環境庁」
	7.3	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議
	8.16	・横田基地周辺市町6市町長連名により、再度文書にて要請 (要請内容：漏出燃料の早期除去・漏出現場確認・除去作業の実施時期及び方法) 「要請先：横田基地司令官、東京防衛施設局長、環境庁、東京都知事」 ・横田基地、広報官に5項目の質問メモを提出し、8月22日までに回答を依頼
	8.18	・横田基地、広報官から質問メモに対する回答が幹事市（昭島市）に電話にてあり。
	8.21	・東京防衛施設局長から要請に対する回答が幹事市（昭島市）に文書にてあり。
	8.23	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催し、今後の対応を協議

H. 7	10. 3	・横田基地司令官から現場確認について日程調整あり。
	10. 5	・昭島市長、企画部長、係長、福生市長、公室長、課長で司令官と現場を確認
	10. 12	・横田基地周辺市町基地対策連絡会を開催。その席で東京都を通じ最終報告書が届く。
	10. 18	・横田基地周辺市町基地対策連絡会として最終報告書の開示を踏まえ、安全性の確保と再発防止につき要請（要請先：横田基地司令官・外務省・東京防衛施設局・環境庁・東京都）
	11. 9	・東京防衛施設局から要請についての回答が届く。（11月2日付け）
	11. 17	・東京都都市計画局長及び環境保全局長の連名により、除去作業の早期完了や除去作業の方法、現場の確認等につき要請（要請先：在日米軍司令官・横田基地司令官・外務省・環境庁・東京防衛施設局長）
H. 8	1. 11	・11月17日に要請を行った結果、環境庁で進捗状況説明会あり。（課長、係長出席）
	1. 31	・横田基地周辺市町基地対策連絡会職員により基地視察を行い、現場確認を行った。（助役、担当職員）
	2. 2	・横田基地周辺市町基地対策連絡会として、環境庁の説明、基地現場確認を踏まえ、さらに定期的な報告書の開示や、現場確認につき要請（要請先：横田基地司令官・環境庁・外務省・東京防衛施設局長・東京都）
	3～4	・昭島市、羽村市、立川市、福生市が経過を広報に掲載した。
	5. 9	・4月15日付けで基地司令官から昭島市長宛に手紙が届き、幹事市の立川市から送付された。
	5. 16	・横田基地周辺市町基地対策連絡会として、その後の経過等につき質問書を提出
	5. 24	・基地広報部において上記質問書の回答を得る。
	7. 8	・基地視察及び現場確認（環境庁・外務省・防衛施設庁・東京都・5市1町）
	10. 23	・横田基地周辺市町基地対策連絡会として、その後の経過等につきメモによる質問書を提出
	11. 7	・横田基地周辺市町基地対策連絡会調整会が立川市で開催され、横田基地、広報部長から10月23日に提出した質問書に対する回答を得た。（オブザーバーとして東京都政策報道室、補佐出席）
	11. 25	・横田基地周辺市町基地対策連絡会職員により現場確認
	12. 12	・現場確認の際、質問書をメモにて基地に提出。その後現場確認（環境庁・防衛施設庁・厚生省・外務省・東京都・5市1町）
	H. 9	2. 5
5. 8		・2月の米軍回答に対する再質問を外務省経由で米軍に提出
5. 29		・現場視察及び確認（環境庁・外務省・防衛施設庁・厚生省・東京都・5市1町）
7. 9		・5月の再質問についての回答を外務省経由で得る。
12. 17		・現場視察及び確認（環境庁・外務省・防衛施設庁・厚生省・東京都・5市1町）
H. 10	7. 6	・現場視察及び確認（環境庁・外務省・厚生省・防衛施設庁・東京防衛施設局・横田防衛施設事務所・東京都・5市1町）
	7. 13	・午前9時40分頃基地南側引込線のポンプステーション付近で新たな航空機燃料（JP-8）約30～50ガロンが漏れる事故が発生した。
	7. 16	・上記事故について、都と5市1町連絡協議会として、口頭要請を行った。
H. 11	5. 14	・現場視察及び確認（環境庁・外務省・厚生省・防衛施設庁・東京防衛施設局・横田防衛施設事務所・東京都・5市1町）
H. 12	6. 28	・現場視察及び確認（環境省・外務省・外務省・防衛施設庁・東京防衛施設局・横田防衛施設事務所・東京都・5市1町）
H. 13	7. 12	・現場視察及び確認（環境省・外務省・防衛施設庁・東京防衛施設局・横田防衛施設事務所・東京都5市1町）
H. 15	5. 16	・燃料漏出事故の最終報告（環境省・外務省・防衛施設庁・5市1町）
	6. 6	・福生市安全宣言
	11. 26	・環境省説明 環境省は燃料漏出事故について、除去作業は適切に行われ、周辺住民の健康について懸念すべきものはないと考え、これ以上の要請を行う予定はないとの説明があった。

カ 人員降下訓練中のフィン落下事故（令和２年７月）

令和２年７月７日（火）午後７時３０分頃、人員降下訓練中に福生市内においてフィン（足ヒレ）が落下する事故が発生した。

７月９日（木）

午後８時から９時にかけて、電話及びメールにて北関東防衛局から市に事故の情報提供があった。

内容：７月７日午後７時３０分頃、パラシュート降下訓練中に、福生市牛浜５８番地１の牛浜駅西口自転車駐車場付近にフィンが落下した。被害は確認されていない。

市では、基地担当と防災担当の職員が参集して情報収集を行い、副市長の指示のもと、航空事故緊急対策会議の設置と、翌朝９時の会議の開催を決定するとともに、全議員にファックスにより情報提供を行った。

７月１０日（金）

午前９時、航空事故緊急対策会議を開催し、庁内幹部職員において情報の共有を図り、今後の対応について協議した。

午前１０時、北関東防衛局長が事故の説明のために市役所に来庁。副市長が対応し、人命に関わりかねない重大な事故であり、事故発生状況や落下物に関して速やかに情報提供することを強く求めた。

午前１１時過ぎ、基地・渉外担当、安全安心まちづくり課及び施設公園課の職員が、牛浜駅西口自転車駐車場及び隣接する牛一公園も含め、現場の確認を行った。物的被害等は見受けられなかった。

午後５時頃、東京都と横田基地周辺５市１町で構成する、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官、北関東防衛局長及び横田防衛事務所長に対して要請した。

７月１３日（月）

福生市単独で米軍（在日米軍司令官、第５空軍司令官、在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官）及び国（外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長）に対して抗議。副市長が基地を訪問して第３７４空輸航空団司令官に対して、企画財政部長が横田防衛事務所を訪問して横田防衛事務所長に対して、直接抗議した。外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長に対しては抗議文を郵送した。

７月１４日（火）

臨時で横田基地対策特別委員会が開会され、同日、市議会、横田基地対策特別委員会として米軍（在日米軍司令官、在日米軍横田基地第３７４空輸航空団司令官）及び国（外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長）に対して抗議することと決定し、抗議文を郵送した。

人員降下訓練に伴う福生市へのフィンの落下について（要請）

令和2年7月9日、北関東防衛局より、「令和2年7月7日（火）19時30分頃、横田飛行場におけるパラシュート降下訓練中に、東京都福生市牛浜58-1 JR牛浜駅西口駐輪場付近にフィン（足ヒレ）を落下した。被害は確認されていない。」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

7月7日に落下事故が発生していたにもかかわらず、7月9日までの間に情報提供がなかったことは、信頼関係を損ねる行為である。

また、横田基地においては、6月16日のCV-22オスプレイの部品遺失事故、7月2日の立川市へのパラシュート落下事故、そして今回の福生市へのフィンの落下事故と、人命に関わりかねない重大な事故が短期間に3回も発生した。このことは、いつまた事故が発生するのではないかという周辺住民の不安を増幅させる、まさに日常の生活環境を脅かす事態である。

さらに、事故原因や再発防止策の説明を行うまでは、同様の訓練は行わないこと等を再三求めてきたにもかかわらず、これらに関する具体的な説明がないまま、三たび、こうした事態が発生したことは、これまで要請してきた経緯を踏みにじるもので、極めて遺憾であり強く抗議する。

貴職においては、このような状況を十分に認識され、再発防止と安全確保に抜本的な対策を講じるよう、次のとおり強く要請する。（※）

（※）北関東防衛局長及び横田防衛事務所長宛て要請

貴職においては、このような状況を十分に認識され、再発防止と安全確保に抜本的な対策を講じることについて、次のとおり米軍に申し入れを行うよう強く要請する。

記

- 1 部品遺失事故及び人員降下訓練に伴う基地外への落下事故の、原因、他の落下物の有無及び再発防止策について、至急、関係自治体へ説明を行うこと。
- 2 安全な訓練の実施に関する教育を徹底すること。
- 3 上記を行うまでの間、同様の訓練は行わないこと。

令和2年7月10日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
アンドリュー J. キャンベル大佐 殿
北関東防衛局長 松田 尚久 殿
横田防衛事務所長 和田 善徳 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会長	東京都知事	小池 百合子
副会長	立川市長	清水 庄平
	昭島市長	臼井 伸介
	福生市長	加藤 育男
	武蔵村山市長	藤野 勝
	羽村市長	並木 心
	瑞穂町長	杉浦 裕之

在日米軍司令官 ケビン B. シュナイダー中将 殿
第 5 空軍司令官 ケビン B. シュナイダー中将 殿
在日米軍横田基地第 3 7 4 空輸航空団司令官
アンドリュー J. キャンベル大佐 殿

東京都福生市長 加 藤 育 男

福生市へのフィンの落下について（抗議）

このことについて、令和 2 年 7 月 7 日（火）午後 7 時 30 分頃、福生市内の市営牛浜駅西口自転車駐車場付近に、米軍の航空機からフィン（足ヒレ）が落下する事故が発生した。

防衛省北関東防衛局に発生時の状況等について説明を求めたところ、人員降下訓練中に落下させたものであり、落下場所の近くにいた市民からの通報で判明したとのことである。

横田基地では、平成 30 年 4 月に発生した羽村市立羽村第三中学校へのパラシュートの落下、平成 31 年 1 月に 2 日続けて発生したパラシュートの落下及び部品遺失、本年 6 月 16 日に判明した CV-22 オスプレイの部品遺失、更には今月 2 日に立川市内で発生したパラシュートの落下、そして、この度福生市へのフィンの落下事故が発生し、この短い期間において訓練に起因する事故が多発している。

福生市では、東京都及び周辺自治体と連携して、その都度、事故原因の究明、再発防止のための措置、安全確保の徹底及びこれらに係る周辺自治体への説明等を強く要請している。

今般の事故は、立川市内で発生したパラシュート落下事故の原因や再発防止策等について関係自治体に説明するまでの間、訓練を実施しないよう、改めて要請した当日に発生した、人命に関わりかねない大変重大な事故であり、極めて遺憾である。

横田基地周辺は人口が密集した市街地であり、市民は航空機騒音に悩まされ、いつ発生するか分からない事故に不安な毎日を送っている。

市民の安全、安心を守る立場から、このような事故の発生及びこれまでの周辺自治体からの要請に対する対応は、真摯なものではなく、看過できるものではない。このことに対して、強く抗議する。

速やかに、今回の事故の発生状況を調査し、徹底した原因究明を行い、再発防止策を講じるまでは、同様の訓練の中止を求めるとともに、これらのことについて、迅速かつ丁寧な説明を行うよう、強く求める。

また、基地の運用は、「安全」が最優先事項であることについて、改めて認識し、今後とも、周辺住民に不安や危険を与えることのないよう、基地運用に関して、安全対策の徹底を図ることを強く求める。

外務大臣 茂木 敏充 殿
防衛大臣 河野 太郎 殿
防衛省北関東防衛局長 松田 尚久 殿
防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長 和田 善徳 殿

東京都福生市長 加 藤 育 男

福生市へのフィンの落下について（抗議）

このことについて、令和 2 年 7 月 7 日（火）午後 7 時 30 分頃、横田基地における米軍の人員降下訓練中に航空機からフィン（足ヒレ）を福生市内の市営牛浜駅西口自転車駐車場付近に落下する事故が発生した。

横田基地では、平成 30 年 4 月に発生した羽村市立羽村第三中学校へのパラシュートの落下、平成 31 年 1 月に 2 日続けて発生したパラシュートの落下及び部品遺失、本年 6 月 16 日に判明した CV-22 オスプレイの部品遺失、更には今月 2 日に立川市内で発生したパラシュートの落下、そして、この度福生市へのフィンの落下事故が発生し、この短い期間において訓練に起因する事故が多発している。

福生市では、東京都及び周辺自治体と連携して、その都度、事故原因の究明、再発防止のための措置、安全確保の徹底及びこれらに係る周辺自治体への説明等を強く要請している。

今般の事故は、立川市内で発生したパラシュート落下事故の原因や再発防止策等について関係自治体に説明するまでの間、訓練を実施しないよう、改めて要請した当日に発生した、人命に関わりかねない大変重大な事故であり、極めて遺憾である。

福生市は、日米安全保障条約に基づく横田基地の運用について、市域の 3 分の 1 を提供し、様々な問題を抱えつつも協力しているが、横田基地周辺は人口が密集した市街地であり、市民は航空機騒音に悩まされ、いつ発生するか分からない事故に不安な毎日を送っている。

市民の安全、安心を守る立場から、このような事故の発生及びこれまでの周辺自治体からの要請に対する対応は、真摯なものではなく、看過できるものではない。このことに対して、強く抗議する。

速やかに、今回の事故の発生状況を調査し、徹底した原因究明を行い、再発防止策を講じるまでは、同様の訓練を中止するとともに、これらのことについて、迅速かつ丁寧な説明を行うこと、また、基地の運用は、「安全」が最優先事項であることについて、改めて認識し、今後とも、周辺住民に不安や危険を与えることのないよう、基地運用に関して、安全対策の徹底を図ることについて、国の責任において米軍に対し要請するとともに、国として真摯に受け止めるよう、強く求める。

福生市へのフィンの落下について（抗議）

令和2年7月7日午後7時30分頃、横田基地におけるパラシュート降下訓練中に、福生市牛浜58-1（市営牛浜駅西口自転車駐車場付近）へフィン（足ヒレ）が落下する事故が発生した。

横田基地では、平成30年4月に羽村市内にパラシュートの一部が落下し、更に令和2年6月16日にはCV-22オスプレイの部品遺失、そして7月2日には、立川市へパラシュートが落下し、一歩間違えば人命に関わる重大な事故が立て続けに発生している。このことは、周辺住民の不安を増幅させ、日常生活環境を脅かす事態である。

横田基地においては人員降下訓練が度々行われており、基地運用の安全対策を徹底するよう再三要請しているにもかかわらず、再発防止策が示されないまま7月7日に訓練を再開し、フィンの落下事故が発生した。このことはこれまでの要請に対する対応が真摯なものでなく、極めて遺憾であり強く抗議する。

貴職においては、この状況を重大なことと認識されフィン落下の原因究明と安全対策、全ての訓練に関する安全教育の更なる徹底を図ることはもちろん、実効性のある再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練の中止を求める。

基地運用に関して、迅速かつ正確な情報提供を行い、安全対策の徹底を図ることを強く要請する。（※）

（※）外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長及び横田防衛事務所長宛て要請

貴職においては、この状況を重大なことと認識されフィン落下の原因究明と安全対策、全ての訓練に関する安全教育の更なる徹底を図ることはもちろん、実効性のある再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練の中止を求めるものであり、基地運用に関して、迅速かつ正確な情報提供を行い、安全対策の徹底を図ることを米軍へ求めるよう強く要請する

令和2年7月14日

在日米軍司令官

ケビン B. シュナイダー中将 様

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

アンドリュー J. キャンベル大佐 様

外務大臣 茂木敏充 様

防衛大臣 河野太郎 様

北関東防衛局長 松田尚久 様

横田防衛事務所長 和田善徳 様

福生市議会議長

清水義朋

横田基地対策特別委員長

幡垣正生

キ 横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故（令和5年11月）

令和5年11月29日（水）午後2時40分頃、鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故が発生した。

令和5年11月29日（水）

午後3時59分に、電話及びメールにて北関東防衛局から第1報の情報提供があった。

内容：詳細は確認中だが、本日（11月29日）午後2時40分頃、鹿児島県屋久島沖において、米軍オスプレイがレーダーロストしたとの情報に接している。政府としては、被害状況の確認を行うとともに、人命の救助を最優先に当たる考えである。

これを受け、基地・渉外担当職員にて情報収集を行うとともに、市議会議員への情報提供及び市ホームページへの情報掲載を行った。（以後も、北関東防衛局からの情報提供がされた際には、同様の対応を実施した。）

その後、午後6時26分に、北関東防衛局から第2報の情報提供があった。

内容（抜粋）：本日午後2時40分頃、鹿児島県屋久島の沖合において、米空軍横田基地所属CV-22オスプレイ1機が不時着水（後に「墜落」に訂正）した。海上保安庁の巡視船が、乗員のうち1名を救助したとの情報に接している。

また、福生市長からの求めを受け、防衛省職員が直接説明に訪れたので、原因究明と原因が究明されるまでの飛行停止、安全管理の徹底と再発防止を口頭で申し入れた。

11月30日（木）

午前10時に、北関東防衛局長が福生市長を訪れ、状況等の説明を行った。福生市長からは、事故の当日中に国から米軍に対して、オスプレイの飛行停止を申し入れなかったことは誠に遺憾であることを伝えるとともに、前日と同様の内容を強く申し入れを行った。

午前10時52分に、北関東防衛局から、それまで「不時着水」とされていたものが、「墜落」に訂正された。また、乗員8名のうち1名が救助されたが、残念ながら搬送先で死亡が確認された旨の情報提供があった。

また、午後には、東京都と横田基地周辺5市1町で構成する、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、CV-22オスプレイについて、安全性が確認されるまで飛行停止措置を講ずること等の要請文を郵送した。

12月1日（金）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を代表して、東京都都市整備局次長及び羽村市長が横田基地を訪問し、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官に対し、昨日郵送した要請文の写しを手交の上、要請内容を直接伝えた。

12月2日（土）

北関東防衛局から、在日米軍司令部から12月1日に得た情報として、今般の屋久島沖での米軍CV-22の墜落に関し、CV-22の飛行を現在行っていない旨等の情報提供があった。

12月3日（日）

北関東防衛局から、横田基地が、死亡確認された隊員の身元を公表した旨の情報提供があった。

12月5日（火）

福生市議会から、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対し、CV-22オスプレイについて、安全性が確認されるまで、飛行停止措置を講ずること等の要請文を郵送した。

12月7日（木）

北関東防衛局から、米空軍は、日本時間12月7日午前9時、調査が継続している中、リスクを軽減するためCV-22オスプレイの運用停止を指示した旨、また、米海軍と海兵隊も、米空軍の決定を受けて、すべてのオスプレイの運用停止措置を導入している旨、発表があったとの情報提供があった。

12月15日（金）

北関東防衛局から、米側からは、米海軍航空局プログラム・オフィスからオスプレイを運用するすべての部隊に対し、プロペラを回したり、地上走行を行うことを推奨されているとの説明を受けた。この措置は、飛行再開のための措置ではなく、錆を防ぐために定期的に必要とされるメンテナンスであり、基地内・地上で行われるものであると承知しており、こうした措置は、軍用の回転翼機に対して行われる一般的なものであると承知している、との情報提供があった。

令和6年1月12日（金）

北関東防衛局から、本日、米軍オスプレイの捜索・回収活動について、一連の活動を終了した等の情報提供があった。最終的には、乗員8名全員について死亡が認定された。

2月15日（木）

CV-22乗員のメモリアルセレモニーが横田基地で開催され、福生市長が出席した。

2月21日（水）

北関東防衛局から、空軍特殊作戦コマンド司令官のトニー・パウエルンファイント空軍中将は、令和5年11月29日に屋久島付近で発生したCV-22の事故を受け、安全調査委員会及び事故調査委員会を招集した等の情報提供があった。

3月8日（金）

北関東防衛局から、米軍が、オスプレイの運用停止措置を解除した旨を発表したとの情報提供があった。

同日中に、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から、防衛大臣及び北関東防衛局長に対し、まずは早急に、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などを明らかにするとともに、関係自治体に速やかに情報提供すること等の要請文を郵送した。

3月11日（月）

午前中に、防衛省地方協力局東日本協力課長、北関東防衛局企画部長らが市役所を訪問し、8日に情報提供のあったオスプレイの運用停止措置について、副市長が説明を受けた。

副市長からは、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などを地元自治体に情報提供するよう、直接申し入れを行った。

3月13日（水）

北関東防衛局から、日本国内のオスプレイの段階的な運用再開に関する情報提供があり、この情報提供に先駆け、午後4時に北関東防衛局長が市役所を訪れ、市長が説明を受けた。

しかしながら、11日に副市長から申し入れをした、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などの説明は無かったため、福生市長から北関東防衛局長に対し、市民が納得できる最低限の説明にもなっていないことを伝え、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策など具体的な説明を地元自治体にするよう、改めて強く求めた。

3月15日（金）

横田基地周辺5市1町で構成する、横田基地周辺市町基地対策連絡会から、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、より詳細な事故原因、安全対策及び再発防止策などを明らかにすること、再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること等の要請文を郵送した。

また、同様の主旨で福生市議会からも、国に対して要請文を郵送した。

3月29日（金）

福生市長が防衛省本省を訪れ、木原防衛大臣（当時）と横田基地に関して意見交換を行った。福生市長からは、今回の事故を受け、市民が非常に不安を感じていることを、直接申し入れを行った。木原防衛大臣からは「地元の心配はよくわかる、引き続き適切に情報提供していきたい。」との発言があった。

7月2日（火）

北関東防衛局から、横田基地において、本日午前11時00分頃にCV-22オスプレイ1機が離陸（飛行再開）した旨の情報提供があった。

7月3日（水）

前日の飛行再開を受け、横田基地周辺市町基地対策連絡会から、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、当該事故の経緯とより詳細な事故原因を早急に明らかにし、関係自治体に速やかに情報提供すること等の要請文を郵送した。

7月5日（金）

福生市長が防衛省本省を訪れ、防衛省地方協力局長に対して、詳細な事故原因等を早急に明らかにし、関係自治体に説明していただかなければ、市民に対して説明ができないことを、直接申し入れした。地方協力局長からは「防衛省としてオスプレイの安全性は確認している。現時点では抽象的な言い方しかできないが、報告書が公表された際にはしっかりと説明させていただく」との説明があった。

7月8日（月）

福生市議会横田基地対策特別委員会の要請行動において、防衛省本省及び北関東防衛局にて、事前の通告がない中でC V - 2 2 オスプレイが飛行再開したことについて遺憾である旨を申し入れるとともに、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策を明らかにするよう要請した。

8月2日（金）

北関東防衛局から、米国時間の8月1日（日本時間8月2日）、事故調査報告書が米空軍事故調査委員会から公表された旨の情報提供があった。同日、防衛省地方協力局統括調整官が市役所を訪れ、福生市長が説明を受けた。

福生市長からは、事故調査報告書の公表も含め、事故の経緯と原因、今回の事故を受けての安全対策やその対策により安全性が確保されていることなどについて一通りの説明を受けたが、だからといって基地周辺住民のオスプレイに対する不安が全て解消されたわけではなく、今後も不安は継続するものと考えており、引き続き、安全対策や再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講じることを国から米軍に対して申し入れるよう、申し入れを行った。

8月5日（月）

北関東防衛局長が就任のあいさつのため福生市長を訪れた際に、福生市長から、防衛省からの情報がなければ、横田基地に起因する様々な問題等について、市民に説明することはできないことを改めて伝えたところ、北関東防衛局長からは、適時適切な情報提供していく旨の回答があった。

鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属 CV-22 オスプレイの墜落について（要請）

令和5年11月29日に鹿児島県屋久島（やくしま）の沖合において、米空軍横田基地所属のCV-22 オスプレイ1機が墜落したとの情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

この事故でお亡くなりになった方のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、御遺族並びに関係者の皆様に対し哀悼の意を表する。また、残る搭乗員の方々については、無事に家族の元へ戻ることをできるよう祈念する。

さて、オスプレイについては、今般の事故以外にも本年8月にオーストラリアでMV-22の墜落事故が発生し、また、9月にはわずか2週間足らずの間に、4回、計6機のMV-22が予防着陸を繰り返すなど、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を更に募らせている。

については、度重なる事故の発生に対して厳重に抗議するとともに、貴職においては、下記のとおり対応するよう要請する。（※）

記

- 1 CV-22 オスプレイについて、安全性が確認されるまで、飛行停止措置を講ずること。
- 2 当該事故の経緯を明らかにするとともに、原因究明を行い再発防止を図ること。
- 3 航空機の点検整備を強化するとともに、安全確保の徹底を図ること。
- 4 以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。
- 5 オスプレイに対する基地周辺住民の不安に対し、国の責任において丁寧な説明を行うこと。
（5については国にのみ要請）

※ 国に対しては、

「また、9月22日には東京都からオスプレイの運用における安全確保の徹底について要請を実施したところであるが、こうしたなか事故が発生したことや、墜落が発生した同日中に、米側へオスプレイの飛行停止措置を求めなかったことについては、極めて遺憾である。

については、度重なる事故の発生に対して厳重に抗議するとともに、貴職においては、このような状況を十分認識され、次のとおり米軍に申し入れを行うよう要請する。」と記載

令和5年11月30日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
アンドリュー L. ラダン大佐 殿
防衛大臣 木原 稔 殿
北関東防衛局長 二又 知彦 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	羽 村 市長	橋 本	弘 山
	立 川 市長	酒 井	大 史
	昭 島 市長	臼 井	伸 介
	福 生 市長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	瑞 穂 町 長	杉 浦	裕 之

鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落について（要請）

令和5年11月29日に鹿児島県屋久島（やくしま）の沖合において、米空軍横田基地所属のCV-22オスプレイ1機が墜落する事故が発生した。

この事故でお亡くなりになった方の御冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、御遺族並びに関係者の皆様に対し哀悼の意を表す。また、残る搭乗員の方々については、一刻も早く家族の元へ戻ることを祈念する。

さて、オスプレイについては、今般の事故以外にも本年8月にオーストラリアでMV-22の墜落事故が発生し、また、9月にはわずか2週間足らずの間に、4回、計6機のMV-22が予防着陸を繰り返すなど、基地周辺住民にとっては、オスプレイの安全性に対する不安を更に募らせている。

については、度重なる事故の発生に対して厳重に抗議するとともに、貴職においては、次のとおり対応するよう要請する。（※）

- 1 CV-22オスプレイについて、安全性が確認されるまで、飛行停止措置を講ずること。
- 2 当該事故の経緯を明らかにするとともに、原因究明を行い再発防止を図ること
- 3 航空機の点検整備を強化するとともに、安全確保の徹底を図ること。
- 4 以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

※ 国に対しては、

「また、本市議会では、本年8月の要請行動における「横田基地周辺対策等要望事項」において、度重なる事故及びトラブルに対し、徹底的な原因究明と再発防止について要請するよう求めたところであるが、こうしたなか事故が発生したことや、墜落が発生した同日中に、米軍へオスプレイの飛行停止措置を求めなかったことについては、極めて遺憾であり、度重なる事故の発生に対して厳重に抗議する。

については、貴職においては、このような状況を十分認識され、次のとおり米軍に申し入れを行うとともに、オスプレイに対する基地周辺住民の不安に対し、国の責任において丁寧な説明を行うことを要請する。」と記載

令和5年12月5日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

アンドリュー L. ラダン大佐 殿

防衛大臣 木原 稔 殿

北関東防衛局長 二又 知彦 殿

福生市議会議長

武 藤 政 義

横田基地対策特別委員長

佐 藤 弘 治

オスプレイの飛行再開について（要請）

令和5年11月30日、当協議会は、鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故を受け、CV-22オスプレイについて安全性が確認されるまで飛行停止措置を講ずること、原因究明や再発防止を図ることなどを要請した。

この度、令和6年3月8日、北関東防衛局から、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除する旨、情報提供があった。

この中で、国は、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくとのことではあるが、事故調査は現在進行中であること、特定の部品の不具合が発生したことが墜落事故を起こした原因とされたがその根本原因は明らかにされていないこと、さらには、安全対策の詳細な内容も明らかにされていない。

墜落事故を受け、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を更に募らせており、今回の説明では到底その解消を図ることはできない。

については、まずは早急に、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などを明らかにするとともに、関係自治体に速やかに情報提供することを要請する。

令和6年3月8日

防衛大臣 木原 稔 殿
北関東防衛局長 二又 知彦 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長 東京都知事 小池 百合子
副会長 羽村市長 橋本 弘山
立川市長 酒井 大史
昭島市長 臼井 伸介
福生市長 加藤 育男
武蔵村山市長 山崎 泰大
瑞穂町長 杉浦 裕之

日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について（要請）

令和6年3月8日、北関東防衛局から、米軍は、オスプレイの運用停止措置を解除する旨、情報提供があり、その中で、国は、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくとのことであった。

これに対し、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会では、同日付けで、早急に、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などを明らかにするとともに、関係自治体に速やかに情報提供することを要請した。

こうした中、令和6年3月13日、北関東防衛局から、陸上自衛隊及び日本国内の米軍オスプレイは、3月14日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始する旨、情報提供があった。

事故調査が継続中かつ、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策の情報が十分提供されていない中で、横田基地所属CV-22オスプレイの段階的運用再開は、基地周辺住民の不安を更に高めることになると強く危惧するものであり、遺憾である。

については、以下のとおり要請する。

- 1 当該事故の経緯とより詳細な事故原因を早急に明らかにすること。
- 2 安全対策、再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。
- 3 以上に関する情報を速やかに関係自治体へ提供すること。
- 4 基地周辺住民の不安に対し、国の責任において、安全性が十分確保されていることなどについて、具体的かつ、丁寧な説明を行うこと。

（4については国にのみ要請）

令和6年3月15日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
アンドリュー L. ラダン大佐 殿
防衛大臣 木原 稔 殿
北関東防衛局長 二又 知彦 殿

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立川市長 酒井大史
昭島市長 臼井伸介
福生市長 加藤育男
武蔵村山市長 山崎泰大
羽村市長 橋本弘山
瑞穂町長 杉浦裕之

幹事 羽村市長 橋本弘山

オスプレイの飛行再開について（要請）

この度、令和6年3月8日、米軍からオスプレイの運用停止措置を解除する旨、プレスリリースがあった。

同日、日米共同でのプレスリリースの中で、国は、日本国内のオスプレイの運用再開のタイムラインについては、引き続き、日米間で緊密に連携し調整していくとのことではあるが、事故調査は現在進行中であり、特定の部品の不具合が発生したことが墜落事故を起こした原因とされたが、その根本原因は明らかにされていない。またこうしたことは13日の情報提供においても同様である。

令和5年12月5日、当市議会では、鹿児島県屋久島沖合での横田基地所属CV-22オスプレイの墜落事故を受け、CV-22オスプレイについて安全性が確認されるまで飛行停止措置を講ずること、原因究明や再発防止を図ることなどを要請した。

この墜落事故を受け、基地周辺住民にあっては、オスプレイの安全性に対する不安を更に募らせており、今回の説明では到底その解消を図ることはできない。

また、当市議会では、昨年8月の要請行動における「横田基地周辺対策等要望事項」において、度重なる事故及びトラブルに対し、徹底的な原因究明と再発防止について米軍に要請するよう求めている。事故調査は現在進行中であるとのことであるが、こうした中、運用が再開されるなど、極めて遺憾である。

については、まずは早急に、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策などを明らかにするとともに、関係自治体に速やかに情報提供することを要請する。

令和6年3月15日

防衛大臣 木原 稔 様
北関東防衛局長 二又 知彦 様

福生市議会議長
武藤政義
横田基地対策特別委員長
佐藤弘治

横田基地所属CV-22オスプレイの飛行再開について（要請）

令和6年3月13日、北関東防衛局から「陸上自衛隊及び日本国内の米軍オスプレイは、3月14日以降、準備が整ったものから順次飛行を開始する」旨、情報提供があった。

これに対し、横田基地周辺市町基地対策連絡会では、令和6年3月15日付けで、「当該事故の経緯とより詳細な事故原因を早急に明らかにするとともに、安全対策、再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講じ、これらに関する情報を速やかに関係自治体へ提供すること」を要請した。

こうした中、令和6年7月2日、北関東防衛局から「横田基地において、午前11時00分頃にCV-22オスプレイ1機が離陸した。横田基地周辺を旋回後、午前11時15分頃に着陸した」旨、情報提供があった。

令和5年11月の墜落事故に係る事故調査が継続中かつ、より詳細な事故原因や安全対策、再発防止策の情報が十分提供されていない中であって、事前の通告もなく飛行を再開したことは、基地周辺住民の不安を更に高めるものであり、誠に遺憾である。

ついては、以下のとおり要請する。

- 1 安全対策、再発防止策の徹底と事故防止に万全の措置を講ずること。
- 2 当該事故の経緯とより詳細な事故原因を早急に明らかにすること。
- 3 1及び2に関する情報を速やかに関係自治体へ提供すること。
- 4 基地周辺住民の不安に対し、国の責任において、安全性が十分確保されていることなどについて、具体的かつ、丁寧な説明を行うこと。
(4については国にのみ要請)

令和6年7月3日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
アンドリュー L. ラダン大佐 殿
防衛大臣 木原 稔 殿
北関東防衛局長 二又 知彦 殿

横田基地周辺市町基地対策連絡会構成市町長

立川市長	酒井大史
昭島市長	臼井伸介
福生市長	加藤育男
武蔵村山市長	山崎泰大
羽村市長	橋本弘山
瑞穂町長	杉浦裕之

幹事 福生市長 加藤育男

ク PFOS等を含む水の漏出（令和6年8月）

年月日	内容
10. 3	<ul style="list-style-type: none"> 防衛省（北関東防衛局）より、米側からの情報として、次の情報提供があった。 <ul style="list-style-type: none"> ○令和6年8月30日、短時間に降った豪雨により、横田基地の消火訓練エリア（貯水池及び火災訓練用機材そのものを含む消火訓練エリア）から、（PFOS等を含む）泡消火薬剤の残留が含む約12,640ガロンの水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高いとの通知がなされた。 ○本事案について、再発防止計画を講じている。
10. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・10月3日の情報提供内容について、北関東防衛局企画部長が来庁し、副市長が説明を受けた。 ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会（以下、表中において「協議会」という。）から防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、施設外へ出た蓋然性が高い水の水質や施設外へ出た場所、貯水池等にPFOS等が残留していた理由等の詳細な情報を迅速に提供すること、国の責任において公共用水域や地下水への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表すること、東京都及び基地周辺自治体が必要に応じて立入調査をする場合には、全面的に協力することについて、口頭要請を行った。
10. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・10月3日の情報提供内容について、北関東防衛局長が来庁し、市長が説明を受けた。
10. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省（北関東防衛局）より、米側から得られた事案の詳細について情報提供があった。 <ul style="list-style-type: none"> ○消火訓練エリアの位置は、横田飛行場の東側であり、貯水池のPFOS等の濃度は、令和5年11月の測定値で、PFOS及びPFOAの合計で1,620ng/L（ナノグラム・パー・リットル）であったこと ○貯水池の水には過去の消火訓練で使用した泡消火薬剤が含まれていたこと ○流出ルートは、消火訓練エリアから雨水排水系統に流入し、横田飛行場の南西部にある排水口から恐らく施設外へと流れ出したこと、 ○通報までに時間を要した理由は、8月30日に消火訓練エリアから水が溢れ出しているのを確認した後、流出した水の流れを追うために現地調査を開始したが、マンホールの位置から地下の排水管を手作業で確認することを含む複雑なものであり、溢れ出した水が横田飛行場外にまで至った可能性が高いと判断された時点で、日本側に通報したためである。 ・この他、10月4日の要請に対する回答についても情報提供があった。
R. 6 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会から防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、国の責任において、公共用水域等に流れ出たとされている箇所の水質検査を直ちに実施すること、再発防止策の実施状況等を含めた情報提供などを行い、基地周辺住民の不安の解消に取り組むこと、貯水池に溜まっている水の処分について、迅速かつ適切に実施するとともに、包括的かつ長期的な対応策を明らかにし、確実に実行されるよう米軍に要請すること等について、口頭要請を行った。
10. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都が10月7日に実施したとする、横田飛行場周辺の公共用水域の水質調査の測定結果が環境局のホームページで公表され、排水口からの雨水管が流入する福生南公園付近の下の川での測定結果は、PFOS及びPFOAの合計値で11ng/Lとなり、国が定める暫定指針値の50ng/Lを下回るものだった。 ・横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、10月17日付けで要請した内容について早急に対応するよう、口頭要請を行った。
11. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省（北関東防衛局）が、横田基地南西部にある排水口が雨水管に接続する付近の雨水管内で採水を実施した。当日は、雨水管を管理する市の道路下水道課の担当職員他、東京都及び横田基地周辺自治体の基地担当職員または環境担当職員が立ち会いを行った。
11. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・11月5日の水質調査結果について、北関東防衛局企画部次長が来庁し、副市長が説明を受けた。測定結果は、PFOS及びPFOAの合計値は28ng/Lで、暫定指針値を下回るものだった。 ・防衛省（北関東防衛局）より、10月17日及び10月30日の協議会からの要請に対する回答として、短期的な再発防止策及び包括的かつ長期的な対応策の検討状況を含めた米側の取組について、引き続き米側に確認していること並びに在日米軍が11月15日に泡消火薬剤の交換に関する取組状況をホームページに掲載しており、横田飛行場においては、本年5月末までに旧式の泡消火薬剤の廃棄を完了しており、置き換えられた新式組成の泡消火薬剤については、原料にPFOS、PFOA及びPFHxS（ピーエフヘクスエス）のいずれも含まれていない旨、説明を受けていること等が情報提供された。
11. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会から在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について、東京都及び基地周辺自治体に現地直接説明することなどを要請するとともに、国に対してはこれらの内容を確認するとともに、現地直接説明することを米軍に要請すること等について、文書要請を行った。

年月日		内容
R. 6	11. 25	・福生市長が防衛省本省を訪れ、中谷防衛大臣（当時）にお会いし、横田基地に関して意見交換を行い、今回の泡消火薬剤の残留が含まれる水の漏出について、市民が非常に不安を感じていること等を直接申し入れた。
	12. 20	・日米両政府は、米側が今後消火訓練エリアの貯水池の水をサンプリングする段階で、日米地位協定の環境補足協定に基づく日本側の立入りとサンプリングを実施することとし、これに先立ち、地元の皆様が不安や懸念を抱いていることを念頭に、早急に日本側の立入りを実現することで一致したとして、午前9時から、防衛省、外務省、環境省、東京都及び横田基地周辺5市1町による横田基地への立入りを実施し、福生市からも基地・渉外担当職員が参加して、消火訓練エリア周辺を視察するとともに、米側からの説明を受けた。
R. 7	1. 22 1. 23	・協議会が実施した総合要請の際に、周辺住民の不安を払しょくするためにも、これまで協議会が行ってきた一連の要請内容について、早急に対応し情報提供していただけるよう、協議会を代表して福生市長が、防衛省及び米軍に対し、直接申し入れを行った。
	2. 21	・防衛省（北関東防衛局）より、12月20日の立入りの際に各自治体から米側に対して行った質問のうち、その場では回答が得られなかったものに対する回答が情報提供された。 ・協議会から在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、米軍に対しては、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすること、国に対しては、国の責任により米軍の取組を確認するとともに、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をしよう米軍に働きかけることや環境補足協定に基づく立入り及びサンプリングの実施についても速やかに米側と調整を進めることについて、口頭要請を行った。
	4. 16	・防衛省（北関東防衛局）より、米側から示された再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法について情報提供があり、同日に北関東防衛局長、環境省 水・大気環境局総務課長、防衛省地方協力局環境政策課の部員らが市役所に訪れ、福生市長が説明を受けた。 ○貯水池の残水はPFOS及びPFOAを除去する効果がある粒状活性炭フィルターを用いて浄化処理し、サンプル採取により同フィルターの効果を確認したうえで、浄化後の水は雨水排水路へ放流される。 ○同フィルターの仕様は、2022年10月に厚木海軍飛行場の調整池のPFOS及びPFOAを含む水を処理したものと同一である。当時、同フィルターは、調整池の濃度910ng/LのPFOS及びPFOAを浄化後に平均4.7ng/Lの値にまで低減させており、その除去効率は99.5%であった。 ○横田飛行場は、現在、消火訓練施設で同フィルターを稼働させるための最終段階に入っている。 ○消火訓練施設を継続して使用するか、消火訓練を別の場所で実施するかについては、最終決定されていない。最終決定されるまで、空になった貯水池は、今後貯水池内に水が溜まらないよう、暫定措置として土で埋め立てられる。 ○梅雨の時期が近づく中、本件にスピード感を持って取り組んでいる ・説明の際、福生市長から、放流の際には公共用水域においても、国の責任において、水のサンプル採取を行い、PFOS及びPFOAの濃度を測定して頂きたい旨を申し入れた。
	4. 17	・協議会から在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、防衛大臣及び北関東防衛局長に対して、4月16日に情報提供された再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むことや浄化処理後の水は、放流前にPFOS等の濃度の低減を確認の上、放流すること等を米軍に要請するとともに、国に対しては、これらの内容を米軍に要請することに加え、環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること、国においても浄化処理後の水のPFOS等の濃度の低減を、放流前に確認すること、放流時には、国の責任において、放流先の河川等のPFOS等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること等について、文書要請を行った。
	5. 14	・午後2時から国及び関係自治体は、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを国、東京都及び米軍が採取するとともに、米側からの説明を聴取した。
	5. 29	・浄化処理後の水に関して、放流前のサンプル採取を、5市1町立ち合いのもと国が実施した。
	5. 30	・5.14に採取した水のサンプルに関する分析結果について、国、東京都及び米軍のいずれの水のサンプルについても、50ng/Lの暫定指針値を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定であり、①放流前、②放流開始後、③放流完了前、④放流完了後の4回、横田飛行場南西部の排水口付近及び福生南公園付近の「下の川」の2か所でサンプル調査を行うことが、国から情報提供があった。
	6. 2	・放流開始後のサンプル採取を5市1町立ち合いのもと国が実施した。
	6. 10	・放流完了前のサンプル採取を5市1町立ち合いのもと国が実施した。

年月日	内容
6. 18	・防衛省（北関東防衛局）より、17日に放流が完了した旨、米側から連絡があったとの情報提供があった。
6. 26	・放流完了後のサンプル採取を5市1町立ち合いのもと国が実施した。
7. 14	・防衛省（北関東防衛局）より、公共用水域におけるPFOS等の濃度を確認するために実施された水質調査について情報提供があった。 調査結果は、公共用水域・地下水における指針値及び水道水における暫定目標値であるPFOS及びPFOAの合算値50ナノグラム・パー・リットルを下回るものであった。
R. 7 8. 20	・防衛省（北関東防衛局）より、米側から示された貯水池及び消火訓練施設のPFOS及びPFOAを含む水の浄化及び放流後の対応について、次のとおり情報提供があった。 ○粒状活性炭フィルターは、5月30日から6月17日まで稼働し、浄化・放流された水の量は約35万ガロン（約132万リットル）であった。 ○浄化に用いた粒状活性炭フィルター内の活性炭は、日本環境管理基準（JEGS）に従い、日本国内の処理施設で適切に処分される。 ○空になった貯水池は土で埋め立てられた。 ○消火訓練施設は土で埋め立てられ、アスファルトで覆われた。

横田飛行場におけるPFOS等を含む水の漏出等について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、北関東防衛局から令和6年10月3日に連絡のあった横田飛行場におけるPFOS等を含む水の漏出について、国に対して、10月4日の要請に引き続き、同月17日及び30日に、国の責任において周辺環境への影響や米軍の取組を確認することなどを要請した。

これを受け、国からは、11月19日に、横田飛行場の南西部にある排水口付近において採取した水の水質検査の結果、PFOS及びPFOAの合計値が暫定指針値を下回っていたことが示された。また、横田飛行場においては、PFOS等を含む旧式の泡消火薬剤の廃棄を本年5月末までに完了しており、置き換えられた新式組成の泡消火薬剤については、原料にPFOS、PFOA及びPFHxSのいずれも含まれていない旨、米側から説明を受けたとの追加情報が提供された。

しかしながら、漏出から2か月以上が経過しているにも関わらず、基地内における漏出の状況や流出ルートの詳細、貯水池に溜まっている水の現在の状況や処分の実施状況、包括的かつ長期的な対応策の具体的内容などは示されていない。

PFOS等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのためには、国の責任により、環境への影響や再発防止策の実施等を含めた米軍の取組状況を確認するとともに、国と米軍が連携して、東京都及び基地周辺自治体に、詳細かつ、わかりやすく伝えることが必要である。

また、過去の泡消火薬剤の漏出については、令和5年12月9日以降新たな情報提供がなく、こうしたことは基地周辺住民の不信を招くものであり、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 国の責任において、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について確認するとともに、東京都及び基地周辺自治体に現地直接説明するよう、米軍に要請すること。
- 2 国の責任において、基地内で発生したPFOS等漏出に係る地下水等への影響について調査・分析・評価を行い、その結果を公表するとともに必要な対応を行うこと。
- 3 令和5年11月3日の沖縄タイムスの記事にあったPFOS等の漏出の有無を明らかにするとともに、事実関係についての詳細な情報を東京都及び基地周辺自治体に速やかに提供するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請。

令和6年11月20日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

防衛大臣 中谷 元 殿
北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会
会 長 東京都知事 小池 百合子
副会長 福生市長 加藤 育男
立川市長 酒井 大史
昭島市長 臼井 伸介
武蔵村山市長 山崎 泰大
羽村市長 橋本 弘山
瑞穂町長 杉浦 裕之

横田飛行場における PFOS 等を含む水の米側による処理について（要請）

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和6年8月に発生した横田飛行場の消火訓練エリアからの PFOS 等を含む水の漏出事案に関し、国と米軍に対して、令和7年2月21日に、具体的な再発防止策や残存している水の処分時期などについて、早急に情報提供をすることなどを要請した。

これを受け、令和7年4月16日、北関東防衛局より、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化处理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流される、などと説明を受けている、との情報提供があった。

PFOS 等については、多くの都民が、健康への影響などについて不安を抱いており、早急に払しょくする必要がある。そのため、貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 今回の再発防止策及び処理方法の詳細について、都、基地周辺自治体及び関係する自治体への情報提供などを速やかに行い、住民の不安の解消に取り組むよう、米軍に要請すること。
- 2 環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整すること。
- 3 浄化处理後の水は、放流前に PFOS 等の濃度の低減を確認の上、放流するよう、米軍に要請すること。また、国においても濃度の低減を確認すること。
- 4 放流時には、国の責任において、放流先の河川等の PFOS 等の濃度を測定し、結果を速やかに公表すること。
- 5 処理装置の能力を確保するために維持管理を適切に行うとともに、使用済みの粒状活性炭フィルターについては適切に処分し、その処分方法についても情報提供するよう、米軍に要請すること。
- 6 貯水池を埋め立てる際には、埋立て前に泥の回収や貯水池の洗浄をするなど、適切に処置するよう、米軍に要請すること。

※下線部は国のみに要請

令和7年4月17日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
リチャード F. マックエルハニー大佐 殿
防衛大臣 中谷 元 殿
北関東防衛局長 森 浩久 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会
会 長 東京都知事 小池 百合子
副会長 昭島市長 臼井 伸介
立川市長 酒井 大史
福生市長 加藤 育男
武蔵村山市長 山崎 泰大
羽村市長 橋本 弘山
瑞穂町長 杉浦 裕之

ケ 熊川児童館敷地内に落下したパラシュート（令和7年12月）

令和7年11月20日（木）夕方、空挺降下訓練中に福生市内の熊川児童館敷地内に主降下傘が落下する事故が発生した。また、熊川児童館屋上にて、これに関連する誘導傘（パイロットシュート）が発見された。

12月1日（月）

熊川児童館屋上で熊川児童館職員により米軍のものと思われるものが発見された。同日中に福生市職員が回収するとともに北関東防衛局に連絡した。

12月2日（火）

北関東防衛局職員が発見された米軍のものと思われるものを回収した。

また、防災危機管理課より管理職宛に各所管施設、関係する施設等において、不審物がなにか確認を依頼。

12月8日（月）

午前10時22分、電話及びメールにて北関東防衛局から市に事故の情報提供があった。

内容（抜粋）：米軍に確認したところ、11月20日（木）に米軍兵士が空挺降下訓練中に主降下傘を切り離れた後、予備降下傘を使用して横田基地に着地した。切り離れた主降下傘は風によりコースを外れ、横田基地外に落下した。当該降下傘については、米軍が同日夜に福生市内熊川児童館敷地内で回収した。また、熊川児童館屋上で発見されたものは、この着地に関連する誘導傘（パイロットシュート）であった。米側の損害なし。部外への被害、影響等なし。

同日、北関東防衛局長が福生市長を訪れ、市長へ謝罪するとともに、経緯等の説明を行った。福生市長からは、11月18日の羽村市での場外降着から立て続けに発生した事故であり、これまで再三行ってきた要請が活かされていないこと、また、児童館という子供たちが集まる施設への落下事故であったこと、公共施設内に無断で立ち入り、かつ、その後も連絡がなかったことは極めて遺憾である旨を伝えた。

また、航空事故緊急対策会議を開催し、国からの情報提供内容が庁内幹部職員に周知されたほか、12月2日に防災危機管理課が依頼していた公共施設の不審物調査の結果、いずれの施設においても異常は見当たらなかった旨が伝達された。

12月9日（火）

福生市単独で米軍（在日米軍兼第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官）及び国（外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長）に対して抗議。

東京都と横田基地周辺5市1町で構成する、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会から在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官、北関東防衛局長及び横田防衛事務所長に対して要請した。

12月12日（金）

横田基地対策特別委員会が開会され、同日、市議会、横田基地対策特別委員会として米軍（在日米軍兼第5空軍司令官、在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官及び国（外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長）に対して抗議することと決定し、抗議文を郵送した。

福企企発第47号
令和7年12月9日

在日米軍兼第5空軍司令官 スティーブン F. ジョスト中将 殿
在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
リチャード F. マックエルハニー 大佐 殿

東京都福生市長 加藤 育 男

東京都福生市内に落下したパラシュートについて（抗議）

このことについて、令和7年11月20日（木）、福生市内の熊川児童館敷地内及び屋上に、米軍の主降下傘及び誘導傘（パイロットシュート）が落下する事故が発生した。

今般の事故は、令和7年12月1日（月）に熊川児童館屋上で熊川児童館職員が当該誘導傘（パイロットシュート）を発見したことにより発覚したものであり、防衛省北関東防衛局に発生時の状況等について説明を求めたところ、「11月20日（木）に米軍兵士が空挺降下訓練中に主降下傘を切り離した後、予備降下傘を使用して横田基地に着地した。切り離した主降下傘は風によりコースを外れ、横田基地外に落下した。当該降下傘については、米軍が同日夜に福生市内熊川児童館敷地内で回収した。また、熊川児童館屋上で発見されたものは、この着地に関連する誘導傘（パイロットシュート）であった。」とのことである。

横田基地では、平成30年4月に羽村市内で発生したパラシュートの落下、平成31年1月に2日続けて発生したパラシュートの落下及び部品遺失、令和2年7月に立川市内で発生したパラシュートの落下及び福生市内で発生したフィンの落下、本年11月18日に羽村市内で発生した場外降着及びパラシュートの一部の落下、そして、この度の落下事故が発生するなど、降下訓練に起因する事故が多発している。

福生市では、東京都及び周辺自治体と連携して、その都度、事故原因の究明、再発防止のための措置、安全確保の徹底及びこれらに関する情報を関係自治体に速やかに提供することを強く要請している。

今般の事故は、原因究明と再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないことを再三要請してきた中で、本年11月18日に発生した場外降着について徹底した点検を実施し、パラシュート降下運用の安全性について確信が得られたため訓練を再開すると連絡を受けたその当日に、子どもたちが集う児童館の敷地内で発生した、人命に関わりかねない大変重大な事故であり、また、事故発生に関する情報が米軍側から一切提供されないまま秘匿されていたこと及び許可なく市公共施設の敷地内に侵入していたことは、極めて遺憾である。

横田基地周辺は人口が密集した市街地であり、市民は航空機騒音に悩まされ、いつ発生するか分からない事故に不安な毎日を送っている。

市民の安全、安心を守る立場から、このような事故の発生及びこれまでの周辺自治体からの要請に対する対応は、真摯なものではなく、看過できるものではない。このことに対して、強く抗議する。

速やかに、今回の事故の発生状況を調査し、徹底した原因究明を行い、再発防止策を講じるまでは、同様の訓練の中止を求めるとともに、これらのことについて、迅速かつ丁寧な説明を行うよう、強く求める。

また、基地の運用は、「安全」が最優先事項であることについて、改めて認識し、今後とも、周辺住民に不安や危険を与えることのないよう、基地運用に関して、安全対策の徹底を図ることを強く求める。

福企企発第 48 号
令和 7 年 12 月 9 日

外務大臣 茂木 敏充 殿
防衛大臣 小泉 進次郎 殿
防衛省北関東防衛局長 池田 真人 殿
防衛省北関東防衛局横田防衛事務所長 佐々木 輝男 殿

東京都福生市長 加 藤 育 男

東京都福生市内に落下したパラシュートについて（抗議）

このことについて、令和 7 年 11 月 20 日（木）、福生市内の熊川児童館敷地内及び屋上に、米軍の主降下傘及び誘導傘（パイロットシュート）が落下する事故が発生した。

横田基地では、平成 30 年 4 月に羽村市内で発生したパラシュートの落下、平成 31 年 1 月に 2 日続けて発生したパラシュートの落下及び部品遺失、令和 2 年 7 月に立川市内で発生したパラシュートの落下及び福生市内で発生したフィンの落下、本年 11 月 18 日に羽村市内で発生した場外降着及びパラシュートの一部の落下、そして、この度の落下事故が発生するなど、降下訓練に起因する事故が多発している。

福生市では、東京都及び周辺自治体と連携して、その都度、事故原因の究明、再発防止のための措置、安全確保の徹底及びこれらに関する情報を関係自治体に速やかに提供することを強く要請している。

今般の事故は、原因究明と再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないことを再三要請してきた中で、本年 11 月 18 日に発生した場外降着について徹底した点検を実施し、パラシュート降下運用の安全性について確信が得られたため訓練を再開すると連絡を受けたその当日に、子どもたちが集う児童館の敷地内で発生した、人命に関わりかねない大変重大な事故であり、また、事故発生に関する情報が米軍側から一切提供されないまま秘匿されていたこと及び許可なく市公共施設の敷地内に侵入していたことは、極めて遺憾である。

福生市は、日米安全保障条約に基づく横田基地の運用について、市域の 3 分の 1 を提供し、様々な問題を抱えつつも協力しているが、横田基地周辺は人口が密集した市街地であり、市民は航空機騒音に悩まされ、いつ発生するか分からない事故に不安な毎日を送っている。

市民の安全、安心を守る立場から、このような事故の発生及びこれまでの周辺自治体からの要請に対する対応は、真摯なものではなく、看過できるものではない。このことに対して、強く抗議する。

速やかに、今回の事故の発生状況を調査し、徹底した原因究明を行い、再発防止策を講じるまでは、同様の訓練を中止するとともに、これらのことについて、迅速かつ丁寧な説明を行うこと、また、基地の運用は、「安全」が最優先事項であることについて、改めて認識し、今後とも、周辺住民に不安や危険を与えることのないよう、基地運用に関して、安全対策の徹底を図ることについて、国の責任において米軍に対し要請するとともに、国として真摯に受け止めるよう、強く求める。

東京都福生市内に落下したパラシュートについて（要請）

令和7年12月8日、防衛省北関東防衛局から「12月1日、熊川児童館屋上で熊川児童館職員により米軍のものと思われるものが発見された」、「米軍に確認したところ、これは米軍のものであり、11月20日に米軍兵士が空挺降下訓練中に主降下傘を切り離した後、予備降下傘を使用して横田基地に着地した。切り離した主降下傘は風によりコースを外れ、横田基地外に落下した。当該降下傘については、米軍が同日夜に福生市内熊川児童館敷地内で回収した。また、熊川児童館屋上で発見されたものは、この着地に関連する誘導傘（パイロットシュート）であった」との情報が、東京都及び基地周辺自治体に提供された。

降下訓練における落下物等は、一歩間違えれば人命に関わる重大な事故につながりかねず、特に今回は、子どもたちが集う児童館の敷地に落下しており、基地周辺住民に多大な不安を与えるものである。

また、当協議会は、これまでに発生した基地外への落下事故と同様の事故を防止すること等を要請してきたにもかかわらず、こうした事態が発生したことや、令和7年11月18日に発生した場外降着を受け、再発防止策を講ずるまで、同様の訓練は行わないことを要請している中、訓練が再開され落下事故が発生したこと、事案の発生について自治体からの照会があるまで情報提供がなされなかったことは、極めて遺憾である。

貴職においては、このような状況を十分認識され、原因究明を行い、再発防止と安全確保に努めるよう、下記のとおり要請する。（※）

（※）北関東防衛局長及び横田防衛事務所長宛て要請

貴職においてはこのような状況を十分認識され、下記のとおり米軍に申し入れを行うよう要請する。

記

- 1 今回のパラシュート落下の原因究明と、他の落下物の有無の確認を速やかに行うとともに、再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないこと。
- 2 訓練を再開する場合は、事前の情報提供及び安全確保について、更なる徹底を図ること。
- 3 横田基地所属以外の部隊による同様の訓練は行わないこと。
- 4 以上に関する情報を関係自治体に速やかに提供すること。

令和7年12月9日

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官
リチャード F. マックエルハニー大佐 殿
北関東防衛局長 池田 真人 殿
横田防衛事務所長 佐々木 輝男 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池 百合子
副会長	昭 島 市長	白 井 伸 介
	立 川 市長	酒 井 大 史
	福 生 市長	加 藤 育 男
	武蔵村山市長	山 崎 泰 大
	羽 村 市長	橋 本 弘 山
	瑞 穂 町長	山 崎 栄

東京都福生市内に落下したパラシュートについて（抗議）

令和7年11月20日、福生市内の熊川児童館敷地内及び屋上に、米軍の主降下傘及び誘導傘（パイロットシュート）が落下する事故が発生した。

横田基地では、平成30年4月に羽村市内にパラシュートの落下、令和2年7月に立川市内で発生したパラシュートの落下及び福生市内で発生したフィンの落下、本年11月18日に羽村市内で発生した場外降着及びパラシュートの一部の落下と、一歩間違えば人命に関わる重大な事故が立て続けに発生している。このことは、周辺住民の不安を増幅させ、日常生活環境を脅かす事態である。

横田基地においては人員降下訓練が度々行われており、基地運用の安全対策を徹底するよう再三要請しているにもかかわらず、主降下傘及び誘導傘（パイロットシュート）の落下事故が発生した。原因究明と再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練は行わないことを再三要請してきた中で、本年11月18日に発生した場外降着について徹底した点検を実施し、パラシュート降下運用の安全性について確信が得られたため訓練を再開するとしたその当日に、子どもたちが集う児童館の敷地内で発生した、人命に関わりかねない大変重大な事故であり、また、事故発生に関する情報が米軍側から一切提供されないまま秘匿されていたこと及び許可なく市公共施設の敷地内に侵入していたことは、極めて遺憾であり強く抗議する。

貴職においては、この状況を重大なことと認識されパラシュート落下の原因究明と安全対策、全ての訓練に関する安全教育の更なる徹底を図ることはもちろん、実効性のある再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練の中止を求める。

基地運用に関して、迅速かつ正確な情報提供を行い、安全対策の徹底を図ることを強く要請する。（※）

（※）外務大臣、防衛大臣、北関東防衛局長及び横田防衛事務所長宛て要請

貴職においては、この状況を重大なことと認識されパラシュート落下の原因究明と安全対策、全ての訓練に関する安全教育の更なる徹底を図ることはもちろん、実効性のある再発防止策を講ずるまでは、同様の訓練の中止を求めるものであり、基地運用に関して、迅速かつ正確な情報提供を行い、安全対策の徹底を図ることを米軍へ求めるよう強く要請する。

令和7年12月12日

在日米軍兼第5空軍司令官

スティーブン F. ジョスト中将 様

在日米軍横田基地第374空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 様

外務大臣 茂木敏充 様

防衛大臣 小泉進次郎 様

北関東防衛局長 池田真人 様

横田防衛事務所長 佐々木輝男 様

福生市議会議員

佐藤弘治

横田基地対策特別委員長

清水義朋

(4) 市政世論調査の結果

市では、3年毎に市民の定住意識や生活環境に対する評価、市政の各分野についての意向などを把握し、今後の市の取り組みや行政施策の参考に資するため世論調査を行っている。令和6年度に行われた調査結果は次のとおりである。

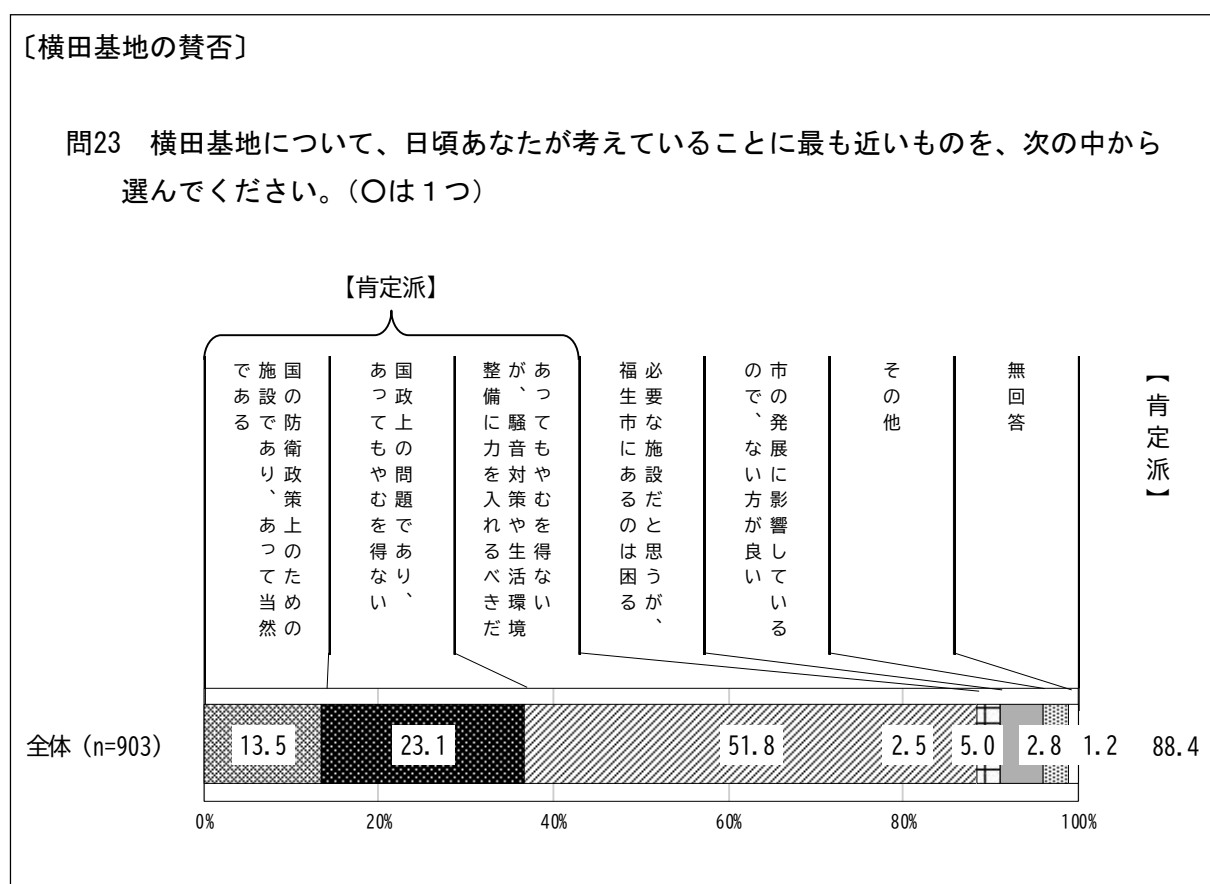
[調査の概要]

実施時期：令和6年7月1日から令和6年7月26日まで

実施方法：郵送配布、郵送回収・Web回収

対象者数：住民基本台帳から層化三段比例割当抽出した福生市在住の満18歳以上の個人2,000人

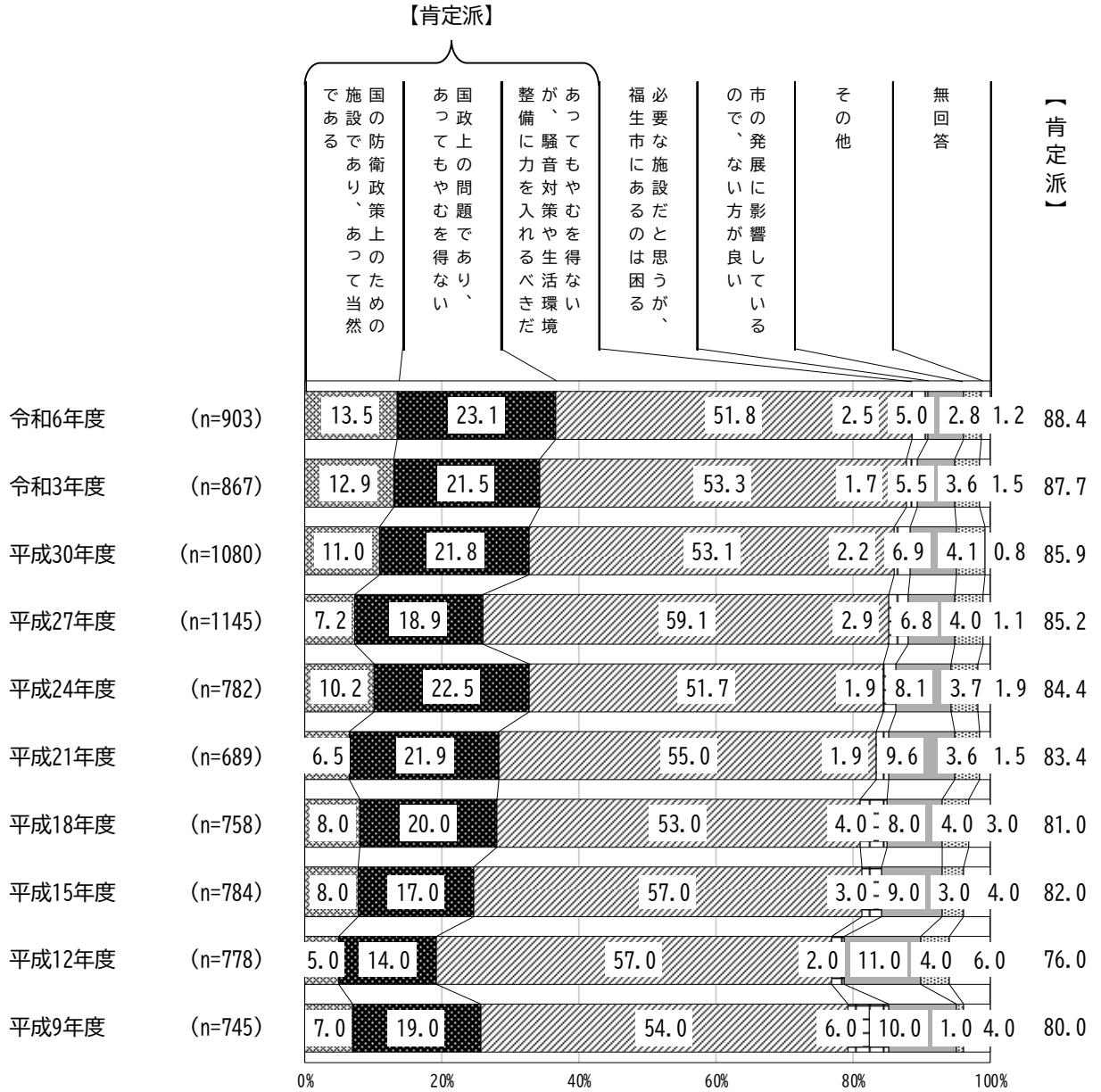
回 収 数：903票



横田基地の賛否を聞いたところ、「あってもやむを得ないが、騒音対策や生活環境整備に力を入れるべきだ」(51.8%)が最も高く、これと「国政上の問題であり、あってもやむを得ない」(23.1%)、「国の防衛政策上のためである」(13.5%)の3つを合計した【肯定派】(88.4%)が9割近くとなっている。

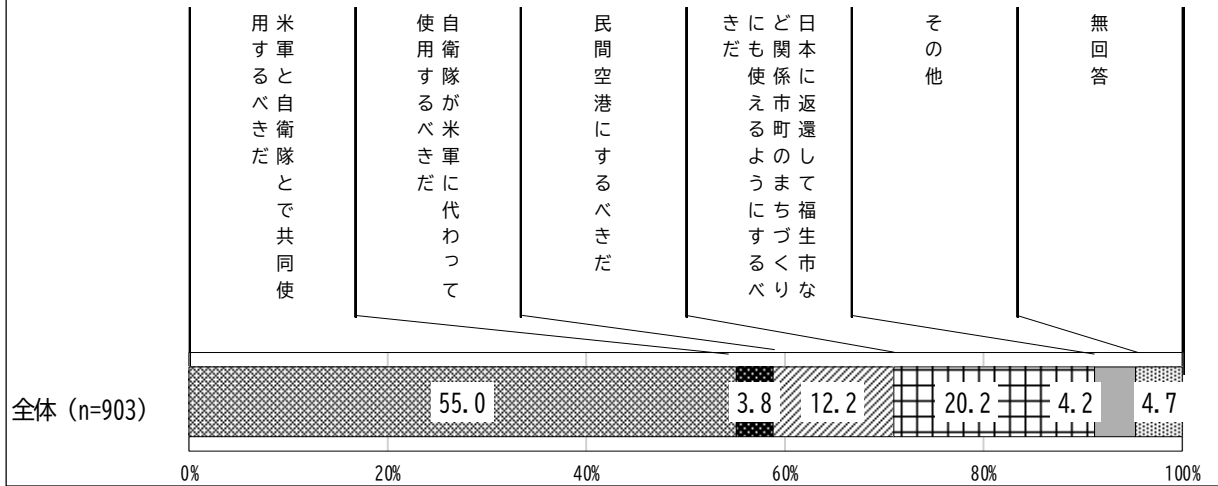
過年度の調査結果の推移をみると、【肯定派】は、平成15年度以降、8割台で推移している。

＜図表23－1＞横田基地の賛否



[横田基地のあり方]

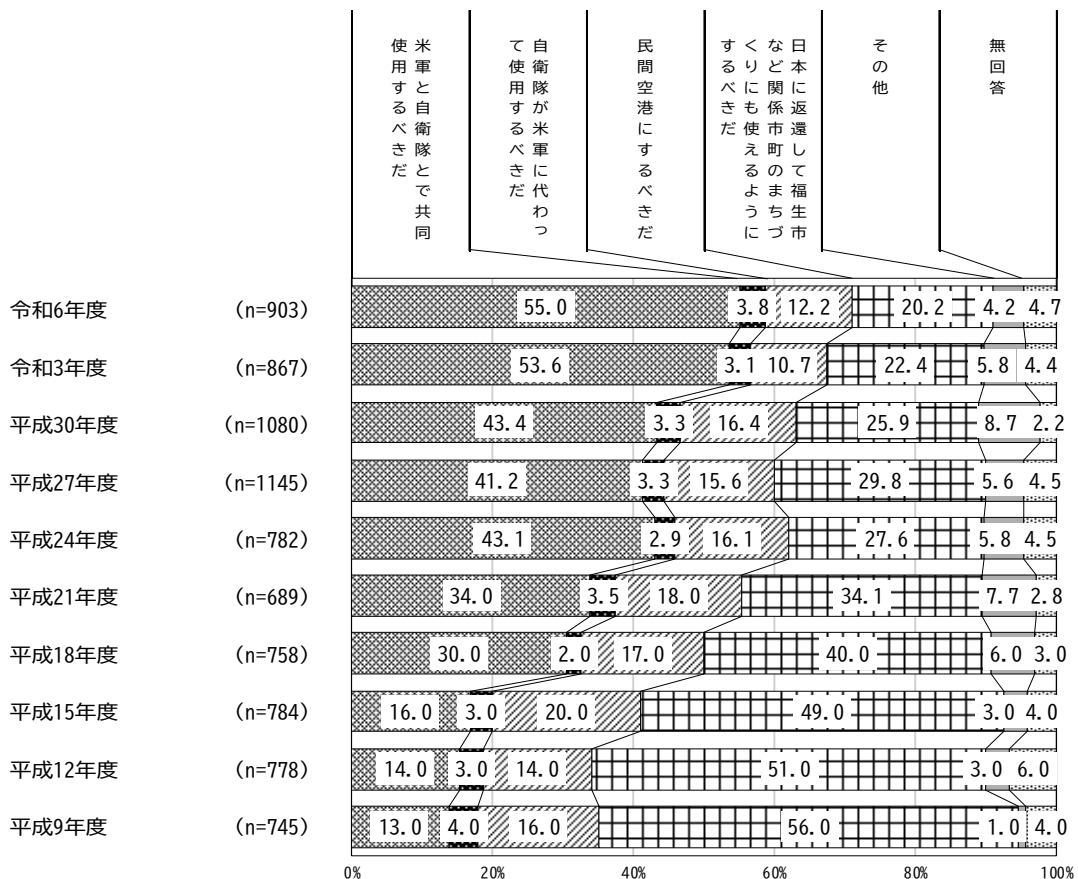
問24 平成24年3月に自衛隊との共同使用が開始されましたが、横田基地はどうあるべきだと思いますか。(〇は1つ)



横田基地のあり方を聞いたところ、「米軍と自衛隊とで共同使用するべきだ」(55.0%)が5割半ばと最も高く、次いで「日本に返還して福生市など関係市町のまちづくりにも使えるようにするべきだ」(20.2%)、「民間空港にするべきだ」(12.2%)となっている。

過年度の推移をみると、「米軍と自衛隊とで共同使用するべきだ」は増加傾向にある。

<図表24-1>横田基地のあり方/過年度推移



(5) 基地との交流

横田基地との交流は、団体や個人の民間レベルでも行われており、日米相互の親善を図るうえで大きな成果を上げている。

ア 福生・横田交流クラブ

平成元年3月に発足した福生・横田交流クラブは、基地に居住や所属をしている外国人、これに関連した団体との文化交流を通じ、国際的相互理解を深め、国際親善を促進することを目的としており、現在約80名の会員がいる。

会の行う行事としては、日米親善パーティー、ゴルフ大会、商工会青年部・青年会議所の協力による横田基地の軍人等による御神輿の福生七夕まつりへの参加等を実施している。

なお、福生・横田交流クラブが設立されて以降、周辺市町でも設立されるようになり、現在では、あきる野市、瑞穂町、羽村市、武蔵村山市、青梅市及び昭島市の6市町でも、交流・友好のためのクラブや協会が設立されている。

イ 航空自衛隊横田基地協力会

平成22年11月に発足した航空自衛隊横田基地協力会は、航空自衛隊横田基地とその周辺住民との相互理解と親睦を図り、航空自衛隊との友好、協力を努めるとともに会員相互の親睦を深め、併せて防衛意識の普及啓蒙と周辺自治体の発展に寄与することを目的としており、現在約160名の会員がいる。

会の行う行事としては、航空自衛隊横田基地との交流事業、視察研修会、各種式典・祝賀会などを実施している。

ウ 日米友好祭

基地を一般に開放する催し物で、毎年5月頃の土曜・日曜の2日間行われ、多くの若者や家族連れ、航空機ファン等が訪れる。

米軍や航空自衛隊の航空機の展示、また、アマチュアバンドの演奏、和太鼓も行われるなど日米の交流の場でもある。平成24年から、航空自衛隊横田基地も参加している。会場には、ホットドック、ハンバーガー、ステーキ、雑貨等の売店も出ており、多くの人出で賑わう（令和7年は約12万人が来場）。

なお、友好祭には車で来る人も多く、基地周辺の交通渋滞、また、基地の中に駐車場がないことから路上駐車等の交通上の問題が発生している。

このため、市では電車等の交通機関の利用や、距離的に近い牛浜駅ではなく、拝島駅等を利用する等の周知を図ること等を米軍及び国に要請している。

なお、令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

エ 福生七夕まつりへの参加

福生七夕まつりは昭和26年から始まったが、基地がこの催しに参加するようになったのは、第10回の昭和35年に米軍等のパレードが行われたことからである。

第16回からは民踊パレードが始まり一層賑やかさを増し、ハッピー姿の米兵やその家族達が横田七夕ダンサーズを作って参加するようになった。なお、第62回（平成24年）からは航空自衛隊横田基地の隊員も民踊パレードに参加している。

オ 福生レディースフレンドシップサークル

公民館の事業として昭和 50 年に始まったが、昭和 59 年からは自主的な活動となり、市民サイドでの交流が行われている。

この事業が始まる少し前に、米軍基地の関東集約（K P C P）が行われ、横田基地に婦人や子どもなど、家族も移動してきたことから、こうした人達にも日本文化の正しい紹介、理解が得られるようにと米側将校婦人達からの働きかけが教育委員会にあり、日米婦人文化交流事業として始まった。

現在も、基地の内外で交流会や文化交流活動が行われている。

カ その他の交流

サクラ・スプリングフェスティバル…毎年 3 月下旬～4 月上旬の土曜日に実施されるイベントで、基地東側のゲートが開放され、基地内の桜並木を鑑賞することができる。

関東地区スペシャルオリンピック…日米の小学生以上の障害のある方々が参加できる大会で、スポーツを通じて日米交流が図られる。

その他、ストライダーズ駅伝やフロストバイトロードレース等の基地内をコースとした駅伝、マラソン大会等も開催されている。



横田基地有志によるお神輿



横田七夕ダンサーズ



日米友好祭



日米友好祭

